

令和7年3月10日議案審査（教育福祉）

開会 午前 8時55分

○（ 君）では、お時間に、よろしいですか。

互礼をもって始めたいと思いますので、ご起立をお願いします。相互に礼。ご着席ください。

初めに、分科会長よりご挨拶をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 皆さん、おはようございます。3日間ありまして、時間をオーバーするともしかしたら4日目にもなってしまいます（ ）ので、なるべく簡潔な質疑、答弁に努めていただければと思います。

（ ）以上です。

○（ 君）ありがとうございました。

それでは、ここから先の進行は、分科会長お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） ただいまから一般会計予算決算委員会教育（ ）会を開会いたします。

これより議事に入ります。

今回、委員会に付託されました議案第21号 令和7年度菊川市一般会計予算のうち、教育福祉分科会所管に関わる項目を議題とします。

議会基本条例第11条第1項に、議会は、言論の府であって、議長は市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならないと定められていることから、今回の議案審査でも、質疑よりも自由討議を充実させ、議員相互間の議論を尽くして、合意形成した内容にて、基本条例の第11条に基づく分科会報告書としたいと思います。

自由討議では、議案審査の中から委員全員で討論したいことをテーマとし、議論を行いたいと思います。自由討議を充実させたいことから、分科会報告でも議員間討議の内容を重視していくため、審査内容を精査し、自由討議の記載を充実し、分科会報告でも自由討議の読み上げをいたします。

また、3月25日の予算決算委員会では、分科会での審査内容を確認するための質問をすることがないように、分科会の会議録を作成でき次第、全議員に周知させていただきますが、

その際に周知する会議録は、校正を行っていないものとなるため、議員のみの確認資料として取扱いいただくようお願いします。

審査内容の質問が当日出た場合には、会議録にて確認してくださいと回答させていただきますので、ご了承ください。

それでは、これより質疑を行います。課ごと、順番に質疑を行います。質疑・答弁に当たっては、必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いします。委員は、質疑通告一覧順に質疑を行うようお願いします。また、発言する際には、必ず冒頭で、番号・役職名等を述べ、はっきりと大きな声で発言するようお願いします。限られた時間を有効に活用するため、委員個人の意見については、後に予定しております自由討議で述べていただき、簡潔明瞭な質疑答弁をご協力をお願いします。

なお、本件につきましては、3月25日の開催予定の一般会計予算決算委員会にて採決を行います。

初めに、生活環境部の審査を行います。鈴木生活環境部長、所管する課名等を述べてください。鈴木部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 改めまして、おはようございます。生活環境部長でございます。

この後の環境推進課の審査をお願いいたします。

その後、小笠市民課、午後になりまして市民課になります。よろしくをお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 続いて、赤堀環境推進課長より出席者の紹介をお願いします。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 改めて、おはようございます。環境推進課長、赤堀です。よろしく申し上げます。

本日の出席者ですけれども、隣が環境政策係長の成瀬でございます。

その隣が環境推進係の中畠係長でございます。

以上3名の出席です。よろしくをお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。初めに、事前通知を提出された委員の質疑から行います。

通知を出された委員は、挙手の上、事前通知に従って質疑を行ってください。

ということで、1つ目は、山下委員からお願いします。16番。

○16番（山下 修君） 1番 山下です。じゃないか。（笑声）

トップバッターをいただきました。16番の山下でございます。

4款1項9目環境美化推進費ということで、タブレットの9ページになります。

バイオ肥料実証事業の内容とその効果、活用について伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長でございます。初めに、本事業に至るまでの背景について少しご説明したいと思います。

こちらですけれども、西方の地内にごございます鈴与バイオガスプラントで、メタン発酵を行う過程で生じる液体のメタン発酵消化液というものを全てこれまでは廃棄していました。

この活用が大きな課題でございました。5年ほど年月をかけまして、西方のお茶畑で、これが活用できるかなということで、実証実験のほうを静岡県の実験所と我々市役所とともに鈴与商事と活用について実証実験を進めてまいりました。

その成果が実りまして、昨年ですけれども、この液体を固形のバイオ肥料として、肥料（ ）をすることができました。

山下議員のご質問のバイオ肥料実証実験事業の内容と活用につきましては、今、申し上げたこのバイオ肥料の公共施設での活用になります。

この最終目標ですけれども、市内農地での還元としてしておりますが、まずはスタートとしまして、来年度は公共施設の菊川病院の庭園、芝生のほうに活用するものでございます。

最後、効果ですけれども、これまで菊川病院では化学肥料を使用しておりましたので、この事業をやることによって、地球温暖化対策へ寄与することが期待できると考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 16番。今、液体から固体にして肥料にすると、これ出来上がったものに関しては、これ有償になるんですか、それとも無償でという形になるんでしょう、どうなんでしょう。実証実験ですから……。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。これ通常の化学肥料に比べると、今は高いです。

〔「高い」と呼ぶ者あり〕

○環境推進課長（赤堀耕二君） ええ、高いです。鈴与商事（ ）どれだけ企業努力をこれからして、要は需要が増えれば安くなる見込みはありますけれども、今、比較すると少し高いです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） それを、その肥料を積極的に菊川市内でという形になりますと、何か環境課としては、それに対して購入に対して将来的に補助とか、いろんなそういったことを考えているのか。外部へは出ないようにするということがよろしいでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） まずは来年度、先ほど申し上げたように菊川病院でやるんですけども、これは県の内陸フロンティアの事業として、県の補助事業として、一応、成立をさせました。これも先ほど申し上げたんですけども、（ ）なんです、（ ）菊川の農地というのを（ ）が一番ベストになるんですけども、ですので、一応、内部的には、今、農林課のほうと話をさせてもらって、令和8年度は、農林課の事業として少し市内の農地に活用してもらおうように計画（ ）。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。16番。

○16番（山下 修君） 鈴与さんのバイオマス発電というのは、多分、学校給食の残渣等をそちらへ持っていっているということなんですけれども、今、処理能力というんですか、それはもう目いっぱいになっているということよろしいのでしょうか。どうなんでしょう。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。そうですね、鈴与のほうにお聞きしたところ、処理能力が、うちも受入量がある程度（ ）で、学校給食の（ ）公共事業からは、おおぞらの料金と、あと菊川病院の食品残渣（ ）。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○16番（山下 修君） ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。通告をやってないです。関連して、生ごみの資源化ということが市民団体からも出ていていますけども、いろんな実験の中で拡大していくとか、そういった検討ということはあるんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。この事業というのは、先ほど言った鈴与

商事の関係（ ）よろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○環境推進課長（赤堀耕二君） 先ほど山下議員の答弁でも話をさせてもらったんですけども、一応、鈴与商事のほうが、受入量が今日いっぱいなものですから、ここを広げるといのは、今、できないです。

規模が大きくなれば受入れのほうも（ ）考えられますけども、今のところ、ここの鈴与の事業としては無理だというふうに認識をしています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにありますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。その固形肥料にして販売した売上げはどこの所得になるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。鈴与商事になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。13番、再質疑どうぞ。

○13番（織部光男君） 給食センターの生ごみ（ ）、公共の物を出して（ ）、そちらのほうへ委託料も払っていますよね。ですから、もう全てそれ以外については口を挟めないということなのか。そういう利用方法にして、さらに売上げができるのであれば、委託料を下げるという検討はしないんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 委託料というのは、やっぱり双方の合意の下で成り立つ（ ）一方的に（ ）鈴与商事だけで言いますと、やっぱり規模の問題がございますので、これ以上はということに（ ）ここの事業での、これ以上の活用というのは不可能（ ）。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑、13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。だから、2者で話し合った結果とは今は変わってきているわけでしょ。共同開発をして固形化すると。液化のままだって、もう田んぼにまいているところはあるんですよ。ほかの市町村では固形にしなくても液体のまま田んぼにま

ている例もいっぱいあるんですよ。だから、そこについて共同開発をして、それに対して売上げ成功して売上げが上がるということになれば、だったら、委託料を下げるべきだと言うのは当然じゃないですか。どうですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） まず、鈴与商事の事業、共同開発と（ ）、まずこれ鈴与商事の事業なんです。メタン発酵消化液というの活用ができなくて、これまで廃棄されてきました。鈴与商事というと、3,000万ぐらいの支出を伴っておりました。我々も廃棄されるということは、やっぱりごみとして処理しなきゃいけないもんですから、ここで市としても、この活用というのは重要課題として認識してまいりました。

液体に関しては、農業者とも話をしているんですけども、かなりの人件費が伴います。液体をまくというのは。回数も物すごく増えちゃいます。それと機械を製造している（ ）の方にも伺って、特別にまく機械なんかの開発もお願いしたんですけど、これも金額が折り合わなくて、難しくて、固形の肥料というところに注目をして、肥料登録をするというの、肥料法というのはすごくハードルが高いもんですから、なかなか難しかったです。ですが、いろいろ成分とかを調整しながら、あと茶畑に本当に必要な成分を抜き出して、何とか昨年、肥料登録できたもんですから、ここは鈴与の努力でもありますし、我々もそこは本当に助かっていますので、そこをこれから委託を下げるなんてことは、また、これ話が別だと思えますので、少しここに関しては、私の考えとしては今言ったとおりになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。ちょっと意見的なところは、また自由討議で言っていただくような（ ）をお願いします。

そしたら、この1つ目はよろしいですね。2つ目の質問に移ります。

須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 4款1項9目分別収集等奨励費についてお伺いいたします。

説明資料が11ページから12ページ、タブレットで、13ページ、14ページになります。

生ごみ処理機購入費補助金が減額となっておりますが、この要因と令和6年度の実績についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長でございます。こちらの令和3年度に議会政策討論会からご提言をいただきました。この内容が、ごみ削減対策についてという内容でござ

います。

こちらの提言に対して、いろいろ検討した結果、生ごみ処理機の購入補助事業を令和4年度から3年間限定で、市民と行政、事業者が力を合わせて、さらなるごみ減量に取り組む期間と位置づけまして、補助率を従来の2分の1から3分の2、それから補助限度額を、コンポストを3,000円から7,000円、乾燥式を3万円から7万円、バイオ式を5万円から7万円に引き上げて3年間取り組んでまいりました。

この強化期間が終了して、補助率と補助限度額につきましては従来のものに戻す。

() 減額となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

〔「実績について」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 実績。答弁漏れということ、答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 6年度の実績でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○環境推進課長（赤堀耕二君） コンポストが12件、乾燥式が35件、バイオ式が2件でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。ごめんなさい、私、目標値を把握しなくて申し訳ないんですけども、それぞれの目標値に対しての達成率といえますか、コンポストを何件見込んで12件なのか、乾燥式も何件見込んで35件なのか、バイオ式も何件見込んで2件なのかという、ちょっと達成率の部分をお伺い、確認させていただきたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長でございます。今年度につきましては、3月に入って一応予算のほうで100%達成できました。予算も今までの実績を見てやっているものですから、大体こんな感じで年度() 3月ぐらいに目標を達成できました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 予算全体で、それぞれの数の目標があったわけじゃなくてということでもよろしいですね。

○環境推進課長（赤堀耕二君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。そうしますと、ちょっとニーズの部分で、市民からのニーズが割と高く、補助率を上げて強化期間を設けたことによって、市民ニーズが高かったのか、この強化期間の延長が必要かどうかという判断はどのようにお考えでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。中畠係長。

○環境推進課環境推進係長（中畠 君） ただいまのご質問ですけれども、強化する前の実績を申し上げます。令和2年度になりますけれども、コンポスト21件、乾燥式29件、バイオ式4件という実績でございます。この当時と比べますと、それほど極端に増えているということではなくて同程度の数だったかなと思いますが、強化したことによって、多少新規の方は（ ）たかなと思っております。

この補助制度長く続けていますと、買換えの方がどんどん増えていくもんですから、そういった方すごく（カンソウキ）いい、いいイメージを持っていらっしゃるんで、補助率を下げて、これまでの実績を達成できるんじゃないかという考えでいます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか、今の件で。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。生ごみ処理機の機械じゃなくて、以前は（ ）（キエロ）とかという電気を使わないようなもの、普及をされたと思うんですけど、そういったものの普及ということは今どうなっているのか、ちょっとお聞きしてよろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。中畠係長。

○環境推進課環境推進係長（中畠 君） 先ほど申し上げた実績の中でコンポストというものがあつたかと思うんです。これが電気式ではなくて、バケツをひっくり返したような物で、庭とか畑に少し植えて、中に野菜（ ）とか、そういった物を入れて肥料化するような、そういった（シツ）になっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） はい、（ ）です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

〔「関連いいですか」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連、16番。

○16番（山下 修君） 今のコンポストですけども、もう随分長い間いろいろと紹介してや
らしていると思うんですけども、個数で言うのとどのくらいに、個数というか、何件にとい
うか、配置されているかというのは分かるんですか。累計で。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。中畠係長。

○環境推進課環境推進係長（中畠 君） 累計といいますと、この補助制度が始まってから
何件実績が……。

〔発言する者あり〕

○環境推進課環境推進係長（中畠 君） という……。

〔「おおよそでいいです。分かりますよね」と呼ぶ者あり〕

○環境推進課環境推進係長（中畠 君） すみません。

〔「いいです、結構です」と呼ぶ者あり〕

○環境推進課環境推進係長（中畠 君） （ ）、1,700ぐらいでしたけども、はっき
りした数字ではない……。

〔「1,700」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

○環境推進課環境推進係長（中畠 君） そうですね、その頃からやっています。合併前の
旧町時代から、それぞれの町で（ ）。

〔「そうすると10件に1件ぐらいということですね。1万6,000世帯」と
呼ぶ者あり〕

○環境推進課環境推進係長（中畠 君） そうですね、延べで言いますと、そうですが、は
い。買換えがあるかもしれません。

〔「分かりました。結構です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 終わりました。もう一つの質問が山下委員からありますので、
3番目が。

○16番（山下 修君） すみません。16番 山下です。分別収集等奨励費ということで、タ
ブレットの11、12ですか。

自治会に加入しない市民の可燃物、可燃ごみの回収についての方針はどのようになっ
ているのかということで、ちょっとお伺いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長でございます。まず、ごみステーションにつきましては、自治会が設置して管理している施設なものですから、利用に関する事項はそれぞれの自治会によって、まずは決められている（ ）でございます。

ただ、そのような中で、ご質問のとおり、近年、自治会未加入の方が増えてきている現状の中で、自治会で組織します環自協、環境衛生自治推進協議会という協議会がございますけれども、そこでも一つ大きな課題として、現在も議論が引き続き繰り返されているところでございます。

ご質問の方針なんですけれども、市としては、まずは、ごみは生活に大変密着している問題なものですから、自治会未加入者ではあっても、（ ）ごみステーションの利用を認めていただきたいということで環自協のほうからお願いをしているところです。方針というのはこれが答えなんですけれども、ただ、そういう中で、本当に参考になんなんですけれども、一部の自治会では、自治会未加入者であっても、自治会費とは別にごみステーションの管理料という名目で、それだけを年額決めて、受け入れて、ごみをそのステーションに出す（ ）そういう自治会があります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 自分たちの地域だけかもしれませんけれども、時々山間部のほうだもんですから道路に可燃ごみの袋入れて捨ててある。ピンク色じゃないやつもあるんです。よその（ ）あるんですけど、そういった方がおられるということで、そういうことのないようにするために、誰でも可燃物の収集を受けていただけるような場所というのを設定することは難しいのでしょうか。赤土のリサイクルステーションは、そういったものは扱ってないですね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 赤土リサイクルステーションの話が出たんですけども、主にあそこは資源物の回収で、ペットボトル、缶、それから廃プラです（ ）その（ ）。ピンクの袋というのは可燃（ ）それは市として、そうしたところの計画はないんですけども、ただ、ポイ捨てとか、転入者でごみの捨て方が分からないという方が、外国人（ ）だったり、ピンクの袋使わなかったりだとか、ルールを守られていないごみというのはちらほら見受けられます。この対策として、今、大型のカメラを2台と小型を4台持っていて、これをうまく皆さん活用していただいて、取締りというか、そう

いうのをやって、結局捨てた人がカメラに映って、その人と接触するんですけど、決してルール違反だって認識がなくて、そのルールがよく分からなかったというだけであって、しっかりそこで話をすると、しっかりルール（ ）ごみステーションも（ ）また、もし自治会のほうで困り事あったら、こちらに相談していただければ、一緒になって対策のほうを考えますので。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。16番。

○16番（山下 修君） （ ）ですけど、とにかく外国人が8%以上で、これからさらに、多分、外国人の方が増えるという状況があると思うんですが、そこら辺の対応をしっかりと、これは要望ですけども。

○分科会長（西下敦基君） はい。

○16番（山下 修君） 今後の対応をよろしくお願ひしたいなと（ ）。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。先ほどの市のごみ収集の方針で、自治会未加入者であっても、ごみ収集を認めていただきたいというふうにお伝えさせていると伺ったんですけども、私の地元で、事業所かアパートか微妙な施設のごみ収集を自治会に依頼されて大変対応に苦慮した事例がございまして、そうした事業所ごみで本来扱わなければいけない施設から、アパートとは一緒の扱いなので自治会でのごみ収集を認めていただきたいという要望があった際の市の方針が、ちょっといまいち把握し切れなかったというふうに自治会のほうからもありましたので、改めて、そこのお考えを最後お伺いできればありがたいんですけども、自治会未加入者の定義といいますか、どの程度、ごみ収集を認めるのかというところを、もしあれば、教えていただきたい（ ）と思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長でございます。あくまでも、ごみステーションに捨てていいものというのは家庭の可燃ごみなんです。事業系一般廃棄物というのは、やっぱり事業者の設置義務として、それぞれ自ら処理をする。これ原則です。方針というよりも、これが原則になるものですから、そこはしっかり分けていきたい、いかなきゃいけないと思います。

もし、ごみステーションの中に、例えピンクの袋であっても、事業系のごみだと判断できるものがあつたら、これは厳しく、こっちのほうから指導のほうをさせていただきます

()。それは事業者に対して。そこはしっかりと分けて考えております。

ただ、曖昧だったという事例があったということなんですが、そこは徹底されてないというのは、今、自覚をしましたので、また、その自治会さんとも話し話ができる機会があったら、そこはしっかり() 思います。

○分科会長(西下敦基君) 答弁が、どうぞ、9番。

○9番(須藤有紀君) ごめんなさい。曖昧だったというのは、明らかに事業系ごみではないといえますか、形態としてはアパートでして、アパートから出るの、ごみとしては家庭ごみの袋に入るような物なんですけど、事業体としては施設といえますか、言い方が難しいです()、そういうちょっと特殊な例でございまして、ちょっと判断に苦慮したというところで、一応、環境推進課のほうにも相談をさせていただいたみたいなんですけれども、ちょっと、はい。大変苦慮したというところでしたので、また、はい。

○分科会長(西下敦基君) 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長(赤堀耕二君) まず、そのアパートを建てる段階で() 会社と話す機会が()、そのアパートの住居人のごみについては、もし自治会さんのステーションを使うのであれば、しっかり管理人のほうと自治会のほうで話し合っってステーションの許可をもらう。もし、それができなければ() けども、アパートの敷地の中に独自のステーションを設けて、自分たちでごみ収集車を委託して運んでもらう。こういったのが一般的にはあるんですけど、そこら辺の、どういう状態なのか、また、ご説明いただければ、()。

[「すみません」と呼ぶ者あり]

○分科会長(西下敦基君) ちょっと個別では、別で相談していただけたら。

ここはよろしいですね。5番。

○5番(奥野寿夫君) ()。5番 奥野です。ちょっと()、自治会に加入しないという意味では、今、赤土リサイクルステーション、あそこ非常に私は近くで助かっているんですけども、非常に、やっぱり外国人もあそこに捨てに来るので、() 上もいいなと思うんですが、今、結構たくさん来るんですが、あれを拡大していくとか、今後そういう検討というのは、特に菊川の市街地のということはどうなんでしょうか。

○分科会長(西下敦基君) 答弁を求めます。ちょっと() ですけど、赤堀課長、お願いします。

○環境推進課長(赤堀耕二君) 環境推進課長です。合併平成17年()に、やっぱり旧菊

川町のほうからそういった要望がすごくあって、いろいろ場所の選定をしたというような話は（ ）ただ、場所が見つからなかったというものと、あと、これ、いいメリットとデメリットがあって、デメリットというのが、やっぱりこの施設って近隣にないんです。ですので、例えば、近隣の市町から（ ）て、（ ）、それからやっぱりあそこを管理するのに莫大な費用もかかる（ ）。赤土のリサイクルステーションについては、どちらかというとも市民サービス（ ）非常に大きいもんですから、市内においては（ ）。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○5番（奥野寿夫君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） すみません。4つ目の質問に移ります。松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 4款1項9目動物愛護管理費、タブレットの16、17です。

野良猫の定義を伺います。犬猫の殺処分は減っているのか、また、野良猫の飼い主は見つかるのか、伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長でございます。まず、野良猫の定義でございますけども、特定の所有者がおらず、餌やりやトイレの管理がされていない猫を一般的に野良猫という（ ）。

次に、犬猫の殺処分につきましてですけども、こちらの直近の3年間推移を（ ）ます。

こちら市町村ごとでは、集計のほう報告がされておきませんので、把握している静岡県内の頭数で報告したいと思います。

令和3年度が180頭、令和4年度が102頭、令和5年度が65頭、減少傾向になります。

野良猫の飼い主は見つかるかについてですけども、こちら引取り状況について報告をしたいと思えます。

大人の猫の里親は簡単には見つからないという現状がありますけども、子猫については新たな里親が見つかりやすいという特徴がありますので、現在、環境推進課の前に伝言板を置きまして、譲りたい方と譲り受けたい方のマッチングを実施しております。

今後につきましては、オンライン化を進めたり、もっと多くの市民の方が利用しやすいような環境を整えていく方針でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 今、野良猫の定義で、餌であったりトイレ等を行わないのが野良猫ということで伺ったんですけれども、飼ってはいないけれども餌をやっているご家庭もあるかと思うんですよ。地域猫でしたっけ。という呼び名等があるかとは思いますが、その場合は飼い猫には当たらず野良猫になりますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長でございます。地域猫の定義、非常にこれ難しく、地域が管理されている猫という位置づけがあるんですけども、恐らく議員がおっしゃる方は多頭飼育の方。多頭飼育というのは非常に難しく、我々指導するに当たっては必ず屋内飼育をして、指導（ ）。

今、言われたのはどちらかということ、餌をやる、集まってくるのがかわいくて、どっちかということ、これ、なかなか難しく、トイレの管理はされていないので、どちらかということ野良猫に近い。ここに関して近隣から苦情があると、我々担当がすぐ現場行って、やっぱり指導させてもらいます。もし、この子名前がついて、しっかり管理されているのであれば、家の中で飼ってください。家の中で飼っているものについては、飼い猫（ ）。ただし、そこら辺で、ただ餌やるだけであつたら、逆にその猫のことを考えるとかわいそうなのでやめてください。餌やりを。そういった指導も、（ ）になるんですけども、（ ）

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。先に3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。野外で餌をやっている猫、室内飼いではない猫をその方が保護をしての去勢は、この補助には当たらないということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 今、本市で持っている去勢と不妊の（ ）なんですけれども、飼い主がいないという限定なんです。他市町では逆に飼い主の、飼い猫限定とかあるんですけども、やっぱり飼い猫やっちゃうと、補助事業（ ）少し目的が違うのかな。繁殖を防ぐとって、やっぱり飼い主のいない、所有者のいない猫を我々認定させてもらっています。この猫というのが、繁殖時から（ ）年に二、三回あるもんですから、これやらないとどんどんどんどん野良猫というのは増えちゃいますから、これは非常に社会問題

で、どこの町も課題になっているので、この補助金というのは、なかなか飼い主がいない猫を（ツカマス）というのは難しいものですから、おりを貸したりして、何とか捕まえてもらって、どちらかというボランティアの方が多いんですけど、そういう方に（ ）て、（ ）。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、関連して、5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。今（ ）ちょっとかぶるんですけども、それは申請は、困っている方とか、不妊・去勢が一番の課題と思うんですけども、その住民の方で困っている方が申請して、ボランティアとか、あるいは、その（ ）借りて、やるということとは可能ということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） おっしゃるとおりで、困っている方が申請していただいています。それは（ ）の補助金じゃないですから、かなり（ ）負担が大きいんですけども、社会問題を（ ）なくすという目的で、（ ）ボランティアという（ ）。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。補助率って、どのぐらいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。成瀬係長。

○環境推進課環境政策係長（成瀬 君） 雌が1頭につき9,000円、雄が6,000円の補助に（ ）。

[「定額ってこと」と呼ぶ者あり]

○環境推進課環境政策係長（成瀬 君） 大体1回の手術で2万円前後です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） いえ、ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、すみません、5番目の質問を山下委員からお願いいたします。

○16番(山下 修君) 16番 山下です。4款1項9目の霊園管理指定ということで、タブレットの16ページ。

一般財源からの支出をゼロにする検討はできないのかということ。

○分科会長(西下敦基君) 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長(赤堀耕二君) 環境推進課長でございます。これちょっと予算上いろいろ見にくかったかもしれないですけども、市営霊園の除草とか、浄化槽の点検などの維持管理につきましても、毎年、霊園使用者の管理料で賄えて()から、一般財源を何かを充てているということはないです。

以上です。

○分科会長(西下敦基君) 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番(山下 修君) 多分、維持管理料が2,000円ぐらいですか、を頂いているということですか。そうすると33万ぐらいだったかな。これを4,000円ぐらいにすると、多分、そこを管理する全体の管理()捻出できるんじゃないかと思っ、そういうふう、財源が厳しい()ということもあるんですけども、そういう方向に持っていくというご検討というのはない。

○分科会長(西下敦基君) 答弁を求めます。中畠係長。

○環境推進課環境推進係長(中畠 君) 議員がおっしゃったように、管理料としましては、1区画を年額2,090円となります。193区画ありますので、40万3,000円ほどの収入、管理料を頂いております。

歳出のほうで見ますと67万4,000円になります。このうち、20万円の予算が墓所使用料還付金という予算を()。これ、その()使用している区画をやめるという方がいたときに、もともとお預かりしている使用料を返すというものになりますので、そこには管理料()というものになります。

それと堀之内霊園に無縁墓地、市で持っている無縁墓地があるんですけども、こちらについては城山霊園とは違うところになるものですので、こちらに()市の施設であります、あずまやとか、そういったものを修繕するのに5万円の予算を取っております。

[発言する者なし]

○環境推進課環境推進係長(中畠 君) はい。そのものを除外しますと、歳出の合計が40万4,000円、歳入が40万3,000円ということになりまして、ほぼほぼ管理料の中で除草ですとか、そういったところの管理ができていくというものになっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 堀之内霊園と城山霊園が、両方があるということでしたね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○16番（山下 修君） そうすると城山霊園のほうは、ほぼ、2,090円という、管理上で、つっぺになるというような方向になっているという形で理解してよろしい。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○16番（山下 修君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。関連質疑はございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。霊園のほうで墓じまいをされる方なんかは、もう市内のほうでは増えていますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） おっしゃるとおり増えています。先週、先々週もやはり相談は（ ）お寺との話合いにもなるんですけども、市の霊園に限らずなんですけども、お寺で管理しているお墓の墓じまいに関しては、そういった相談も増えています。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、ほかに関連、じゃあ、5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。今、墓じまいもあるということですけど、一方で需要もあるということで、大体、今、キープされているということでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 今現在の空き区画を少し（ ）城山霊園が6区画、大門（ ）そこが（ ）、堀之内霊園が3区画、（ ）ちょっと墓じまいのほうが増えているもんですから、空き区画が増えている（ ）。数年前からいっぱいでした。（ ）待っている方のほうが多かった。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 今の答弁の中で、大門という言葉、今、言いました。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○16番（山下 修君） あそこに市の管理する霊園があると（ ）ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。中畠係長。

○環境推進課環境推進係長（中畠 君） 市営霊園としましては、城山と大門とございます。
ただ、こちらについては、新規の（ ）というか、それが受け付けていないと……。

〔「何ですか」と呼ぶ者あり〕

○環境推進課環境推進係長（中畠 君） 新規で……。

〔「受け付けてない」と呼ぶ者あり〕

○環境推進課環境推進係長（中畠 君） （ ）そういったことを受け付けてないの
で……。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 16番。団地が2棟ありまして、駐車場が囲っているような形の中で、
あそこに霊園がありますけど、そのところを言っているんですか。

○分科会長（西下敦基君） はい、答弁が終わりました。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ほかに再質問は。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。2つの霊園に固定したお寺というのはあるんです
か。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。中畠係長。

○環境推進課環境推進係長（中畠 君） 特に市のほうで、ここのお寺というものは定めて
はいません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

それならいいんですけども、固定のお寺がありますと、上に対する莫大な支払いが発生す
るものですから、それだけ心配しました。ありがとうございました。

○分科会長（西下敦基君） これについてよろしいですか。そしたら、6番目の質問、松永委
員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 松永です。4款1項9目地球温暖化対策費、タブレットの19、20です。
アースキッズ事業の具体的なプログラム内容を伺います。また、職員研修の内容はどのよう
なものかを伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。

まず、本市ですけれども、教育委員会を限定しまして、主に小学校4年生、環境教育という

ので、このアースキッズ事業だったり、あと水生生物調査、川でやる事業、あと浄化センターなどの施設見学、こういったものを実施しております。

ご質問のアースキッズの内容なんですけども、まず事前学習として、子どもたちに1週間、家庭内での電気、ガス、水道のエネルギー使用量を調査してもらいます。それから、その後、県の地球温暖化防止活動推進センターと我々環境推進課の職員で、2時間の授業をやらせてもらって、授業を通して、家庭でできる便利な取組を考えてもらっております。これを勉強してもらった後に、さらに1週間のエネルギー使用量を再度調査してもらって、前後の二酸化炭素の排出削減量を実施した取組を、またさらに授業で発表してもらおうと。最後にエコリーダー認定書というのを授与させてもらって、今後、継続して家庭におけるエコリーダーと位置づけものを推進させてもらっています。

それから、もう一つの職員研修なんですけども、こちら2年前からやっています、こちらですけれども、2つやっているんですけども、まずゼロカーボンシティの実現に向けた職員研修ということで、こちらは職員の意識を向上させるための座学形式でやっています。

それから、カードゲームということで、少しこちら実践といいますか、まず座学で学習した内容を、カードゲームを使って実践するような形で研修のほうをさせてもらって、講師は、我々環境推進課だったり、地球温暖化防止センターの方をお呼びしてやっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、同じ箇所であと2人いますんで、まず須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 同じ場所でお伺いします。省エネ家電製品購入事業補助金増額の要因についてお伺いします。条件面で前年度との違いは、また、令和6年度の実績（製品種別と件数）と令和7年の予測は。既に申請がされている方がいるのか。多くの家庭で活用されるような配慮をしているのか。

以上、多くて恐縮ですけどお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。

まず、増額の要因についてですが、この本補助事業につきましては、令和5年度の6月の補正で国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しましてスタートのほうをしております。

2年目の本年度実績は、当初1,500万円の予算で、2月末までの申請を目指して実施したところ、想定より申請ペースが早くて、12月の中旬時点で予算の上限に達しております。スタート時の令和5年実績から、12月中旬から2月末までに約120件、300万円分の申請があったものですから、この300万円を一応増額させていただきまして、来年度予算編成をさせていただいております。

なお、条件面につきましては前年度と同じとなります。

それから、今年度の製品別の件数の実績ですが、まず冷蔵庫が338件、エアコンが189件、テレビが82件、照明が10件、冷凍庫が3件で、計622件です。

来年度は、先ほど言ったように、120件分の増額を予定しているので、750件程度の申請を予測しております。

既に申請されている方がいるのかについてですが、申請は令和7年の4月開始になりますので、現時点での申請はできません。

最後のご質問の多くの家庭で活用されるような配慮ですが、この事業は3年間の継続事業として計画のほうを策定をしております。1年間の実施だけでは、約500件分の補助にとどまりますけれども、長期的に補助を実施することで、より多くの方に補助金を交付できると。

それから、2年目以降の補助については、年度当初から補助の申請が行えるように、1年目は補正でやったものですから、エアコンの需要がなかなか取り込めなかったということで、2年目の昨年度は、補助要項を少し見直して、4月1日から申請ができるように見直しました。こういうことで多くの方に申請の機会が与えられるというふうに考えています。

それから、周知についてなんですけれども、この補助金を知らなかったという方が出ないように、市内に大型の家電メーカーさんがあるものですから、そこに担当が足を運んで、しっかり店員と話す中で、独自のチラシをまいてもらったり、お客さんに少しその補助事業の内容をしっかりと説明してもらうように促してもらう、そういったことをやっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。

1点だけ確認で、そうしますと、答弁の中でエアコン需要が見込めなかったのも、補助の見直しをされるということなので、今年度はエアコン需要の増を目指してらっしゃるのかという、方針の確認が1点と。

あと120件分の申請を予測して、今年度750件を見込んでいるとおっしゃった。すみません、その確認でございました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） まず1つ目のエアコンの需要につきましてですが、まず、これ令和5年度の6月補正予算から国の交付金を活用してやらせてもらっています。1年目の令和5年度は、夏場のエアコンの需要というのを取り込めなかった。これは、準備期間があったもんですから、周知期間だったり、そういったものの中で申請を秋ぐらいからだったんですが、夏のエアコン需要が見込めなかった、令和5年度。なので、令和6年度は4月1日から申請ができるようにしたもんですから、夏場のエアコンの需要が取り込めたと。来年度も同じように要項は変えません。4月1日から申請を受け付けます。これがまず1つ目のお答えで。

2つ目の120件の増というのは、1年目が500件ぐらい、493件申請があったんですけども、これは大体2月の末ぐらいまで申請しております。今年度は12月の末ぐらいで予算が（ ）。1年目の12月から2月分が大体120件ぐらい、300万円ぐらいだったもんですから、ここを来年度は増額をさせていただきます。1年目と2年目の実績に基づいて、3年目を増額させていただきます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○9番（須藤有紀君） 質問終わります。

○分科会長（西下敦基君） では、関連質疑の方。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。

私自身、この補助金で昨年エアコン3台購入させていただいているので、大変ありがたかったんですけども、市内にある電器屋さんを訪れた際に、こういった事業があるよという話は伺ったんですが、詳しい内容はちょっと分からないので市のほうに聞いてくださいみたいな形で流されてしまったので、今、話の中で、電器屋さんへ赴いて話をしているという形で伺ってはいるんですけども、実際に詳しく説明はされていらっしゃるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 某電気メーカーさんがどこかというのはちょっと、恐らくそこかなというのは分かるんですけども、幾つか確かに足を運んでいるんです。独自でチラシをまいて、新聞折り込みに入れてもらっているところもあります。こういったお店のところに貼ってくれている、そういう電気メーカーさんが、そこはかなり細かく対応してくれています。

ただ、そうじゃないところも当然ありますけども、紹介をしていただいたというだけでも、我々にとってはありがたいものですから、一応限度がありますので、もし細かいところの説明ができないようだったら、我々のほうに連絡をくださいというのを交渉させてもらっているものですから、多分恐らくそういう流れで行ったのかなと、想像ですけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。ありがとうございました。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田です。

ちょっと基本的なことであれなんですけども、大型店のほうには、そういう補助金にのせるについて、協力してくださいということなんですけども、ちょっと市内の現状がよく分かってなくて申し訳ないんですけども、結構高齢者の方って昔ながらのつき合いで小売店みたいな、そういったところでいつも購入するという方も中にはいるんじゃないか。今現状はちょっと分かんないんですけど、小売店の数も分かんないんですけども、その辺はどうなっているか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） いわゆる町の電器屋さんみたいなところであります。ここの需要というのもあります、当然。ここのところも担当のほうでいろいろ話はさせてもらっているんですけども、特に高齢者の方は、そういうところにもつき合いがありますので、そういうところにも同じように対応をさせていただいております。ただ、件数はやっぱり圧倒的に、割合でいくと少ないんですけども、増えてはいます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

すみません。3つ目のほうの8番目の質問を私からさせてもらいます。

同じところで、質問内容は、2つの補助金制度によってどの程度の二酸化炭素の削減効果が見込めたのか、お伺いします。

答弁を求めます。どうぞ。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。

初めに、令和6年度実績を報告させていただきます。

省エネ家電製品購入事業補助金ですけども、年間で約33トンCO₂削減があった。それから、自然エネルギー利用促進補助金ですけども、年間で約54トンCO₂の削減で、年間計約87トンCO₂の削減と推計しております。

ご質問の見込みですけども、今、報告した実績を基に、令和7年度は省エネ家電が増額しますので、この増額分をプラスして94トンCO₂の削減と推計しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を頂きました。再質問で、こういうのって、市の計画でこっだけ削減できたとか国に報告できるのか、または、こういうのをカーボンクレジットに利用するとか、そういった方向性とかがもしあればお伺いします。

答弁を求めます。成瀬係長。

○環境推進課環境政策係長（成瀬 君） 市内向けの温室効果ガスの排出削減の量に関しましては、市独自の取組として、計画上の実績として報告をすることはできますが、報告といえますか、数値として公表することはできますが、特に今報告する場所がないのが現状です。

あともう一つの質問が、カーボンクレジットに関しましては、対応が可能ではあります、今現状、仕組みとして。あとは、そのいかに量を確保するですとか、そういった課題がありますので、そういったところを今研究しているところでございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。答弁を頂きました。自分からはいいんですけど、関連質疑のある方はお願いします。16番。

○16番（山下 修君） 先ほど1回で3つ売るんだというお話を聞いたんですけど、これ市の中のいろいろな形の中で、要望があっても応えられないというような案件が、これ各個別といえますか、当てに公平にというような形の中で、どのような方針で臨まれているのかというのと。例えば、今年度あれしました。じゃあ1年置いて、来年ももう一回とかという、そういうことができたりするのか、家電の購入に対して、受けられるのか補助を、そこら辺はどうなんでしょう。

それと、もう一つは、これは先ほど市内の家電メーカーだけということによろしいんでしょうか。分かりました。それはいいです。2問目はいいです。最初のほう。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 観光推進課長です。

今の要項上、例えば、昨年、冷蔵庫を買いましたと。今年エアコンを買いました。これ両方とも対象になります。公平にといふとこなんですけども、先ほど一番初めの答弁でもあったんですけども、3年間限定で、これあくまでも二酸化炭素削減、使用の段階で寄与するものとして大きなものという考えに立っていますけど、やっぱり3年間というのが、これ何でもそうなんですけど、普及促進を図る補助事業というのは大体3年間で設定してあるということになりますので、ただ1年だと少し様子が分からないのと、実績を重ねるといふ、いろんな目的があつて、3年間やらせてもらっています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 確認です。来年度が最終年度になるということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 現時点ではそのように考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと確認なんですけど、今年最終年度だということは周知をこれからされる。そうすると、掛け込みが結構出てきて、予算がすぐオーバー、もしかしたら前倒ししてくるのかなと思うんですけど、補正はやっぱり考えないということによろしいですか。

答弁を求めます。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。

そのときには、ぜひ補正で。

○分科会長（西下敦基君） 関連で。5番。

○5番（奥野寿夫君） 私も実はエアコンで使わせてもらっています。さらに今年度は蓄電池のほうも使わせてもらったんですけど、蓄電池とかだんだん買い替えの需要が時期もあると思うんですけど、こちらはまだ継続しますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。成瀬係長。

○環境推進課環境政策係長（成瀬 君） 蓄電池の補助金についても継続して、太陽光と一緒に、これは継続事業として。どちらかといふと、太陽光よりも今、蓄電池のほうが増えております、需要としては。今後も流れは続くかなと。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） それは、今大体需要を満たしているということによろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。成瀬係長。

○環境推進課環境政策係長（成瀬 君） 補助金としては需要を満たしておりまして、満額執行しております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○5番（奥野寿夫君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。よろしいですか、ほかのところは。次が、すみません、9番目の質問を奥野委員からお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 4款1項10目の公害対策費で自動車騒音常時監視業務委託料の減額について、理由伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。

こちら委託の減額理由につきましては、調査地点の減少によるものです。本年度は3地点調査しておりましたけども、来年度につきましては1地点の実施で計画しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。

その減らしたというのはどういうことでしょうか、理由は。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。成瀬係長。

○環境推進課環境政策係長（成瀬 君） 毎年その路線によって調査地点が変わってくるんですけども、路線によって交通量が多い路線とかそういった違いがあるものですから、毎年その路線によって調査地点が数が増減がございます。たまたま来年度は、今年3地点だったのが来年度は1地点で調査自体は済むねということで、実際に現地で測るものとデータ上で計算するものがありまして、その数値です。令和6年度は3地点必要だったんですけども、7年度の路線は1地点で事足りるねということで、数が減少したということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。

要するにそれで1地点で足りるよという判断になったということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。成瀬係長。

○環境推進課環境政策係長（成瀬 君） 調査地点としては、これで十分足りるということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） ないです。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑。16番。

○16番（山下 修君） この調査地点というのは県道ですか。

○環境推進課環境政策係長（成瀬 君） はい、県道です。

○16番（山下 修君） これは、国道土木事務所とか、そういったほうから、ここで測ってくださいとか、そういう連携を取りながら中で決定しているということになるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。成瀬係長。

○環境推進課環境政策係長（成瀬 君） 国交省のデータベースの中に路線というのが決まっています、市内だと15ぐらい路線があるんですけども、それを5年間でローテーションしながら、菊川市内全路線を調査していくという流れになっていますので、5年かけて満遍なく市内を調べるという流れになります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 16番。それとは県とは関係ないということでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。成瀬係長。

○環境推進課環境政策係長（成瀬 君） こちらの事業自体は権限移譲になっていますので、もともとは県がやっていた事業でありまして、ただいま市でやっているところです。

○16番（山下 修君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。ほかに関連質疑ございますか。

1点、自分からこの最後のところで、公害測定検査委託料1,000円の予算がありまして、突発的に測定が必要になったときの委託ということで、これってどういったところを想定しているのかなと思ったのでお伺いしてもよろしいですか。

答弁を求めます。成瀬係長。

○環境推進課環境政策係長（成瀬 君） 公害の事業自体は、騒音、振動、悪臭、主にその3種類ございまして、市民の方からの訴えで、どうしても測ってほしい。騒音をしっかり測ってほしいとか、臭いをもうちょっとしっかり測ってほしいとか、そういったものが自治会レベルでお呼びがあるような場合は、業者委託してしっかりと調査する、そういった意味で1,000円残している。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。1,000円ではできないけど、一応1,000円という科

目をつくっているということによろしいですね。分かりました。

私からは以上です。

ほかに関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、10番目を松永委員から、ここはちょっと3人から出ていますので、順番をお願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。

4款2項1目塵芥収集費、タブレットの26ページ、印刷製本費の前年度からの大幅な増額の理由は何か。また、マニュアル作成のためだと思いますが、内容を伺います。使用する言語、印刷部数、配架先の予定を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境政策課長です。

まず、増額の理由ですけれども、菊川市ごみの出し方マニュアルの印刷製本業務で増額になります。こちら5年に1度程度の間隔で改訂のほうを行っております。内容につきましては、可燃ごみや資源物の出し方、受入れ場所の案内、品目ごとの分類などを記載した冊子になります。

使用言語につきましては、日本語、ポルトガル語、英語、印刷部数ですけれども、日本語2万1,000、ポルトガル語2,000、英語1,500になります。配架先ですけれども、こちらは全戸配布となります。

また、転入者に対しましては、転入手続の際に窓口で配布のほうを実施しております。また、市のホームページにも掲載のほうをします。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました 再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。

使用する言語を日本語、ポルトガル語、英語で伺いましたが、これで十分足りているような形ですか、補えているような形ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 最近の傾向でいきますと、ベトナム、中国、インドネシアとか、その辺が増えているんですけども、ただ、圧倒的に、先ほど言ったところと比べると、ポルトガル語はブラジル人ですけれども、少ないという現状があります。ですので、少し通訳

以外の機械で対応することもできたりするものですから、いろいろ試行錯誤して足りているというふうに考えております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） この点で関連質疑ありましたら、9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。

先ほどマニュアルの中身についてもご説明いただいたんですけども、自治会加入に関して、自治会でのごみの出し方といいますか、そちらに関しての記載がありますでしょうか。一応お伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。中畠係長。

○環境推進課環境推進係長（中畠 君） 自治会でのごみの出し方ということですか。各自治会のごみステーションの利用の仕方ということによろしいですか。

○9番（須藤有紀君） はい。あと自治会との関係性といいますか、自治会に加入してのごみの出し方といいますか。そこら辺の自治会加入に関しても言及があるかどうか、2点。

○環境推進課環境推進係長（中畠 君） 先ほどの答弁でもありましたが、自治会ごとに多少ルールが違っているところがありますので、基本的な、朝何時まで出してとか、そういったことは記載があるんですけども、それぞれルールが違うんで、そういったところは記載はありません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） すみません。ほかに関連、この点でなければ、11番目の質問、山下さんからお願いします。

○16番（山下 修君） 16番 山下です。

塵芥収集費というところで、タブレットの24ページですけども、可燃物・不燃物収集業務委託業が対前年度1.2倍の予算計上、増額の根拠は何か。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。

まず前提としまして、可燃物と不燃物の収集業務ですけども、これ廃棄物処理法上、一般廃棄物処理につきましては、市の責務とされております。処理に関しては、円滑に遂行する必要があるという認識です。

現在の請負業者収集状況を把握しているんですけども、こちら実は休憩時間だったり、搬入時間の超過が見受けられました。ですので、来年度につきましては、車両の1台の増加が望ましいというふうに判断して、() けども、これが主な増額の内容でということになります。

以上です。

○分科会長(西下敦基君) 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番(山下 修君) 16番。

ということは、車両を新しく配備していただくということですね。

[「そうです」と呼ぶ者あり]

○16番(山下 修君) ということは、別にごみの量が増える予測ということではないということでしょうか。

○分科会長(西下敦基君) 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長(赤堀耕二君) 環境推進課長です。

ごみの量は減るものと考えています。

○16番(山下 修君) 分かりました。結構です。

○分科会長(西下敦基君) 答弁が終わりました。関連質疑、この件についてあれば。なければ、最後の質問、奥野委員からお願いします。

○5番(奥野寿夫君) 同じくタブレット26ページです。外部搬出追加費用代というものが、これは一部事務組合から来るのか、確認したいのでお願いします。

○分科会長(西下敦基君) 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長(赤堀耕二君) 環境推進課長です。

まず、来年度追加する牧之原市への環境保全センターへの外部搬出費用ですけども、こちらから歳出予算が151万8,000円になっております。こちらは掛川市・菊川市衛生施設組合、環境資源ギャラリーですけども、そちらから歳入予算のほうへ同じ金額を計上しておりまして、充当するものとして計上しております。

以上です。

○分科会長(西下敦基君) 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番(奥野寿夫君) 先日も事務組合で不具合があって、搬出するということですが、あれは事務組合の中で処理しているということでしょうか。

○分科会長(西下敦基君) 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。

事務組合のほうでその予算で対応をほうをします。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。

あの場合は、あそこに行った搬入されたものを、あそこの組合から持っていつているということで、今回は、ここでもう収集したものをそのまま牧之原に持っていくと、今回初めてでしょうか、そういうことは。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） おっしゃるとおりで、牧之原につきましては、ギャラリーに持っていく、じゃなくても直接こちらから持っていきます。掛川のほうも、袋井と磐田は、ギャラリーに持っていかず、掛川が持っていきます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

関連質問ございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、次を織部さんから、13問目の質問お願いします。

○13番（織部光男君） 4款2項1目一部事務組合費負担金についてお尋ねします。増額の原因ということ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。

まず、来年度につきましては、新施設の建設に向けた設計業務などを新たに実施することで増額しております。

それから、現施設は老朽化による故障が増えておりますので、今後、安定的な運転が見込めないという中で、令和6年度をもって、まずは施設の稼働を停止して、7年度からは、ごみの外部搬出することが決定しておりますので、この外部搬出に係る費用が増加するものとなります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑よろしいですか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。5年間全て外部搬出ということで、負担金は5年

間は変わらないのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） この外部搬出の費用の負担金ですが、外部搬出、今公表されているのが約120億円と言われているんですけども、これを両市で負担することになりました。以上です。

○分科会長（西下敦基君） 年度によって変わりがあるかということで、その5年間でということ。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 外部搬出に関してないです。同じです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

設計費が入って、それから、その工事を進めていく上で、5年後、6年度の試算はされているのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長でございます。

こちらの先日の組合議会のほうでも同じように質問が出て、一応管理者のほうからは、その公表する時期が、これからあればそこで公表する。今の段階ではまだそこまで公表されていないということで、そのようなやり取りがあったということで認識しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。これ事務組合のほうになってくるので、あまり深くは。16番。

○16番（山下 修君） 菊川市内で、先ほど牧之原市の処理場とか、他市となると、今、菊川市からギャラリーへ運んでいると。これが牧之原市に行く。距離的なものがどのくらい、同じくらいなら非常に、市から回収委託というか、回収して処理場まで持っていく予算というのは、各市で組むわけですね。その場合に、それがほぼ同じ金額でギャラリー持っていた場合と、牧之原市に持っていた場合と、同じような金額で予算を組めば足りるというふうに考えておられるのか、そこら辺を。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。中畠係長。

○環境推進課環境推進係長（中畠 君） 牧野原市の環境保全センターですけども、牧之原市も広いもんですから、南のほうであれば近いし、北のほうであれば遠いんですけども、その辺を加味して出した金額が151万8,000円という金額になっています。この分が組合から外

部搬出の負担金として菊原市に入るようなという考え方になります。

○16番(山下 修君) 組合から、プラス補填されるみたいことになる。

○環境推進課環境推進係長(中嶋 君) そうです。委託としては、菊川市から委託をして、負担金として、組合から菊川市に151万8,000円入るといふ、そういうことになります。

○分科会長(西下敦基君) 答弁が終わりました。16番。

○16番(山下 修君) 総体で見ると、牧之原市も若干高くなるよということですよ。という考え方でよろしい。分かりました。

○分科会長(西下敦基君) 5番。

○5番(奥野寿夫君) 5番 奥野です。

ちょっと分かりにくいんですけども、この151万8,000円は、本来は資源ギャラリーで処分費の分が搬出料になるというか、追加費用が発生するということですか、その搬出に対して。

○分科会長(西下敦基君) 中嶋係長。

○環境推進課環境推進係長(中嶋 君) まず処分と運搬ですけども、処分費につきましては、組合のほうが直接牧之原市のほうにお支払いをします。収集運搬ですけども、来年度は1,000万円ほど増額をしているんですけども、このうち外部搬出費用として150万円程度が、距離が延びたりとかそういう見込みで増えるのではないかとこのところで、組合から市への負担があるということになります。

○分科会長(西下敦基君) 答弁が終わりました。再質疑ございますか。1番。

○1番(本田高一君) その151万円ですか、それというのは、この距離を考えてということだったんですけども、これ牧之原ですけども、当然掛川が遠いもんですから、掛川と菊川は違うわけですね。

○分科会長(西下敦基君) 答弁を求めます。中嶋係長。

○環境推進課環境推進係長(中嶋 君) 掛川市が袋井とか磐田に持っていくのと、菊川が牧之原に持っていくのは違うかという、そういうご質問でよろしいでしょうか。

○1番(本田高一君) その組合から来る運搬費。

○環境推進課環境推進係長(中嶋 君) それぞれの市で違った計算をしております。距離が違うわけですから、そこで違います。

○分科会長(西下敦基君) 答弁が終わりました。よろしいですか。そしたら、14番目の質問を奥野委員からお願いいたします。

○5番(奥野寿夫君) タブレットの28ページになりますが、塵芥処理費の総務費の監視とあ

りますけども、これはどのように行っているか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。

こちら毎年西方地区の環境対策委員会と業務委託契約を交わしております。こちらの業務の内容ですけども、不法投棄ごみの回収、塗装、樹木の剪定などを行っております。契約書への記載はございませんが、煙や臭い、水質異常など気になることがある場合には、市へ通報を頂くことになっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ありますか。なければ、15番目の質問を山下委員からお願いします。

○16番（山下 修君） 16番 山下です。

塵芥処理施設管理費ということで、タブレット27ページ、保全センター施設の耐震性と撤去解体の必要性、さらには、その時期等の検討があるのかないのか、それについてお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。

こちら三沢の環境保全センターですけども、まず建築年度ですけども、昭和58年度の設計、建築した年が59年度です。保全センターのあの建物自体は56年の、いわゆる耐震基準、こちらは満たしています。ただ、ちょっと一部該当にならないところもあるというふうに認識しております。

ただ、そうは言っても、建築から約40年が経過していますので、老朽化も進んでいるものですから、この辺の心配と、あと今後の土地の有効活用を考えると、解体することが望ましいというふうに認識はしております。

ただ、課題も大きくて、ダイオキシン調査費とか、解体や処分に係る金額、こちら見積ってはあるんですけども、数億円かかるということで、こちら毎年、財政部局との協議を継続しているものですから、引き続きその時期については、今後も検討課題ということになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番(山下 修君) あすこは一番地震が起きると()と思うと、あの煙突が倒れるかなと思うんですけど、煙突も昭和56年の耐震基準に合っているということによろしいんですか。

○分科会長(西下敦基君) 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長(赤堀耕二君) 環境推進課長です。

この当時の建築確認の書類を確認しております。ちょっとその煙突だけが一部外れているんです。本当に非常にそういうことで、三沢の自治会からも、毎年何とかならないかということで口頭でも要望を、今後の検討課題ということで。

○分科会長(西下敦基君) 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番(山下 修君) ぜひ地震があっても、それによって人災事故なんか発生しないような対応というのも、何か多少は取れるんじゃないのかなというような気もするものですから、よろしくをお願いします。

○分科会長(西下敦基君) 関連質疑ございますか。5番。

○5番(奥野寿夫君) 5番 奥野です。

市の公共施設再編計画の中にはのっているのでしょうか。

○分科会長(西下敦基君) 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長(赤堀耕二君) 環境推進課長です。

市の長期財政計画のほうにはのせております。1つ公共施設の管理計画、あの中にこの煙突部分は入っているのかどうか。

〔「あの中にはあの施設は入ってます」と呼ぶ者あり〕

敷地自体は、今、言われてる煙突が明確にのっているかということ。

○5番(奥野寿夫君) 煙突じゃなくて施設ですよ。

○分科会長(西下敦基君) よろしいですか。ほかに関連ありますか。なければ、次のページで、16番の質問、山下委員からお願いします。

○16番(山下 修君) すみません。たびたび申し訳ないですが。4款2項3目のし尿処理対策費という中で、33ページ、タブレット、し尿処理手数料が予算の全額でありますけれども、対前年比87%に減少した計上となっております、その要因は。市の関わる業務はどのようなものかというのを聞きたいと思います。

○分科会長(西下敦基君) 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長(赤堀耕二君) 環境推進課長です。

まず、し尿処理手数料ですけれども、こちら年々減少傾向となります。この減少する要因としましては、公共下水道や浄化槽への切り替え、それから、核家族化による家庭内の人口減少などが考えられます。

それから、市の関わる業務につきましては。収集運搬業務委託契約、くみ取り料金の納入後の支払いになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。なければ、17番目を奥野委員からお願いします。

○5番（奥野寿夫君） タブレットの38ページです。一般事務処理費ですが、負担金の減額の要因を伺います。

〔「下水のほうにこちらに載っていた案件があったんですけど」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） これは、17、18は総務建設のほうの質問にさせていただくということで、担当課が向こうでしたということ。

ということで、これで全ての事前のものが終わりましたが、他に質疑があればお願いします。なければ、質疑なしと認めて、質疑を終了いたします。

ここで、執行部は退席となります。中畠係長。

○環境推進課環境推進係長（中畠 君） すみません、数字の訂正をさせていただきたいです。生ごみ処理機のとくに、山下委員からご質問がありました。過去の生ごみ処理機の実績ですけれども、1,700件ぐらいだったとお答えしましたが、平成4年から令和5年までの生ごみ処理機の実績としまして、4,369件、内訳がはっきり今分からないんですが、平成4年から平成8年まではコンポストのみを補助していました。その件数が2,422件というふうになっております。訂正させていただきます。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですね。以上で、ここで執行部の方は退席となります。お疲れさまでした。

この中で自由討議をそのまま引き続きさせていただいて、5分だけ休憩して、自由討議でまた休憩になっていますけど、とりあえず長かったので。集まり次第、自由討議とさせていただきます。

閉会 午前10時24分

開会 午前10時31分

○分科会長（西下敦基君） それでは、皆さまおそろいですので、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いいたします。

いろいろ問題があったと思いますので、この費用についてとかってまず、どこのところかというところからご意見をお願いいたします。13番、どうぞ。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。私のところで質問した一部事務組合、今、大問題になっていますけれども、住民監査請求とか出ておりまして、一部事務組合の運営自体に問題があるというようなことで、傍聴を何度もしているんですけれども、菊川市長の言ったような意見も生かされていなかったり、不透明なところが多いものですから、組合議員の役割を皆さん、それぞれ当てがわれていますので、よくその辺のところは議員として、やっぱり一部事務組合であっても本会議と同じような感覚で真剣に仕事に当たってもらいたいなと思います。

まず、自分になった一部事務組合ならば、そこに見に行く、足を運ぶということをまずやってもらいたいと思います。そういったことを私は全てやってきましたけれども、やはりそうしないと机上論になってしまいますし、議員として何の役にも立たないものですから、このごみの問題は生活に密着をしていますし、し尿の問題もそうですし、全て環境推進課というのは市民と結びついた問題なものですから、ぜひそういった意味で、御前崎のほうの一部事務組合もこの関係で絡んできますし、ぜひそういった観点で仕事に当たってもらいたいなと私は思います。

一部事務組合は、霊園なんかですと菊川にあるものですから菊川が主体となってやっています。環境ギャラリーは掛川にあるものですから、掛川のほうでやっています。ほとんど、菊川市の職員の意見が生きてないというようなことを感じるものですから、我々組合議員はやはり、しっかりと主張をしていかなきゃいけないと思いますので、そういったことで捉えていただければと思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見、ありますか。

1点、自分は最初の分別収集と奨励費で、自治会に加入しない方のごみの問題が、予算とはちょっと微妙に外れるんですけど、結構、自分も相談を受けることがあって、自治会に向けて、じゃあその人はごみはどうするんだと言って、ただ、その自治会を抜ける人が通知を出しても一切受け取らないという話を聞いたりとかする。

そういった、今、地域支援の話にもなってくるのかなと思いつつも、やっぱりごみのことで、ごみを出すには自治会に入っていないと駄目だよという、ちょっと制限があるようにも見受けられる。

あと、さっき事業者の話も、事業者といってもどうなのかなという。ほかの施設で、おむつをやっぱ一般家庭のごみで出して、それ、事業者のごみじゃないかという話もあったりとかして、多分、それは別件で処理されたのかなと思ったんです。

なかなかちょっと、線引きが難しかったり、今、言ったのは日本の方だったんですけど、また外国の方もちょっと分かりづらかったりとかしますので、そこら辺、いま一度、もうちょっと周知をなるべく徹底していただく。あと、それについてまた、ごみを減らすということの周知をちょっと頑張っていたらいいなと私は思いました。

以上です。

関連する意見とか、ほかのご意見とか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。委員長のものに付随するんですけど、自治会自体を解散する自治会があるということを伺ったんです。市内で今、自治会自体をもう解散して、名前は何にするか分からないんですけど、そうしていこうという自治会があるというのを聞きまして、私の近くも、もう世帯数が20ぐらいのところ自治会として存続がどうなんだというところもあって、まだそこは頑張っていくというふうには言っていたんですが、今後、そういった自治会が出てきたときにごみの収集方法、今これ、自治会に加入していない方。自治会をもう解散してしまうと、ごみステーションの在り方も自治会が管理をしてと言っていたので、その辺、どうなってくるのかなというのがちょっと。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと、自分が答えたらいけないんですけど、合併するという自治会もあつたりとか、うちのところ、あるところはやっぱりアパートで、ほとんど外人でもう、自治会の体を出してないということで、役員とかも、自治会だと出さなきゃいけないとかと言われてちゃう。それはちょっと、もう無理なんですよ。

ただ、ごみのことだけはやっぱり必要なんで、自治会は一応残して、ただちょっと、お付

き合い程度の、地区の中で役員を出せというのはちょっと勘弁してほしいという、そういうことをやっているところは2つぐらい。アパートみたいな自治会、ただ、アパートを自治会というのは、アパートでも自治会がないところもあるし、そこも、ちょっとどうなんだというのもあったんです。

ただ、やっぱり近くでくつつくとか、そういうことも考えると、ちょっと地域支援課のほうの話になってくるかなと思うので答えさせていただきます。

ほかにちょっと、この予算の中で討議、質疑。じゃあ、先に16番。

○16番（山下 修君） 今、環境問題というか、カーボンニュートラルというような目標があるものですから、その予算としては省エネ家電の購入補助ということなものですから、これができるだけ多くの方に活用していただくということが大切だとも思います。けれども、市の予算がそこまであるかということで、先ほどの補正予算を認めていただければというような話です。これで、最終年度ということですから出てくるのかな、多分、出てくるんじゃないのかなと思うんですが、菊川市としてそれができるかできないか。ここが大きな問題なのかなと思います。

市民の皆さんが2050年のカーボンニュートラルに向けての対応という、その部分と、あと、できるだけ可燃ごみとか、そういった燃焼させるごみを出さない対応。あと、生ごみ等の処理、これも、そのままいろいろするとメタンが出て、二酸化炭素よりもっと悪いのかな。地球温暖化には多分もっと悪いんだと思うんです。

そういったことを考えると、市民にできるカーボンニュートラルの方向性というのを、しっかり行政のほうで示していただくということが必要なのかなと思います。そんなことがあります。

○分科会長（西下敦基君） ほかにもご意見があれば。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。分別収集と奨励費も、委員長の事前質疑の関連なんですけれども、私のほうで言わせていただいた事業ごみに関しては、生活保護受給世帯の支援施設のことです。地元でできている施設なんですけど、生活保護を受給する方が入所してきて、生活保護費の大部分をその施設に納めて、1万円か2万円程度、お小遣いとして受け取って、その中で自分たちのやりたいことをやるという形の施設なんですけど、事業所使いはなくて、実体としてはアパートなので、アパートとして自治会でごみを収集してほしいと言ってきた。そういう事例でした。

これは結局、自治会のほうで話し合いをした結果、折れて、自治会に自治会費を払ってもら

って、自治会の方でゴミを収集するという方向になったみたいなんですけど、環境推進課に問合せたときにいろいろと意見が食い違ってしまって、事業ゴミとして扱うべきなのか、民間で請け負っていいのかというところの判断に非常に苦慮したというところは聞いております。

なので、そこら辺の方針について、予算の中で、基本的に自治会に加入しない人も収集を認めてほしいということを出されているということではあるんですけども、自治会に加入する、加入しないのその定義の部分をもう少しはっきりしていただけると、そこら辺の判断もしやすく、自治会としてはありがたいんじゃないかなというのはちょっと感じました。

扱いとしては、アパートの扱いで判断してほしいということなので、ゴミは事業ゴミではなく、家庭ゴミの扱いでということなんですけど、そこら辺の判断基準のところを、もう少し自治会から相談があったときに明確に示していただくとありがたいのかなというのは感じました。

あと、先ほどの松永議員からの質問の中での、ゴミ収集の方法の、5年に一度見直してパンフレットをつくるというところなんですけれども、これに関しても内容を、ちゃんと自治会からニーズを吸い上げているのかというところでちょっと疑問に思います。海外、外国の方ですと、ちょっと認識が食い違う部分があるので、自治会によっては独自に説明資料をつくって持って行って、何とか頑張って説明して意思疎通を図ろうとしているという、非常に苦慮されている事例は多々お聞きしております。

せっかくパンフレットをつくってくれるなら、自治会がやり取りをするときに、どこが一番苦労するのか。ゴミの出し方に関しても、しっかりニーズを把握した上でつくっていただいて、多言語対応していただけたら非常にありがたいかなというのは感じました。

自治会に加入する、加入しないというのはお金の問題だけじゃなくて、ゴミ収集所の清掃ですとか、当番の問題も発生してきますので、その辺りもちょっと鑑みていただいて、少し、自治会に対しても環境推進課のほうからご配慮いただくと非常にありがたいかなというのは感じました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方。先に14番。

○14番（小林博文君） いいですか。今に関連して、多分、出し方マニュアル、このゴミは何になるんだという表とかのやつだと思うんです。一般的なところを網羅してつくってい

るんで、多分、個々にある外国人の対応とか、地域独自のルールというのはなかなか、そこはやっぱり地域でやってもらうしかないのかな。

マニュアルつくったところで全戸配布するということをお伺いすると、一般的なことしか書き込めないのかなという気がします。そこは、やっぱり市民課なりのほうで、多言語の動画のやつとかもつくったりしているんで、そういう中で細かく対応しているとか、さっきあった、自治会のほうで独自に対応するのしかないのかなと思っています。

うちのほうも、マンションのところが入る、入らないとかという話もあって、建てるときに自治会入るというルールを入れておいてくれということで、マンションに入る方は自動的にもう、うちの自治会に入るというふうにしています。

今になると、やっぱり抜きたいとかという話も出てくるんですけど、そこで自治会から直接、市民課とかに抜けたらどうなるんだという相談もあるそうなんですけど、マンションに関しては収集場所もあって別個で収集しているもんですから、ごみについてはいいんです。

もう1個、自治会費が高いからというところでうちのアパートは入りたくないというところがあって、そこは独自に、アパートでごみ収集のボックスを設けて運んでいるんです。

今あった話は、集めて燃やすまでは市民税で払われているんで対応しなきゃいけない。じゃあ置く場所をどうするかという話だと思うんです。そうすると、今言ったごみステーションというのは自治会費を出して買っているところがあるんで、そういう形で管理費で取るというのが聞けたんですけども、今、あった当番で出ているところがあつたら、その当番にも組み入れるというのにも必要なのかなと思います。

そこは、自治会を外れても、ごみステーションに出すならそうしてくださいというルールをつくるしかないかなと思っています。

そういうところで、別にごみステーション使っちゃいけないというところでやると、それこそ不法投棄が増えちゃうんで、使うんならちゃんとごみステーションの管理費と当番は出してくれとかという、ちゃんと線引きをしないと。

抜けるというと、いろんなこと出てくると思うんです。今、言った、じゃあ係に入るか入らないかとか、じゃあ祭りはどうするかとかと、いろいろ出てくるんで、やっぱりそこら辺は明確に、線引きするときどう抜けるならどういうふうに対応するかというのは出てくるのが必要かなと思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに、13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。短く行きます。

後半の奥野さんの、この東遠広域組合、これはもう、御前崎市が主体でやっています。一般質問でトイレの問題、異常時の問題が出ましたけども、下水道を使っていないところは浄化槽、これは単独浄化槽でも合併浄化槽でもいいんですけど、地震があつて電気が止まっても、流せば、1週間なり10日なりは使えますので、そのことは市民の方にも連絡はしておいてもいいと思うんです。

それと、もう1つの問題は、仮設トイレの場合、収集がないから汚物を保管しなきゃいけないわけです。その収集のときに、静岡市ではもう、一般可燃ごみとは違う色の包装を今、検討しています。そうしませんと、収集車が機械でこうやりますと破れます。ですから、それは行政はもうやるべきこととして、言ってはいませんが、やらなきゃならないことだと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 1点、ちょっと自分から、ごみの問題が結構出ていて、ごみというのは意識しないとなかなか減らせれないと思うので、もし1割、市で全体で減ったら何かのサービスを増やすとか、何かを安くするとか、何かそんなインセンティブを与えて、市民の方が「じゃあ、みんなで一緒に頑張ろうね」という、そういった空気がもし出ればなと思ったこと。

あと、野良猫のときでちょっと思ったのが、高齢者で結構飼っていて、高齢の方が亡くなっちゃった。その後という対応まで、今回、ちょっとお話には出なかったんで、今後そういったこと、それがこの野良猫化しちゃうのか、そこをどこが対応していくのか。市がそういったボランティアをお願いして、多少補助を出して、その先を探してあげるとか。大人の猫というのはなかなか見つかりにくいという話だったんですけど、またそういったことをちょっと考えていかなきゃいけないのかなというのを私は思いました。

ほかにご意見あれば。14番。

○14番（小林博文君） 今のところ、ごみの件なんですけど、全国的にも県内でも出す量が少ない市町なんです。そこで、なかなかこれから減らすというのは難しいと思うんです。

1個思うのは、今まで結局、温室効果ガスを何も管理してなかったところを今、管理しようと言い出していると、当然費用というのは発生してると思うんです。ということは、今後、ごみを減らしてもその費用というのは出てくるんで、結局のところ、ごみの管理、燃やす、燃やさないとかその辺も含めて、結局、もっとお金がかかるという意識を持たないと、ごみ

を減らしたからお金が減らせるということは必ずないと思いますし、CO₂削減とか、温室効果ガス削減にはもっとお金がかかるんで、これからこっちにもお金がかかってくるというのを承知しておく必要があるかなと僕は思いました。

○分科会長（西下敦基君）　じゃあ、そろそろ、結構意見が出たのでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君）　以上で、環境推進課の予算に関わる審査を終わります。

ただいま出されましたご意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算委員会に提出させていただき、分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任をお願いいたします。

ここで、次の小笠市民課のほうの審査を入りますので入室をお願いします。

閉会　午前10時48分

開会　午前10時50分

○分科会長（西下敦基君）　それでは会議を再開します。

小笠市民課の予算審査を行います。

初めに、木村小笠市民課長より出席者の紹介をお願いいたします。

○小笠市民課長（木村良一君）　小笠市民課長です。よろしく申し上げます。

本日の出席者ですけれど、市民福祉係長の（シモジマ）と申します。よろしく申し上げます。

○分科会長（西下敦基君）　それでは、質疑の通告順に1件だけ出ていますので申し上げます。
16番。

○16番（山下　修君）　16番　山下です。2款1項5目の旧小笠支所管理費ということで、タブレットの42ページ。

解体計画と解体までの活用は何か検討されることはあるかということです。

○分科会長（西下敦基君）　答弁を求めます。木村課長。

○小笠市民課長（木村良一君）　小笠市民課長です。山下委員のご質問にお答えします。

初めに、現在の旧小笠支所の状況を説明させていただきます。

旧小笠町時代に建築されました西館は小笠市民課で管理しており、既に電気・ガス・水

道・電話といったライフラインは遮断されております。現在、水道工事及び選挙用の資材や保存文書の保管場所として使用されております。また、東館につきましては水道課で管理されておりまして、水道課及び水道料金お客様センターの事務所として使用されております。

ご質問の解体計画と解体までの活用は検討されているのかについてですけれど、現在、民間業者等から既存施設の活用の相談等はないため、将来的に西館を解体するまでは資材などの保管場所として使用が続いていくと予想されます。そのため、現時点では解体計画はございません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 16番。分かりました。耐震性が保たれているということだったと思うんですが、冷暖房を使わずに、昼間の健康体操とか何とかの場所みたいな、使い方とかはそんなふうにはできるんじゃないのかなというふうに思ったこともあるんですが、電気がないということは無理だと思います。

それで、話が違いますけど、県道側の駐車場の屋根が今、県道に面したところがありますよね。台風か何かで飛んで、隣の赤堀建設さんですか、あっちのほうへ飛んでいったというようなことがあったんですけど、今、完全に解体し終わったんでしたっけ。あそこの駐車場の屋根です。倉庫じゃないです。

○分科会長（西下敦基君） 質疑、いいですか。答弁を求めます。木村課長。

○小笠市民課長（木村良一君） 小笠市民課長です。今、山下委員からお話があったところについては、東館があって、東館のすぐ東側のところだと思うんですけど、そのところにつきましては、昔、公用車の駐車場として屋根がついておったわけなんですけど、そこについては屋根が飛んじゃったというのもあったかもしれませんが、それについては県道の拡幅工事の関係で解体をされたというのは聞いています。

もう1個、たしか駐車場が2か所あって、大きな駐車場がまだ残っていると思います。そこら辺の管理につきましては水道課になっていきますので、私ではあまり分かりません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。16番。

○16番（山下 修君） 16番です。最近、あそこは県道の拡幅で十分広くなったというような形で、先ほど言われたように庁舎の車の駐車場としてあったものですから、逆に、あの工事ができなかったかも分かん。やっとな、あそこの駐車場を使わなくなったから県の工事もできるようになったのかなとふと思ったんですけども、そうではないわけですね。今後、

あそこはまだ、駐車場として使うということです。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと、管轄外になってくるので答えづらいかと思imasuので、ご意見ということにさせていただいてよろしいですか。質疑としてはいいですか。

関連質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番。参考に、建築年とか分かったらお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。木村課長。

○小笠市民課長（木村良一君） 小笠市民課長です。西館の建築年度につきましては、昭和45年の8月に建築しております。現在、54年が経過しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○5番（奥野寿夫君） 分かりました。いいです。

○分科会長（西下敦基君） すみません、1点、自分から。西館、東館は同じ年数。木村課長。

○小笠市民課長（木村良一君） 小笠市民課長です。東館につきましては昭和59年の12月建築しておりますので、現在、40年が経過しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 54年たっていて、いつまで使うとか、60年までなのか。それか、その後、耐震化とか何かして80年にするとか、そこら辺の計画がもしあればお伺いします。

答弁を求めます。木村課長。

○小笠市民課長（木村良一君） 小笠市民課長です。西館につきましては、旧小笠町時代に1回、耐震補強をやっております。一応、建物につきましては50年が耐用年数ということで聞いているんですけど、その中で耐震補強も一応やっているものですから、まだもう少しは使えるんじゃないかなと思います。

あと、東館につきましては、昭和56年以前の新しい耐震基準でやっていますので、耐震性はあるということで聞いております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。私からは以上です。関連質疑はございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。西館解体の必要も私もないと思うんです。ただ、市民課のほうでスペースがあれば、私は水道課を、あそこを完全になくしてしまって、倉庫なら倉庫として使えば、いくら古くなっても人命は関係ないわけですからいいと思うんです。

ですから、水道課を東館に移すとか、この本庁舎へ持ってくるとか、そういったことの検討をぜひしていただきたいなと私は思います。

○分科会長（西下敦基君） ご意見と言うことで。

ほかに関連質疑、16番。

○16番（山下 修君） これ庁舎、支所の管理になるかどうか、あれなんですけども、あそこは駐車場も含め、例えば大きな松の木があったのかな、そこら辺の管理というのはこの項目の中で、小笠支所の管理費の中で管理されているのか。また、別の予算を持っておられているのか。その必要はないのか。そこについてはどうですか。

○分科会長（西下敦基君） 除草等作業手数料の中に入っているか、入っていないかということも含めて、答弁を求めます。木村課長。

○小笠市民課長（木村良一君） 小笠市民課長です。説明資料のタブレットのほうの44ページをお開きください。

44ページのところの要求の内容のところなんですけれど、12節の委託料で、旧小笠支所管理委託料というものがございしますが、こちらのほうで樹木の管理費の中で一応樹木の管理をしております。

山下委員からご質問のありました松なんですけど、あそこについてはこの樹木の管理委託料の中には外してあります。というのが、そもそもそんなに支障がないということで、一応剪定はしておりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。16番。

○16番（山下 修君） 支障がないというのは、別に枝が伸びても外部に影響はないという、そういう意味での支障がないということですか。分かりました。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。ほかに関連質疑はございますか。

なければ、小笠市民課の中で何か質疑があれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、質疑なしと認めます。よろしいですか。

質疑なしと認め、終了します。

ここで、執行部は退席となります。お疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委

員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いいたします。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。やはり、市民の利便性を考えますと、水道課のほうも本庁舎に持ってくるなり、やはり人口の多いところに持ってこれれば、私はそれに越したことがないと思うんです。

市民課のほうは、やはり小笠の方々もいますので、それは無理かと思えますけども、水道課に関してはそういったことを検討すべきじゃないかなと。

同じところで、ただ1課だけで、水道課だけであそこの建物の照明とか、いろんなものを使うということが、無駄だと私は思うんです。やっぱり、これからの人口減少に伴って集約していかなくちゃいけないというのは鉄則ですから、ぜひそういったことを行政には求めていきたいと私は思います。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。ただ、水道課は別件になりますので、市民課のほうで。

水道課のほうは下水道課と一緒にしちゃったりとか、そういったことも考えられるかなと私は思っています。小笠市民課のほうで自由討議をしていただければと思います。

あと、ちょっと自分が思ったのが、結構年数がたってきていて、いつまで使うのか。ただ、先ほど最終処分場の施設の解体、何億とかかかると言っていた。ここも結局、何億とかかかってくると思うので、ただ、いつかやっぱり解体をしていかなくちゃいけないので、ある程度、年数をそれぞれ、一緒に重ならないように計画を立てていくということは、やっぱり行政で見える化していただいた方がいいのかな。10年、20年先のことももしれないんですけど、そういうことをちょっと今回、私は思いました。

以上です。

ほかに意見がある方、14番。

○14番（小林博文君） 今のに関連して、ちょっとまた外れるんですけど、さっきあった棚草の件もそうなんですけど、解体費用というのが今後、いろんな地域で出てくると思うんですけど、建っているときにはいろいろ補助金が出たんですけど、国とか県とかの解体についても今、各地区で動きがあるんですけど、ある程度、補助制度みたいのを受けていってほしいと思うので、何か議会から要望したほうがいいのか分からないんですけど、そういうことも必要かなと思っています。

公共施設の管理計画みたいなのをつくってあるんです。解体するというのをいろいろ聞い

たんですけど、なかなか解体に至ったものが少なくて、やっぱり、その辺、費用面の問題もあるのかなと思っていますので、そういうところでは今、財政厳しいご時世なんであれなんですけども、そういうところも必要なのかなと感じました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見、13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけど、今の小林委員が言っているのはもっともだと思うんですけども、全くないわけではなくて、今、皆さんの周りでも、小笠でも菊川でもガソリンスタンドが閉鎖しています。あれは、タンクが地下に4つも5つもあって、それを法的に検査しなきゃいけない。そうすると、1基100万円ぐらいかかるとなると、500万、1,000万円というようなことにもなってきて、それでやめているんです。

その解体費用については、補助金が半分ぐらいは出るようになっています。ですから、そういったことを考えて、確かに今の小林委員の言うように、議会として意見書を出していくということは私は非常にいいと思いますので、国のほうも補助金を出す余裕はそんなにはないわけですけども、とにかく大変な時代になりますので、我々議員はしっかりしないといけないなと思います。

以上です。

○14番（小林博文君） いいですか。民間の施設はそういう補助があるんですけど、公共施設に関してはない。お金出せとまでは言わないんだけど、ある程度、そういう特別な起債を起せるとか、その辺で。織部さんは反対するかもしれませんが、交付税措置とかである程度、補填するとかというやり方でもいいと思うんで、何かその費用面でちょっと有利なところがないと無理かなと。

ちょっと横の話で、スタンドがやめているのはあれ、耐用年数でタンクを替えるのにお金がかかる。そっちなんです。それだけです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 自分から。国の施策のやつを聞いていて、施設を統合する場合には、除却費用も一応。一自治体当たり5,000万円ぐらい出るような感じで、5年以内だったのかな。今からやるやつも、そういうのも対象になってくると思う。多分、行政のほうもそこら辺は情報が入っていると思うんですけど、そうやって今、そういったことも国のほうで進めていくということですので、そういうのをちゃんと利用していただければなと私は思いました。

以上です。

ほかにご意見のある方。16番。

○16番(山下 修君) 16番。場所が、やっぱり小笠の中心だということで、あそこに庁舎ができたという、いろんな思いがあったと思うんですけど、それと同時に、あそこは岳洋地区にもあれですし、赤土地区、それから川で言えば、丹野川、牛湍川のちょうど中間地にあるということなものですから、やっぱり災害時の何か備蓄的な倉庫とか、そういった災害対応の場所として活用するとか。

あと、総合体育館がありますので、大きな大会等があると駐車場がないというところがありますので、そこら辺に活用するとか、そういった活用は、庁舎は別としても、そういうことはあるのかなと、このように思っています。

○分科会長(西下敦基君) ほかにご意見は、1番。

○1番(本田高一君) 1番の本田です。今、山下委員の話と、あと西田委員の話なんですけども、あれの解体に向けての青写真というか、今後、どうするかということも必要あるんですけども、ただ、そのものの活用です。それと今、資料の保管に使っているということだけ、そこを解体したときにその資料はどこに行くかとか、そういったいろんな部分をやっぱり長期的にいろんな分野で考えて、長い目で見て、予算をどういうふうに使っていくかという、そういったものも必要かなと思いました。

○分科会長(西下敦基君) ほかに、5番、どうぞ。

○5番(奥野寿夫君) 5番 奥野です。ちょっとこの委員会、南部の人が多んですけど、やっぱり利活用を、何か使えないかという、先ほど山下委員とか、そういうお声も聞きますし、割合あそこは水に近いんですけど、水も使っていないんで、本当に、解体というのもいいんですけど、当面使えそうだなということなので、今、案があるわけではないんですけど。

それと、集約していくということも必要だということも分かりますけれども、南部にもあんな機能があるということも意味もないこともないかなと、ちょっと曖昧で申し訳ないんですけど、そういう思いもあります。地元なものですから、以上です。

○分科会長(西下敦基君) 1番。

○1番(本田高一君) 1番の本田です。今に関連してですけども、予算がないないと言っているんですけども、そのとき、そのときで予算を使っているものですから、結局無駄になってしまう。

そうやって長期的に、さっきの流れですけども、予算をどう使うかということでやってい

けば、それが無駄なところに使わずに済むのかなと、そう思いました。すみません、申し訳ないです。

○分科会長（西下敦基君） これは長期財政計画のところ。公共施設のところの計画も出てくるので、併せてやってみていくということによろしいですかね。

以上で、小笠市民課の予算に関わる審査を終わります。

ただいま出されましたご意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算委員会に報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任をお願いいたします。

この後が市民課のほうになります。これで市民課に入ってください。

閉会 午前11時08分

開会 午前11時10分

○分科会長（西下敦基君） それでは、会議を再開させて、市民課の予算審査を行います。

初めに、吉川市民課長より出席者の紹介をお願いします。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課です。よろしくお願いします。

こちらから、市民係長の松本です。

もう一人、国保年金係長の海野でございます。よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。

初めに、事前通知を提出された委員の質問から行いますということで、1つ目を松永委員からお願いいたします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。2款3項1目人権擁護活動費、タブレットの3ページ、人権の花運動を行いとあるが、実際に各学校に配布の予定はあるか、伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。人権の花運動についてですが、この運動は主に小学生を対象とした啓発活動で、全国において実施をされています。学校に配布した花の種や球根などを子どもたちが協力して育てることで、生命の貴さを実感し、その中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を大切にすることを目的としています。

ご質問の各学校に配布の予定はあるかについてですが、毎年、静岡地方法務局掛川支局管

内3市で組織します掛川人権擁護委員協議会において、人権の花とされていますヒマワリの種を用意しまして、市の8人の人権擁護委員により各小学校に配布をしております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 今おっしゃっていただいたヒマワリの種は、この18節の2番目に書かれている掛川人権擁護委員協議会負担金というところからヒマワリの種代が出ているということよろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。そちらの負担金を集めたところからお金が出ているということになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質問ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2つ目の質問を須藤さんからお願いします。

○9番（須藤有紀君） 同じところでお伺いいたします。

消耗品費、作品審査に係る参加費や記念品の購入費が、昨年度13万円から今年度27万6,000円と倍になっておりまして、この要因についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。ご質問の消耗品の倍増の要因についてですが、少し前の話になります。令和5年度には、静岡地方務局掛川支局と掛川市、御前崎市、菊川市及び各市の人権擁護委員協議会で組織します掛川人権啓発活動地域ネットワーク協議会というものがあるんですが、そちらの当番市であったことから、県の人権啓発活動地方再委託事業を受託しまして、人権講演会をアエルのほうで実施しております。

令和6年度につきましては、その際に余剰となりました啓発品がありましたので、そちらも啓発品などとして使用しましたが、来年度につきましては使用料を計上いたしましたため、増額となりました。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質問ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3番目の質問を自分から。

2款3項1目社会保障・税番号制度事業費ということで、タブレットの4ページになって、これがマイナンバーカードの交付実績と今後の見通しについてお伺いします。

答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。ご質問のマイナンバーカードの交付実績についてですが。

総務省から情報提供されました令和7年2月末時点の総申請数は4万6,513枚、交付枚数が4万4,907枚、交付枚数率が94.46%で、県内5位の状況となっております。

交付枚数率は、昨年末、年度末から11.11ポイント上昇をしております。ただし、こちらは再交付による複数枚の交付や転出者、死亡者などを含む枚数でありまして、令和7年3月4日時点の市民における申請中などを含まない有効マイナンバーカードの保有者数は、人口4万7,088人中3万9,010枚ということになっておりまして、保有率は82.84%となります。

次に、今後の見通しについてですが、同じく3月4日時点の未申請者の率は15.65%で、マイナポイント付与事業というものがございましたが、そちらの事業終了後に出生をしまして、お生まれになりました1歳児以下とあとは90歳以上の未申請者の率が高くなっておりまして、55歳から85歳では11.32%と比較的保有者が多い状況となっております。

一定数は、制度へ賛同できない方の未取得であると考えていますが、1月10日時点で市民の保有率が81.81%であったところ、2か月程度で1.03ポイント増加していることから、今後も取得は進むものと考えております。

昨年12月2日にマイナ保険証へ移行しまして、現在保有の被保険者証は、保険組合ごとで違うものの最長で今年の12月1日までは有効となっております。菊川市の国民健康保険では今年の7月末までが期限となっております。それぞれのタイミングで変わってくると思いますが、この切替えのタイミングを見据えながら、カード取得のための広報に努める予定でおります。

なお、マイナンバーカード交付から10回目の誕生日となる期限切れによる再交付も今後増加する見込みです。

今後、恒常的にマイナンバーカードの見続きが増加しますので、窓口の混雑緩和に努めて

まいります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

今後見通しで、今82.84%で、これが85ぐらいにしていこうかとか、そこら辺もし数字があればお願いします。

答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。パーセンテージを今のところ考えてはいませんが、少なくとも90%とかというところまでは行くのではないかと考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

ちょっと自分から再質問で、今、自分はこの前5年で再交付みたいな感じでしたんですけど、なかなか面倒くさくてしないような人がいると、しなくてペナルティーがあるのかというと、どうなのかと思ったんですけど、そこら辺答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。ペナルティーはないですが、ただ一旦期限が切れたものであると、今度申請をしたくなるときにはカード代が1,000円になりますので、交付手数料が800円の電子証明のほうが200円ということで、手数料がかかるようになりますので、皆さまには期限切れにならないようにということで、広報のほうはしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。マイナカード、自分からいいですけど、ほかに関連質問とかあれば、5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 申し訳ない、今ちょっと制度が変わっていたようで申し訳なかったです。

外国人の期限切れというのはお金がかかるということで、ただ日本人の場合にはかかっていない。再交付でも……。

○市民課市民係長（松本 君） 前の期限切れてしまったカードを持ってきていただけることで、それと交換ということになるものですから、再交付手数料はかからないんですけども。

外国籍の方は、どうしてもビザの延長をしてからビザ通りに行ってないとマイナンバー

カードの発給ができないものですから、永住者の方は10年、または子どもの方は5年で作れるんですけど。例えばビザが3年の方で、3年のマイナンバーカードが作られます。先に入管のほうでビザの更新をして、在留カードを変えてきた状態で、有効期限内のマイナンバーカードを持ってきてくだされば期限延長するんですけども、そのビザの更新が遅れてしまった場合ですとか、あとはこちらのほうにマイナンバーカードが有効中の状態のときに更新に来られなかった場合にはそのカードが廃止になってしまいますので、再交付手数料ということで1,000円かかってくるようになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

質問のほう、5番、どうぞ。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。私は、マイナンバーカード作っていないんですし、それで、もともとは強制するものではないということで、任意であるということで始まった制度だと思いますので、今後も作るつもりが今のところはないんですけども。

そういったことで、ペナルティーとか、もちろんそういうことはあってはならないと思いますし、普及についても、そこら辺踏まえた上での普及をされているか、啓発をしているか、お聞きしたいんですけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。ペナルティーはないということで先ほども申し上げたとおり、ペナルティーはありませんし、申請はご本人の意思ということなので、それはそれ。広報の際には、ご本人のご希望によって作りますよということは申し上げているところでは。

ただ、マイナンバー制度については、やはり事務の効率化という面もありますので、一方で、例えばマイナ保険証をお使いになれば、そのまま高額申請の申請をしますかということで、窓口での同意、医療機関での同意で高額申請をしたような形になるというような事務の簡素化にもつながっているということもありますので、そのことはお伝えをしています。

だから、両方、申請はご本人の意思ということ、そして一方で、このマイナンバー制度というのはそういった事務の簡素化のために行われていることなんだよということも広報、それはしております。どちらかに偏るということではなくて、ご本人の申請ではありますので、申請がないということでペナルティーがある状況ではないということはお伝えしているというか、そういうものですよということではお答えをしています。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） 以上です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。関連質問。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。更新手続についてお伺いしたいんですけども、先ほど西下委員長、更新されたということなんですけど、今まさにうちにも子どもたちの更新で通知は来ているんですけど。

私の勉強不足だったらごめんなさい。15歳未満までは親の代理で手続ができますよね。16歳、高校生の子たちが、それこそ市が長い期間やってくれる水曜日であったり特別に窓口設けているときに、部活動等の兼ね合いで間に合わない。高校生になってくる方々の更新で行けないですよという相談とか上がってきていないですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。ちょっとご意見的な質問で。

○3番（松永晴香君） ちょっと私情が入ってしまってすいません。

○市民課市民係長（松本 君） 市民係長です。マイナンバーの更新に関しましては、お子さんが5回目のお誕生日で、写真をもう撮り直してカードの作り替えになります。それに関しては、中のデータの更新ではなくて、カードごと切替えてしまうという形になるので、再申請みたいな形をしていただいて、カードをお受け取りに来ていただく手続が必要なんですけれども。

カードの受け取りに関しましては、水曜開庁の日は6時半まで、日曜開庁のときもご予約を取らせていただいて11時半ぐらいまで行っているものですから、部活とかで来れないよとお子様に関してとか、あとお仕事で来られないよという方に関しましては、その制度をご利用いただければと思うんですけども。

更新手続については、皆さんに3か月前に通知が送られてきます。その通知に、もし代理の方が来られる場合にはここを書いてくださいという欄がありますので、ご本人さんのそちらの通知の中にある委任状で、あと暗証番号を書いたものを専用の封筒に入れていただいて、ご本人さんのマイナンバーカードと来ていただける方のご本人確認書類お持ちいただいて更新を代理ですることにはできるので、そちらをお使いいただければと思うんですけども。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 松永です。それは16歳以上でも代理でいけるということですか。

○市民課市民係長（松本 君） そうですね、今のカードがどういう状態かによるんですけど

れども、作られたときから5年のカードしかできていなければ、16歳を超えていてもお写真撮ってカードの作り直しになるものですから、電子証明の更新ではなくて、子どもさんのカードをもう一回再発行という形になるので。そちらに関しては、顔を確認させていただいてのご本人さん確認が必要になるものですから必ず来ていただいてということになるんですけども、日曜開庁、水曜開庁でやっていますので、こちらはご理解いただければと思います。

○3番（松永晴香君） 分かりました。そういうことですね、だから本人連れてこいと言われてたんで、分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 細かいことは、直接窓口で聞いていただいて、質疑で関連があればと思います。

なければ、次のところに行きますけど。4番目の質問、また自分からで。

2款3項1目戸籍住民基本台帳総務費ということで、財源の住民票手数料と諸証明手数料が増加しているが、要因についてお伺いします。

答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。ご質問の住民票手数料と諸証明手数料が増加しているが要因はについてですが。

本市では、マイナンバーカードの普及促進のため、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアなどに設置してある専用端末機から証明書交付を受ける際の証明手数料を、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間、1通300円のところを100円に引き下げる措置を行っておりました。これにより、4年度には、コンビニ交付を実施している住民票の写し、それから印鑑登録証明書及び課税証明書についてのコンビニ交付利用率、その証明書の全体からすると14.3%でした。

今年度1月までの状況では47.2%、また1月に限定して、この同じ率を見ても52.8%と順調にコンビニ交付等の利用が伸びている状況でありまして、また近隣市町においても軽減措置を終了させる状況でありますことから、来年度から当初の予定どおり軽減措置を終了させることとしたため、当該証明書の手数料のところが増加しております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。手数料が変わったの、そうですね、分かりました。

ただ、この周知はされていたのかな。ちょっと自分は気がつかないんですけど、この補助がなくなるというのか、値段が上がりますよというその周知というのはされていたのか、

お伺いします。

吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。反対に、この期間、今年度末まで100円になっていますということで周知をしております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。自分はいいですけど、関連質疑ある方、お願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。そしたら、5番目です。奥野委員からお願いします。

○5番（奥野寿夫君） すいません、3款1項8目国民健康保険特別会計費、タブレット8ページですが、一般財源が増えた理由を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。一般財源の国民健康保険特別会計費には、国で認められている一般会計から特別会計への繰出金がまとめられています。

ご質問の一般財源が増えた理由についてですが、来年度予算においては、被保険者数の減少により国や県から補填される低所得者世帯への保険税軽減分や未就学児均等割保険税減税分などの繰出金が減額されています。一方で、全てを一般財源で賄う財政安定化支援分や事業費繰出金分が増額となったことにより、一般財源が増加しております。

内容としては、財政安定化支援繰出金は、各市町の年齢構成比を平準化するための繰出金で、高齢者の比率が高いほど高額になります。被用者保険の適用拡大などの影響で、国民健康保険被保険者の高齢化率が高くなったことにより増額となっております。

また、事務費繰出金につきましては、令和8年3月に行うシステム標準化により電算業務委託料が増額されたものに応じたものになります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野ですが、今の内容は国保特別会計の中のことでしょうか。

ちょっと、すいません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 今のところは一般会計のところですので、一般会計から特別会計

へ繰り出すお金についての内容となります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。一部補助をしているということがありますので。

5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。例えば被保険者が減少したりして、それで国、県からの繰出金も減っているという部分が、ちょっと。それで一般のほうから出すというところ、まだちょっと十分理解できないですが、私もちょっと確認してみます。

○分科会長（西下敦基君） 国保会計のほうでまたやっていただいて。

先に、山下さん、16番。

○16番（山下 修君） 16番です。先ほど答弁の中で、被保険者数が減少傾向にある。その数字というのは何かこうあるんですか。紙をもらえれば本当は一番よかったです。

○分科会長（西下敦基君） 国保会計のほうで数字を出してもらった感じになっていませんか。

○16番（山下 修君） 今すぐ出ないようでしたら、国保会計のときということで、今後で結構。

○分科会長（西下敦基君） 議案22号のほうで、ちょっと被保険者保険税の……。

答弁を求めます。吉川課長。どうぞ。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。各年度末状況で申し上げますと、令和3年度末は、被保険者数が9,573人、令和4年度末が9,062、令和5年度が8,464ということで、かなり減っております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。よろしいですか、再質疑は。

○16番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） そしたら、ほかに。須藤委員。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。同じところで、被保険者数の減少によつての国、県の繰出金が減額されているということなんですけれども、国から222万3,000円、県から508万5,000円の減額ということで、この算定根拠、減額の内訳をお伺いしたいんですが。もし、これ国保のほうでも歳入減額の要因について聞いているので、それも併せてお答えいただけるならそちらでも大丈夫なんですけど、お願いできれば。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。海野係長。

○市民課国保年金係長（海野 君） 国保年金係長です。予算書97ページのところにありま

す国民健康保険費、特別会計費の一番上から保険基盤安定分、保険税軽減分、このうち……。

〔「予算書97ページ」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 全体の予算書ですかね。

〔「タブレットのページ」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） それは説明資料だと思うもので、21号の全体のやつのもう一度ページ言ってもらっていいですか。

○市民課国保年金係長（海野 君） すいません、全体の97ページでした。

〔「タブレットで99ページのほうでよかったですか」と呼ぶ者あり〕

○市民課国保年金係長（海野 君） そうなりました。すいません。

上から国と県の割合を、頂ける補填分の割合を申し上げたいと思います。

すいません、資料を探します。

すいませんでした。保険基盤安定分の保険税軽減分は、県から4分の3補填があります。

2番目の保険者支援分につきましては、国が4分の2、県が4分の1補填していただきます。

そして、次の財政安定化支援は、全て一般財源となります。

4番目、出産育児一時金は、3分の2を一般会計から一般財源で繰り出しをします。

次の事務費繰出金は、100%一般財源となります。

最後、2つ、未就学児均等割と産前産後保険税は同じで、国が4分の2、県が4分の1となります。

○分科会長（西下敦基君） 以上となります。全部、国が4分の3持ってくればいいのに。

物によってはそれぞれの率が違うということで、答弁がありましたが、9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。そうしますと、保険基盤安定分の県の4分の3の支出が、県のほうの支出額が大分減っているようにお見受けするんですけども。その一番最初の項目が相当減額しているからこういう減額になったということですか。項目の内訳としては。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。海野係長。

○市民課国保年金係長（海野 君） 国保年金係長です。低所得世帯が多ければ多いほどこの補填分も増えるんですけども、もちろん市の持ち出し分も増えますし。やはり、相対的に被保険者数が減っていますので、減りつつはあるんですけど、やはり今あまり景気もよくないので、所得も落ち込んでいるというところもありまして。

でも、全体的に全て減っています。やはり被保険者数が減っているのです、ここの部分だけ

で、4分の3、大きいので、割合が、そこが大きく見えてしまうかもしれないんですけど、どの項目も昨年度より減額となっております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。自動的にもう割合が出てきちゃうものになってきますので、なかなか分かりづらいですけど、そういったことでよろしいですか。

ほかに関連質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） すみません、5番 奥野です。これは、国保会計になるんですけども、やっぱり支出のほうがある程度伸びがあつて、歳入のほうがちよっとあんまり見込めないという、そういう理解でもないでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。県のほうから言われる率とかで金額は決まっています、今それこそこの前のご質問の中でもお話をさせていただいたとおり、平成30年からは県のほうで財政的なものは音頭を取って国保って運営をされている。

納付金というものを県のほうで決めて財政的なものを決めている中ですので、決まっている部分と、国としても国保の被保険者数というのは減らしているというか、5人以上はもう被用者保険のほうに回すよというような制度を今つくっているというような状況なので、そこはあるんだと思うんです。自営の方で残る方、あとはお仕事をなさっていない74歳までの方とか、あとはもう本当にお仕事ができないで国保にまだ加入するしかない状況の方とかというのが国保に入っていくという状況なので。

これが、所得に応じて保険税は入ってくるとしても、構成されている、やはり前はちょっと5人以上の会社に勤めていても国保であつて収入もあつたけれども、もうそういう状況の方じゃない方も国保のほうに残っていらっしゃるということです、運営的にかなり、収入のほうはそういうことに応じて国保の税として入ってくるという部分はちょっと前よりも少なくなって、あとは補填する部分が県、国から入ってくる部分もありというような状況ではあるので。

ちょっとその過渡期というか、制度が今固まっている状態ではないですが、だんだんに変わっているところなので、比べるのも難しいというか、先ほど申し上げたとおり500人ぐらいずつ毎年人数が落ちてきた中で、それを稼いでいる方がほかの保険に移っているというような状況の中ではありますので、そんな感じです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。ちょっと国のレベルの話になってきていま

すので、そこをどうこうというもまた別のところ、自由意見のほうでまたそれは言っていたきたいと思いますので。

このところは、本当に、ご答弁はいいですか、すいません、6番目もちょっと似たような話を多分奥野さんからされるのかなと思うんですけど、こちらのほうもちょっといただいて。

○5番（奥野寿夫君） これも特別会計のほうの関連があるかもしれないんですけど、3款1項9目後期高齢者医療事務費、タブレット9、10ページですが、こちらについても一般財源が増えた理由を、なかなか一口では言えない、いっぱいあるかもしれないんですけど、よろしくをお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。後期高齢者制度の被保険者数は、団塊の世代が75歳を超えたことで、ここ数年増え続けております。令和5年には6,000人台であった被保険者数は、令和6年に入り7,000人を超えています。

ご質問の後期高齢者医療事務費の一般財源が増えた理由についてですが、一般財源で賄う通知発送や手数料、負担金それから補助金などに係る費用の増加は、この被保険者数の増加が大きな要因となっております。それに重ねて、郵便料金や手数料の値上げがされたことにより、各種経費が増額となっております。

また、後期高齢者制度でも、令和8年3月にシステムの標準化が行われますが、これにより電算業務の委託料が昨年度比で191万3,000円の増額となっております、これらが増額の原因となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○5番（奥野寿夫君） 特に、結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、最後の質問を須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。3款1項9目後期高齢者医療事務員についてお伺いいたします。

一緒のところです。新設されたプログラム開発費523万6,000円があるかと思うんですけど、これについて詳細をお伺いできればと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。後期高齢者医療のプログラム開発料とは、令和8年度から徴収が始まります子ども・子育て支援金に対応するためのシステム改修となります。改修の財源は100%国庫補助となりますが、プログラム開発の基礎となる賦課方法や内容など詳細なものは現時点で国や県から示されておりません。事業の実施に当たっては、今後の情報を注視してまいります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） ほかにございません。詳細示されたら、また全協とかで教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、市民課を通して質疑あれば。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。この1番、2番のところの人権擁護の活動についてですけど、小中学校、こども園等で話をするということですけども、何回ぐらいこれは予定されているのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。人権教室ですけども、求めに応じて教室のほうは開いております、例年4回程度実施をしております。今年度はちょっと多かったかな。

〔「今年度は幼保園が4の小学校が2で、あとは……」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（吉川淳子君） 節分まつりの際にもそちらの体育館のほうでさせていただきましたが、少し今年度は出番が多かったというか、そういったことがあります。例年そのぐらいの程度となります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を終わりました。再質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。人権というのは憲法にもうたっている最大のものですし、この予算で私はいいかと、もっと10倍ぐらいの予算を取るべきだというふうに思うんです。そして、学校教育だけじゃなくて社会人教育にもこれは入れていかないと、ジェンダーもありますし、障害者差別解消法もできてもう数年たちますので、そういったことも踏まえてやっぱりやる必要があると思うんです。

ですから、ぜひ、令和8年度の予算はもっともっと増やして、アエルを使って、全市民に

向けてこの人権の問題を、講演者はいっぱいいます。ですから、そういう方をどんどん呼んで、100万かかってもいいと思うんです。人権のその意識が上がるということについては、物すごい価値があることですので、ぜひそのようにしていただきたいなと思います。

○分科会長（西下敦基君） ご意見で、これ自由討議に持っていっちゃえばいいですね。

鈴木部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長です。今ご意見いただきましたけど、委員ご承知かどうか分かりませんが、先ほど市民課長のほうが答弁した内容の中に、この地域で組織している掛川人権啓発活動地域ネットワーク協議会、そういったところで令和5年度の予算が少し大きくなったという話は出ましたけども、その際にアエルで令和5年の12月に飯塚翔太選手も招いて講演会をやっています。その際にも、人権擁護委員の皆さんが出席をされて、少し寸劇じゃないですけど、そんな時間も持ってやられていますので。菊川市のみで何をやるかということも大事だと思いますけども、現状の中では地方法務局の掛川支局、それから掛川市、御前崎市、菊川市、人権擁護委員の協議会、そういった組織の活動もやっていますので、ぜひそちらも御覧になっていただければと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに質疑のある方はお願いします。16番。

○16番（山下 修君） ちょっと予算の部分じゃなくなるかもしれんけども、マイナンバーカードを進めていますよね。それと、今、自治体では自治体のDXというんですか、標準化とか平準化とか進めているんですけど。そこら辺の関係というのは何か関連があるんでしょうか。市民課のほうで。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。マイナンバーカードとかあれば申請が楽になったりとか、あと行かなくてもよかったりとかで、そういったことが進められるかと思うんですけど、見解を求めます。吉川課長でいいですか。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。DXというか、マイナンバーカード自体に空き容量というか、行政で使うところではなく、そのデータを入れることによって本人確認をするというような、例えば、今年度、図書館のほうでマイナンバーカードを利用して図書カードの代わりに今度マイナンバーカードでやることにしていますが、そういったことができるというような仕組みにはなっておりますが、今のところ、菊川市としては、多くそういうことに取り組んでいる状況ではないです。

ただ、マイナンバーカードを今度は民間側で使うというような話もありますので、持って

いただくことによってそういった便利な面が出てくるというのは、今後また出てくるのかなとは。例えば、3月24日から免許証がマイナンバーカードに一体化というような話も出てきているように、徐々に今後そういうことが進んでいくかは考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 市民課というのは、戸籍にしる、健康保険にしる、市民全体をある程度管理すると言っちゃいけないのかもしれないけれども、やっているわけです。そういった面においては、マイナンバーカードがどうしても必要だよというようなことがあるなら、言っていたほうが私がいいと思うんですけど。奥野さんに申し訳ない。部長、どうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。鈴木部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長です。皆さんのほうからは縦割り縦割りによく言われちゃいますけど、マイナンバーのことについても、やはり今委員からお話ありましたけど、市民課のみでなかなか完結できるものではないと思います。特に、DXであるとか、どのようにデジタルと活用していくかというところは、実は企画財政部の企画政策課のほうと所管を分けながらといいますか、一緒になってやっているんですけど。

これはこっちだって、はっきりしているわけでもないもんですから、今お話いただいたように、できるだけ多くの皆さんにその活用についてご理解いただけるようにするには、市民課はもちろんのこと、またこちらの内部でもしっかりと横連携で話をしっかりしながら、その必要性について浸透が足りないということあるならば、やっぱりもう少しお伝えをしていかなきゃいけないでしょうし。

まずは、すいません、そういったご意見もいただきましたということで、中で情報共有させていただきます。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） そういうふうに、逆に言うと、私は個人のデータがそうやってどんどん拡大して管理されていくということに対して非常に気持ち悪いというか。ヨーロッパでは、非常にこういったことに対してはずっと敏感にやられているという点もあると思うので。

それで、もうお金ももらったし、マイナンバーカードはそろそろもうやめようかという方もいると思うんですけど、その辺の状況はどうですか。そういった案内をされていますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。確かに、更新をなさらないという方は中にはいらっしゃいますので、それがデータが流出するのではないかという疑いによるものなのか、あるいは手続の期限までに来れなかったケースなのかということは、ちょっとデータ上では読み取ることが難しいかなというような状況ではあります。

ただ、一つ言えることは、マイナンバーカードによってデータが流出するということはちょっと考えにくい状況であるということは、皆さんにもう少し広めていく必要があるなど、今日強く感じました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○5番（奥野寿夫君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 全体通して質疑があれば、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） では、質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで、執行部は退席となります。

ちょっと皆さん協議があるんですけど、今56分で、このまま自由討議を進めるか、それとももう休憩で1時から自由討議をするか。どちらがいいですか。ちょっと思い出してもらわなきゃいけなくなりますが、1時から自由討議をちょっと二、三十分ぐらいやって、その後の議案の22号に移っていくような感じでよろしいですか。

〔「1時間早いですよね」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 前倒しにはなっているんですけど、ただ自由討議をここでやらずにきちゃうのが、思ったけど、お昼にしたいと。

〔「自由討議やったら、でもすぐに市民環境部に入れるんですよ、お待たせすることなく」と呼ぶ者あり〕

〔「病院があれだと言ったよね」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） でも、1時間休憩するといっても、国保が20分くらいやってからという、多分、休憩もやっぱり1時間ちゃんとやって1時20分からになったりとかするので。

〔「病院15時には来ていただける」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ちょうどいいかもしれません。30分早くなっているぐらい。なので、自由討議を20分ぐらい多分やるとすると、そうすると市民課、20分ぐらいのスタートでやっていけば、ちょうどいいかもしれません。自由討議は午後一でやってから、終わってか

らまた今度は国保の関係でやりたいと思います。さっき国保いっぱい答えてもらったんだけど。

1時まで休憩ということで。

閉会 午前11時56分

開会 午後 0時56分

○分科会長（西下敦基君） 自由討議スタートということでよろしいですか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の「市長提出議案に関して審議し決論を出す場合、委員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ということで、生活環境部の市民課の中でご意見のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。人権擁護活動費とか、あと社会保障・税番号制度、マイナンバーとか、あと国保特会とか、後期高齢者医療事務費とか、そちらの話がありました、どうでしょうか。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田です。先ほど、ちょっと市民課のほうの説明で、ちょっと聞こうかどうしようか迷ったんですけども、またちょっと、ちらっと、新しく出生した子とか、それから、そういった切替えとかあってあったんですけども、その辺で、うまく新生児とか、新しく再登録ですか、そういったするところで、やっぱりちょっと私も不安になって、先ほども簡単にできるということだったんですけど、それがもうちょっと簡略化されたり、分かりやすいとやりやすいんじゃないかな。新しく生まれた子については、ちょっと詳しくどういう手続とか、そういったところが分からなかったもんですから、それを聞こうかなと思っただんですけども、分かる方とかって教えていただきたいなと思うんですけど、どうなっているのか。

○分科会長（西下敦基君） マイナンバーカードのことで。

○1番（本田高一君） マイナンバーです。すみません、マイナンバー。

○分科会長（西下敦基君） そうですね、質問じゃなくて意見でお願いいたします。

○1番（本田高一君） 意見ですね。

○分科会長（西下敦基君） 私はこう思っているんですけど、皆さん、どうですか的な感じの。

手続のことは、ちょっと行政のほうに聞きますので。

○1番（本田高一君） その辺をもうちょっと市民に分かりやすく説明していただければと思うんですけども。

○分科会長（西下敦基君） ほかにこれについてご意見のある方はお願いいたします。14番。

○14番（小林博文君） まず、マイナンバーカードの利用価値なんですけど、今、国のほうでは、今出ている保険証が実用化されて、免許証のほうも始まって、そういう付加価値みたいなのがあれば増えるんで、ちょっと調べてとかん、場所忘れちゃった。伊豆でどこかと思ったんですけど、地域通貨をマイナンバーカードを使ってひもづけして、それで、今まではカードをつくっていたんですけど、それをやめてマイナンバーカードで地域通貨を、公用の地域通貨をするとかっていうところで使っていたりするんで。国も含めて、国が各自治体、地方自治体にも普及させるようにいろんな事業に補助を出したりしているんで、その辺で何かやっていけばいいんでしょうけど、聞くまで何やれるかって思いつかなかったんですが、伊豆のほうだったと思います、どっかやっているとしました。

もう一個、奥野委員が気にしていた個人情報の件なんですけども、データとしては、カードに入っているのではなくて、カードはあくまでも個人認証のための番号なんで、これが落としちゃったよってところで番号が分かって、そのシステムをつなげられないと見に行けないんで、実際にはもう、言い方悪いんですけど、データはある意味管理されてるっていうか、国のほうにはもうデータはあると。

ただ、それを見に行くための番号ってということなんで、落とされたから全部の情報が漏れるかということ、本当に悪用して、公務員の方も拾って調べれば調べられますけど、そういう点では、カード自体に危険性はあまりないっていうのが、なかなか浸透していないっていうのがあるかと思います。

もう一個、あとは更新の件ですけど、うちの孫が去年の5月に生まれて、上の子はそれこそ、さっきあった10万円の券でつくったりしたんですけど、これから、保険証があっちのカードのほうになると、保護者のほうはそっちで出てくる、子どものほうもそういうので何かひもづけしてやればいいんですけど、顔写真を、ちょっと娘が何か言っていたのは、ちょっと思い出せないんですけど、やっぱり赤ちゃんだと撮るのに大変なんで、正面かなんか笑ってちゃいけないとか、規制がより厳しかったのが、今もう、それが顔が分かればいような感じになったっていうので、ある程度緩和はされていると思いますけど。

ただ、子どもさんの場合は、顔がどんどん変わるんで、その期間が多分短く、更新の期間

が短くなっていると思います。

そういう点では、さっきの10万円じゃないけど、何か付加価値があれば、またどっとつくような感じになると思うんですけど。僕としては、あまりマイナンバーカードに抵抗感がないんですけど、逆に、管理されているほうが楽でいいよね。（笑声）しないでもないですが、という個人的な意見です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。

○14番（小林博文君） すいません、もう一個です。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（小林博文君） 今、確定申告で振込先を、今までは全部どこへ振り込めとか出していたんですけど、マイナンバーカードでひもづけしている人は、マイナポータルで申告すると、指定の振込先でいいですかっていうのが「はい」を押すだけで、勝手に振り込まれるもんですから、その辺では利便性は考えたなど。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。

ちょっと自分が思うのは、医療のところ、マイナンバーカードを出すっぽい何かカードリーダーがあるけど、あまり僕は使おうとは思わないというのか、あと、高齢者の番号とか顔とか証明とか、なんか結構問題にあって、そこら辺ももうちょっとクリアしていけば、なんかうまく、そういったところでみんな手間取っちゃって、便利じゃないというイメージが強いので、ちょっと国の政策がもうちょっとスムーズに、システムをつくる時もなんかごちゃごちゃしていたなという気がしましたので、そこら辺がもうちょっと、国の制度になっているのかなと思うので、それを分かりやすく、簡単な制度にしてもらって、市の職員が説明しやすいようにしてもらえればなと私は思いました。

ご意見、ほかに。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけど、マイナンバーカードに関して言えば、保険証代わりにということで、私は病院にかからないもんで関係ないんですけど、保険証の代わりに使うと、受付の方は、画面ではあるけども、その方の病歴が全てチェックされるというような情報もあるもんですから、奥野さんが心配するのは、その辺も一理あるかなと思うんですよね。

ですから、後期高齢者になりますと、通帳を一つ、お金を下ろすにしても20万円までとか、いろんな規制が生まれてきます。それで、火災保険一つ取っても、一回では駄目だとか、

2回目にもう一回来てくれとか、いろんな規制が出てきますけども、マイナンバーカードがあることによって、そういうものが楽になるかという、そうではないんですよね。

ですから、利便性で国がいろいろなことをやっていますけども、個人の所得が全て明らかになるという、脱税もできないというようなシステムもあれば、まだ賛成論者も増えるとは思いますが、ただ、管理をするということだけで国民を縛るような制度であっては、私はないと。人権の問題ですよ。

この1番、2番の質問にありますように、やっぱりこの問題、基本的人権の尊重ということが、私はマイナンバーのようにお金を使うなら、こっちで使ったほうがよっぽどか国民のためにはなるな、市民のためにもなるなと、私はそんなふうな意見です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（小林博文君） 今の件、いいですか。ちょっと、何ていうんですか、データ自体はもう、システムセンターにあるわけなんですよ、個人のデータはね。で、それをマイナンバーについて特定に、その人についての特殊なデータが含まれているわけじゃないんですよ。

ただ、繰り返しになりますけど、本人を確認するためのカードなんで、何ていうんでしょうね、要は、遊園地に行ってパスポート持っているかどうかで、確認のためのパスポートだけなんですよ。なんで、そのパスポートを拾ったからって、その人が何持っているとか、幾らで使ったとか全然出てこないんですよ。

だから、今の病院の件もそうなんですけど、病院の履歴っていうのは、もう病院の履歴として、医療の厚生労働省の中には多分、データ化したいんで、あるんですよ。それを見に行けるかどうかというところが、今は電子カルテで、勝手に病院がつけている患者番号で読み足しに行くのがシステムとして、病院が確立されているので、マイナンバーカードなくても、別に番号を打ち出してくるから、それがひもづけされれば、もう受付でマイナンバーカードを表示した時点で、先生のほうの端末に、この人の過去の病歴とか薬とか全部出てきて、というのが簡素化というところに進んでいると思うんですよ。

ただ、システムがうまく組み合わさっていないんで、そういうところを見れば、どんどん便利になってくるとは思うんです。

だから、免許証もそうなんですけど、僕個人的に思うのは、運転免許証を本来だったらもらって、自分の乗る車に入れとくし、マイナンバーカードを持っていれば、人の車を運転したときに、免許証を自分の車に入れてあってもマイナンバーカードで両方で対応ができるよう

になるから、そういうところでは利便性が上がっていく。

だから、カード自体に本当に危険性はないんだけど、もうマイナンバーという自分の番号がつけられているわけなんで、その証明だけの番号なんで、それを取るか取らないかは自由ですし、その辺はいいんだけど、その辺で、ちょっとカード自体に皆さん危機感を持っているんだけど、カード自体に全然怖いものはなくて、そこが、まず皆さんに浸透していないところだと思います。

あと、利便性は今言ったとおり、おいおいほかのものとリンクされていけば、どんどん便利になってくるのは間違いないと思います。

さっきの医療のデータなんかは、個人の情報とではなくて、不特定多数のデータとして、この地域にはこういう病気が多いとかって傾向にもこれも使っていくというところもあるので、そういう意味ではデータ管理する部分では、そういうビッグデータとしてされる部分としてはかなり重要でやっていくべきじゃないかなと思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。1番。

○1番（本田高一君） 小林さんのおっしゃるのも分かるんですけど、ちょっと私が心配しているのは、今、外国からの攻撃、インターネット。

○分科会長（西下敦基君） ハッキングみたいなの。

○1番（本田高一君） そう。それで、結局、その個人データがどこかにあるわけですよ、国の。それがハッキングされないかとかって、そういった。

○14番（小林博文君） それは、マイナンバーカードのせいではなくて、データを管理した時点で当然発生するリスクなんですよね。これが紙で持っていたら、どっかに、じゃ泥棒が盗んでいかないかって、昔は心配があったんで、紙で管理していた。データとしては、サーバをブロックするところで、今そういう管理の仕方が変わっただけで、データの管理自体の方法が変わったんで、管理の仕方が変わったので、今、その紙のときは鍵かけてガードマンを置いてとやったのを、今はセキュリティで、特定の番号の人しか入れられないとかという対策を取って、それをハッキングするかどうかについては、犯罪の対応の仕方が変わっただけで、データ自体は常に存在しているわけなんで、マイナンバーカードができてから、データが盗まれるようになったわけではないということは。

○分科会長（西下敦基君） 14番の発言でした。発言するときは、番号を言っていたいて。

では、次、5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。一つは、ただデータにアクセスするためのカードな

んですね。だから、そのカードを使ってアクセスすることができる。さっき言ったように、暗証番号でアクセスできると。

〔「特定のですね」と呼ぶ者あり〕

○5番（奥野寿夫君） たしか最初マイナンバーカードが出た頃は、その管理は非常に厳重にしてくださいと。ケースに入れて裏を見せないようにしてくださいとか、いろいろ厳重なことを言っていましたよね。なんかそういうことが今、だんだんなくなってきている。そういう扱いが非常にずさんというか、国のほうの指導といいますか、非常にそういうところがどうかということと、だんだん適用範囲が拡大してきている。

先ほどお話がありまして、それは国が言っているんですけど、民間にも拡大しようとしている。民間企業までがそこにアクセスするようになって大丈夫なのかという点は、ちょっと、私はすごく心配をしています。何がどうということはないんですが。

先ほど確定申告の話もしたけど、私も確定申告をやりましたけども、もう振込先は向こうで把握しています。確かにデータとしても持っていますので、ちょっと、それは、僕なんかはネットはまだまだかもしれないけども、一応、今はできていますので、申告会場に行かなくても、できる仕組みにはなっているので、そういう点で、基本的にはこのマイナンバーカードというのは行政の側なんですよ。国とか政府、地方自治体が、先ほども冒頭、課長が言われたように、行政の手間を省くためにやっていることであって、ある程度は協力していると思うんですけども。

だから、我々が利便性が高いというためにやっているわけではないので、そこで、最初に言いましたように、そもそもがこれは強制ではないということなので、いわゆる「あめとむち」じゃないですけど、あめでいろいろお金を出すとかということをやっている。それでやっと進むようになったということですので、まだまだ私はもうちょっと、この制度というのは検討の余地があると思いますし、とにかく、あくまでも、先ほど欧米の例を言いましたけども、個人の情報というのは非常に、個人のものだということ、そういう建前でやる必要があると思います。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ほかに意見があれば。大体、今マイナンバーカード、あとは、人権の話とかもうちょっとあったけど、ちょっと自分も、ただ、人権擁護委員をやっている方も結構高齢で、なかなか次がやってくれる方がなかなかいないということで、でも、大

事な取組かなと思うんで、なんか一部の人をお願いしてやってもらってというのが、でなくて、もうちょっと全体的に幅広くというところがあれば、一部のところで大体やったりとか、そういったのは分かる、されているなど思うんですけど、ちょっとそんな感じで思いました。

ほかにご意見。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。人権の点では、最近いろいろヘイトスピーチとかヘイトとか、あるいは、ネットを使ったフェイク情報とか、そういった問題いろいろあるんですけど、これは市役所でいうと、やっぱり市民課の所管なんですかね。それとするとなかなか、あるいは、企画とかでやっているんですかね。ちょっとその辺はどうかと思いました。

○分科会長（西下敦基君） 市民課の中の予算で、一応その擁護委員の方にお支払いしているということで、ここの管轄にはなっている。ほかにとすると、どこがというと。

○5番（奥野寿夫君） だから、それを今、人権の問題って新たな形で重要になっているような、社会的にも大人の、子どもにみんなお互いにいじめをしないとかということはもちろん大事だけど、大人がいじめをしているような、そういう状況もあるので、そういうことをやってほしいなという意見です。

〔「福祉課」と呼ぶ者あり〕

○5番（奥野寿夫君） 福祉課のほうですかね。

○分科会長（西下敦基君） 福祉課、ああ、そうです。何かこれに関してご意見があれば。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。掛川にある説明資料を見ますと、二十何万円か払っているわけですね。それが、部長が言ったアエルでの講演だと思うんですけどもね。やはり、もっともっとそれを増やさなきゃいけないし、学校で4回だけやるというのは、クラスが幾つもあるわけですから、ほんの一握りですね。

ですから、もっともっと、活動費ですので、活動をもっと活発にやらなければ、私は人権の意識というのは高まらないと思うんですよ。どうですか、皆さん。これね、4回ぐらいで。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（小林博文君） これ、今、掛川に支部のあれがあるので、御前崎と、たしか3市だったか忘れちゃったけど、持ち回りで、今言ったイベントを年ごとにやっているの、その中に人権擁護委員の方がいろんな活動をするのに割り当てているわけなんです。なので、擁護委員の方が、もっとやりたいぞ、もっとよこせということで、それが出せないんなら文

句は言う価値はあるかもしれないけど、今、この支部の人権擁護委員の方の委託料みたいなものもあるんで、そこへは、そこがもっと活発にやるべきだと言うべきだし、それとは別に、市として、何か人権のものとしてやるんなら、ここも含め、今言った福祉課も含めて、ほかのもっと事業をちゃんと、行政として何か事業を起こすべきだという提案をしないと、そういう人なんか、人権擁護委員の方がいかにもやり方が少ないみたいに聞こえちゃうんで、人権擁護委員の方は精一杯やっている中で予算をお渡ししているというところは理解したほうがいいかと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） あんましやれやれって言っても、じゃ、擁護委員やるのは嫌ですという人も……。

○14番（小林博文君） そう、やる人、結構減っちゃうかな。

○分科会長（西下敦基君） 本当に負担かかってやっていただいていますので。

○14番（小林博文君） 事業として確立するなら、行政で新しいものを起こして、どこかで決めてやらないと、それがどういうものかというのは難しいんですけども、そういうところはあると思います。

○分科会長（西下敦基君） 1番。

○1番（本田高一君） すいません、1番 本田ですけども、今、小林さんの発言の関連してですけども、そうやって、それこそ、掛川の人権のそういった団体の方が一生懸命やられているということで、それに対して……。

〔発言する者あり〕

○1番（本田高一君） それに予算のということで、そこで、要するに、その方々に対して、市がどれだけそれを取り上げて、市がまた新たに人権のことについてじゃなくて、その方々の活動に対してバックアップという、そういったような形が、市を挙げてできないかなというふうにちょっと思うんですけども。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見。自分の思うようにやっていらっしゃるんですけど、なかなか一般の市民の方に刺さらないというのが、なんか、それぞれが忙しくて、それぞれのことが気になっていることがあって、みんなで人権を考えようという空気ではないのかなと思いますので、なんかそこら辺をうまく、ただ、意識せずには、やっぱり普通は知っているとは思いますが、一部の方がやっぱりヘイトをやったりとか、人が嫌なことをやって、ハラスメントとか人権を無視したことだと思うので、そう、そこら辺がもうちょっと、人は

成長しないといけないのかなと、変な言い方になっちゃいますけれど、そういったのを促せるような、もうちょっと制度というか、やり方があればなという気がします。

以上です、自分としては。

どうですかね、こんな感じで、どうしても何か言いたいという方がいたら、挙手にてお願いします。よろしいですか。

〔「国保のほうで言う」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 国保のところは国保で話を上げてください。

〔「ちょっと出ちゃったんだけど、国保のほうで」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） はい、じゃ。

○5番（奥野寿夫君） ごめんなさい。さっきは頭が混乱したんで、ちょっと、さっき、もう一回調べ直したんですけど。

だから、国保の繰出金、国保会計に直接来る分と、それから繰出金、一般会計に一回、国、県から入って、そこから出ると繰出金。そういう意味では、ある意味、一般会見の問題ではあるかなと思うんですけど、結局、これを見ると、事務費が増えているということなんですね、要は。ほかの支出に対しては、交付金でしたか、ありますけど、その点、なかなか見れない、結局、事務費の負担が全体として、国、県からの繰出金が減っているんで、さっき800万円ぐらいでしたかね、それが増えているということが分かったので、その分を結局、市が見ざるを得ないのかなと理解したんですけど。

○分科会長（西下敦基君） 事務費とシステム料みたいなのか、そういったのがシステム料を国が見るべきじゃないかなという気もしますが、それもある程度入っているには入っている。

○14番（小林博文君） 後で。

○分科会長（西下敦基君） 後で。

○14番（小林博文君） 後。今、出ちゃったんで言うんだけど。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（小林博文君） 14番。市民課長が言っていたのをちょっと僕なりに解釈したのは、結局、国保って低所得の人の割合が入っているのが多いじゃないですか。一般の企業の方というのは、厚生、保険のほうに入るんで、比較的収入が安定している人は国保に入ってこないんですよ。というのを見て、今ちょっと景気がよくなったんで、ちゃんと民間のほうの保険に入れるんで。

〔「協会けんぽがある」と呼ぶ者あり〕

○14番（小林博文君）　なんで、やっぱりちょっと、年金もらっている人とか、生活的にちょっと、言い方悪いですけど、水準の低い方が割と国保を頼るんで、そこが、景気がよくなると、いい人が抜けていっちゃうんで、こっちの会計が大変になるよというのを言っていたのかなど、個人的には解釈したんですけど、それも含めてあるんじゃないかという話だったと思うんですけど、何で国保の、結局、日本独自の制度なんで、いいところでもあり悪いところでもあると思うんですけども、そういうところだと思ったんです。

○分科会長（西下敦基君）　ちょっと、そこは国の議論で、国保のほうに厚生年金のやつを入れていくのか、なんかそんな議論もあったりする。

〔「大きい話になると」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君）　そう。そこはまた、じゃ後日で。

〔「厚生年金は」と呼ぶ者あり〕

○14番（小林博文君）　年金じゃなくて、そっちのほうかね。雇用保険。

〔「雇用保険」と呼ぶ者あり〕

○14番（小林博文君）　医療保険、民間の忘れちゃった。

○分科会長（西下敦基君）　いや、取りあえず、よろしいですかね。

以上で、市民課の予算に係る審査は終わります。

ただいま出されましたご意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算委員会に報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任をお願いいたします。

この後が国民健康保険特別会計のほうに行きますので、お願いいたします。

閉会　午後　1時19分

開会　午後　1時20分

○分科会長（西下敦基君）　では、よろしいでしょうか。ただいまから教育福祉委員会に切り替えます。

ただいまの出席委員数は8人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

教育福祉委員会に付託されました議案第22号 令和7年度菊川市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

初めに、吉川市民課長より出席者の紹介をお願いします。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長でございます。今日の出席者は、国保年金係長の海野でございます。よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います。初めに、事前通知を提出された委員の質疑から行います。質疑の事前通知を提出された委員は挙手の上、事前通知に従って質疑を行ってくださいということで、1番目を須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。1款1項1目被保険者保険税の（歳入）について伺います。

説明資料、タブレットで3ページ、予算書で9ページとなっております。

歳入は減額となっておりますが、この要因についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。ご質問の歳入減額の要因についてですが、午前中もお話をしたとおり、国で進める社会保険の被用者保険の適用拡大の影響などにより、国民健康保険の被保険者数は年々減少しております。令和4年度までは9,000人台であった被保険者数は、令和7年1月末現在では8,024人となっております。

このような状況の中、試算する際の平均世帯数及び1世帯当たりの調定額を過去5年間の増減率から割り出し、これを元に計算したことで歳入のほうは減額となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） すみません、ちょっと補足で質問しますが、何%ずつぐらい減っているような、患者さんの人数が、何かそこら辺が、がくっとくるのか、どうなのか、もし、先が見えればと思うんですけど。

○市民課長（吉川淳子君） 患者の人数ですか。

○分科会長（西下敦基君） 人数の減る割合的なのがあれば。4年から7年で1,000人減っているというので、結構なパーセントで減っているのかなと思ったので。

○市民課長（吉川淳子君） パーセンテージで出していないんですけど、それぞれの、3年から、先ほど午前中もお話ししたとおり、3年度から4年度が500人ぐらい、4年度から5年度

も500人ぐらい、6年度の今の状態が先ほどの8,024人になっていまして、5年度末は8,464人でしたので、やはりここも500人ぐらいとなっています。

ただ、昨年10月の時点で被用者保険の拡大というのがされていますので、この後どうなっていくかというのは、ちょっと読み切れないような状況でもあります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

それでは、ほかに関連で。5番。

○5番（奥野寿夫君） 先ほど8,024人はいつの時点か。それから、被保険者の拡大というのは、事業所の人数の問題でしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課 吉川です。先ほどの1月末の時点の8,024人ということ

○分科会長（西下敦基君） もう一つ、適用がどんなところかということ。

○市民課長（吉川淳子君） 去年の10月からは、被用者が5人以上というところが入ってきたということで、そこが今、一番少ない事業所の規模でなる方なんです。そこまで広げられてきたということになります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

○5番（奥野寿夫君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ありますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ2つ目の質問を自分からで、4款1項1目保険者努力支援分、歳入のところで、タブレットで説明資料の4ページ、紙で2ページで、二、四、6段目ぐらいになるところですね。どのような評価での支援がされているのか。また、増額された要因についても伺います。

答弁を求めます。答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。初めに、どのような評価での支援がされているのかについてですが、保険者努力支援分というのは、大きく分けると、共通指標6つと固有指標6つ、計12の指標に基づいて事業の実施状況の評価されます。この評価は項目ごとの配点がありまして、達成していると得点ができまして、最終的に全国の市・町の獲得点で国の予算を案分して支援金が受けられるものとなります。

指標としては、例えば特定健診の受診率、それから、特定保健指導実施率、メタボ該当者及び予備軍の減少率、ほかに、がんの検診の受診率、歯科健診受診率。指標3としては、生活習慣上の発症予防、糖尿病等の重症化予防、それから、特定健診受診率向上の取組の実施状況。

そして、4が個人インセンティブ、分かりやすい情報の提供、そして、指標5が重複・多剤投与者に対する取組の実施状況、お薬をですね。それから、次として、後発医薬品の促進と使用割合、これが共通指標としてあります。

あとは、固有指標とされているところが、今度は保険税の収納率、そして、2つ目がデータヘルス計画の実施状況、それから、3つ目が医療費通知の取組の実施状況、それから、4つ目、地域包括ケア推進一体的実施の取組状況、5つ目が第三者求償の取組実施状況、それから、6つ目が適正かつ健全な事業運営の実施状況となっております。

次に、増額された要因についてですが、先ほどの獲得点による全国順位が上がった。前年度1,045位だったところ、998位に上がったことによって、このところが増額したということになります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をいただきましたが、紙でもらえたら助かったなと思ったんですけど、ちょっと書き切れなかった。

ただ、菊川は結構やっているのかなと思ったけど、1,700幾つある自治体の中で、ほぼ1,000位くらいということで、どういったところがもうちょっと頑張れるのか。あと、それこそお達者度が高いようなイメージがあったので、こういうのは指標がもうちょっと高いのかなと思ったんですけど、そこら辺について、もうちょっと取り組めるところがあるような回答ができればお願いいたします。

答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 大きな問題点として言われるのが、収納率、保険税の収納率のところ、規模によって、県内で何%以上を保持しましょうということで目標になっているところ、多少そこに届かなかったということによって落ちているという面がありますので、そこは税務課と打ち合わせをする中で、少しでも、税務課としては課税もありますので、例えば市県民税のところを上げたいというような思いもありますので難しい面もありますが、ところで、この評価されて、そのところでお金が違ってくるのでということで協力いただくように、税務課とは打ち合わせをしているところであります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。なかなか大変だと思いました。自分はいいです。
関連質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけどもね。この10ページにおける交付金、項目が二、四、六項目ぐらいありますけど、これは決定していることですか、予定ですか。

○分科会長（西下敦基君） 織部委員、この保険者努力支援分の今、質疑をされていて、それについての再質問をしていますので、もし、ほかでちょっと聞きたかったら、最後にちょっと聞いていただいてもらってよろしいですか。

○13番（織部光男君） そうしてください。

○分科会長（西下敦基君） 先に事前が出ているものからお願いしたいので、ちょっとそれはまた後で答えてもらいます。

今のところでなければ、次のところ、3番目の質問を私からさせてもらいます。8款1項1目で保険税滞納金（歳入）ということで、説明資料のほうだと、タブレットの6ページ、表の歳入の中で二、四、六、7行目であるんですけど、内容としては、大きく減額されているが要因について伺います。5,300ぐらいが3,300に変わったということで、説明をお願いいたします。

答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。ご質問の保険税延滞金の医療費分が大きく減額されている要因についてですが、こちら計上の計算方法なんですけど、過去5年間の見込額及び実績額から増減率を見込んで計上をしております。

令和4年度実績は686万9,689円、5年度実績が499万3,307円、6年度見込額が402万9,599円と年々減少のほうをしております。その関係で、7年度も減額ということで計上してございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） この数字の中で、滞納している人は年々減っていったということによろしいでしょうか。

答弁を求めます。海野係長。

○国保年金係長（海野 君） 国保年金係長です。現年の方は、現年の分というのは、それほど延滞金ってつかない傾向がありますので、過年分に多くつくようなことを見込まれます。

税務課にも確認したところ、ここ数年は、過年は過去に重点的にやったので、現年重視で

きているので、現年が終われば延滞金に移行していくようなことのない、なくなっていく、少なくなっていくということで、年々減っているということが確認できました。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。その年で頑張って、なるべく次に残すものはなくなっているということですね。分かりました。私は納得しました。関連質疑のある方はお願いします。よろしいですかね。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） そしたら、すみません、4番目の質問、私からで、1款2項1目の賦課徴収費（国保特会）と書いていて、タブレットだと9ページになります。タブレットで3列目にあるやつです。

事務費が大幅に増額されているが要因について伺うということで、さっきシステムのという話だったのかなと、すみません、答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。ご質問の事務経費が大幅に増額されている要因についてですが、こちらの多くが、令和8年3月のシステム標準化により、電算業務委託料で前年比337万7,000円の増額となっておりますので、こちらが増額の主な要因となっております。増額部分の内容につきましては、標準化以降のシステムが正常に機能するかどうかのテスト費用となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。私からは再質問はございません。関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、5番目の質問、小林委員からお願いします。

○14番（小林博文君） 14番です。2款1項4目療養費、説明資料のほうなんですけど、この中で補装具というところがかなり大きな割合を占めていて、増減率も126%とかなり、今後伸びていくのか分からないですが、主にどんなものがあるか、その辺ちょっと説明いただければと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。ご質問の補装具はどのようなものがあるか、内容の説明をについてですが、申請が多い補装具は、体幹装具として、例えば、頸部への負担を軽減するものや、骨盤を包み運動を制御するもの、それから、足の装具、肩の装具などがあります。

算定は、補装具の金額で計算をするものではなく、過去5年の一般疾患療養費のうち補装具分の見込額及び実績額から増減率を見込んで算出しております。令和4年度実績額が279万9,156円、令和5年度の実績額が460万2,279円、6年度の見込額が580万3,934円と増加傾向にありますことから、令和7年度は732万円で計上をしております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（小林博文君） これって、整形外科が菊川に増えたからというのはあまり関係ないんでしょうかということは聞いても大丈夫ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。

○14番（小林博文君） 副院長先生がいらして、病院にかかる方が増えた、それはあまり関係ない。

あれって、結局、個人で使うと、その人のものになっちゃうというか、使う方が増えているという感じのことでいいんですよね。

〔発言する者あり〕

○14番（小林博文君） いいです。多分、地区もいろいろ来ていると思うので、分かりました。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか、答弁は。

○14番（小林博文君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 質疑はございますか、関連質疑。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、6番目の質疑、須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 4款1項1目高額療養費について伺います。説明資料がタブレットで15ページ、1ページ戻っていただいたところになります。

令和6年度の支出が当初見込みより増幅しており、前年4,442万2,000円、112.7%の増額となっております。高額療養費需要増は近年の傾向かお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。ご質問の高額療養費需要増は近年の傾向かにつきましても、先ほど来申し上げているとおり、被保険者数が増加する状況ではありますけれども、その中でも医療費は増加しているのが現状です。医療の高度化や被保険者の高齢化が要因となっていると考えられます。

こちら、昨日でしたか、おとといでしたか、7日なので金曜日ですか、国において高額療養費の見直しがされていたところ、取りあえずのところ秋まで先延ばしにするよというようなこともありましてなっておりますが、今後については、そちらの反映とかというのは、今後また出てくるかと思いますが、国の動きを今後も注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 再質問はございますか。

○9番（須藤有紀君） 国の方針が出ちゃったので、大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） では、関連質疑、いいですね。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） では、最後のところを自分からで、4款1項1目で特定健康診査等事業費ということで、18ページです、タブレット。

内容は、特定健診審査委託料で「特定保健指導を利用できる体制充実のために民間委託内容を拡充する」とあるが、詳細について伺います。また、その他、一番下に157万1,000円の内容についても伺います。

答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。ご質問の特定保健指導を利用できる体制充実のために民間委託内容を拡充する詳細につきましてですが、令和4年度までは全ての保健指導を市の保健師、栄養士で対応をしていましたが、業務多忙による人手不足がありまして、委託することにより休日夜間の保健指導にも対応ができ、市民の利便性も増すことになるため、令和5年度からは保険指導の一部を外部委託することとしました。

令和6年度には総合がん検診と特定健診の同時受診会場に委託先の栄養士が待機することで、これまで後日となっていた指導を、受診後すぐに受けられる体制を構築しました。

総合がん検診との同時受診は年間30回程度実施しているのですが、令和6年度には12回の対応のみであったため、こちら令和7年度からは前日の、全日程の対応を計画しております。後日の指導連絡ですと、なかなか市民へのアプローチが難しい場合もあるため、当日、初回面談を行い、その後、継続する指導も委託先の店舗等で受けられることで、保健指導率の向上につなげていきたいと考えております。

続きまして、その他157万1,000円の内容についてですが、会計年度任用職員の報酬124万1,000円、消耗品費25万円、集団検診の会場使用料2万4,000円などとなります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。答弁をいただきました。

すみません、外部委託にしているということですけど、委託先についてお伺いできればと思います。

答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。杏林堂さんに現在は委託をしております。

〔「現在している」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（吉川淳子君） 6年度ですね。6年度につきましては杏林堂さんに、また、来年度も同じところを考慮はしておりますが、まだ契約が整っていませんので。

○分科会長（西下敦基君） 杏林堂だけですか。ウエルシアとか、ほかのとことかの何かちょっと、意欲のあるというか。

答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。連携協定を結んでいる関係で、杏林堂さんと話し合いを行いまして、そこをお願いをしているというような状況となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

ほかに関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） すみません、1点、ちょっと自分のところで、2番目の質問にちょっと戻らせていただいて、保険者努力支援分で、これって1,000番台位だったんですけど、これが1位とかだったらどれぐらいもらえたりとか、もっと順位が下がったらどれだけ下がっちゃうのかとか、これって幅があるんですよと思ったので、できればここからいっぱいもらえれば、自分たち繰り出しが少ないのかなと思ったので。

答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） この努力支援分の国の結果というものが県から送られるんですが、こちらに届くものが県内の状況しか分からなくて、なおかつ幾らになったかという部分は伏せられた情報が届いていますので、比較で1位と最後のところとの差とかというのはちょっと分かる状態にはなっていないです。

○分科会長（西下敦基君） 多分人数も関係してくるということですよ。

○市民課長（吉川淳子君） そうですね。

○分科会長（西下敦基君） 1人当たり幾らで、それ掛ける7,000人とか8,000人とかという掛

け方をしている、来る金額は違うと思うんですけど。

ただ、思ったんですけど、1,045から998に上がって147万円上がってるっていうと、もっと順位が上がったらもっともらえるのかなと思ったので、ちょっと、数字が伏せられているということで分からないということで分かりました。自分からは以上です。

すみません、先ほど織部さんから質問があったと思うので、13番、お願いします。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけれども、予算書の10ページに交付金の6項目がありますけれども、これは決定ですか、予定ですか。

○分科会長（西下敦基君） タブレットで、今予算の説明資料のほうじゃなくて。

○13番（織部光男君） 予算書の10ページ。

○市民課長（吉川淳子君） 予算書の10ページですね。

○13番（織部光男君） うん。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。海野係長。

○国保年金係長（海野 君） 国保年金係長です。こちらは見込額になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。収入のほうは1億ほど増えていますけどね、一般繰出金は変わっていませんよね。それで、何が増えているか、支出のほうですけども、保険金の出している金額、要するに患者さんが増えたということになると思うんですよね。その割合というのはどのぐらいを見ているんでしょうか。

要するに、保険給付金が増えているわけじゃないですか、1億ぐらい。収入が増えた分、それが増えていて、つじつまが合っているわけですよね。ですから、そのところの患者が増えているという前提になるんじゃないですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。海野係長。

○国保年金係長（海野 君） 国保年金係長です。国保の被保険者数は、あくまで減少しております。ただ、医療費はそれに反して毎年上がっていています。それで今、織部委員がおっしゃったような現象になっています。

○13番（織部光男君） そうでしょうね。

○国保年金係長（海野 君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。だから、その傾向はこれからもずっと続いていくと思うんですよ。高齢化社会になるもんですからね。ですから、今年度は去年に比べて何%

割増しをしているんですかという質問になるんですけど。

[発言する者あり]

○13番（織部光男君） いいですよ、分からなければいいですよ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） ごめんなさい、パーセンテージで出していなかったものですから、申し訳ないです。

この普通交付税というところが保険料に、療養費となる部分ですので、こちらが伸びを入れると104.63になっていますので、そのぐらいの伸びということになっております。

被保険者数は減っていますが、1人当たりの給付費が伸びていますので、その伸びがここに出てということになります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○13番（織部光男君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） 全体を通してあれば。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。先ほどの一般会計とまた同じような質問になるんですけど、これがタブレットでいうと……。

○分科会長（西下敦基君） 説明資料のほうが……。

○5番（奥野寿夫君） 8ページ、説明、これは予算書……。

○分科会長（西下敦基君） 予算書のほうですね。

○5番（奥野寿夫君） ええ、予算書の……。

○分科会長（西下敦基君） タブレットの8ページ。

○5番（奥野寿夫君） タブレットの、タブレットでいうと10ページですね。10ページ、紙でいうと8ページ、こここのところにある、先ほどのが、事務費繰入金というのがここに出てくると思うんですけど、それから、歳出でいうと、タブレットの19ページ、それで、これが昨年と比べて、先ほどの話で800万、ここが増えているということで、ほかの繰入金は、増えているものもありますけども、ここが一番増えているということで、その分が主に充当されているのは一般管理費なのか。

もしかしてちょっと、あと増えているもので、歳出のほうで、タブレットの19ページですが、これ関連あるかどうか、諸支出金の中で、5番の保険給付費等交付金償還金というのが1,000万、昨年より増えていますけども、これは別に関係ないですかね、ちょっと変な聞き方

で悪いんですけど。そこに充当しているというわけでもないですか。

ちょっと分けていますと、歳入の800万円は管理費の部分に充当しているという考え方なのか、それと、逆にこの償還金というのはどこから出ているのかというのをちょっと確認したいんですけど、もし分かれば。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 増額の主な理由というのが、先ほどの事務費繰入金のところと、あと事務費繰入金の中で電算業務委託料が2種類あるんですが、そちらが大体、全部で550万ぐらい増えておりまして、そのところ。

それで、先ほどのタブレットの19ページの保険給付費等の交付金の償還金というのは、今年度の償還金が多かったことで、こちら1,000万増額しておりますが、こちらは、その原因というよりは、事務的手続の予算的に困ることがないようにという措置をしておりますので、増額してあるだけで、原因ということではないです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。原因といたしますか、財源的にそこを充当しているというわけでもないですかね。

○市民課長（吉川淳子君） そうですね、そうではないです。事務費繰入金のほうは、確かにその充当というか……。

○5番（奥野寿夫君） 準備のほうに充てている。

○市民課長（吉川淳子君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 分かりましたか。

○5番（奥野寿夫君） はい、分かりました。

○分科会長（西下敦基君） ほかに質疑のある方は。場所を言ってから質疑をお願いします。

○16番（山下 修君） 16番です。先ほど特定健康診査の受診率向上というので、杏林堂さんというお話だった。

○市民課長（吉川淳子君） そうですね。

○16番（山下 修君） 杏林堂さんは令和6年度からということですか。その前からずっと委託されていたということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。海野係長。

○国保年金係長（海野 君） 国保年金係長です。令和5年度に委託を始めまして、そのときからお願いしております。

- 分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。
- 16番（山下 修君） そうですか、そうすると、この中で、印刷とか発送、さらに効果検証という部分が委託されているということでございますけども、令和5年度の効果検証の結果みたいな、そういうことは何か、どういったご指摘なり意見を受けているか、分かりますか。
- 分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。海野係長。
- 国保年金係長（海野 君） 国保年金係長です。杏林堂さんには保健指導の委託をお願いしてまして、特定健診業務の委託とはまたちょっと違う種類になるんですけども、特定健診を終えた後の結果から保健指導に行く方、結果が悪かった方になるんですけど、行く方がいらっちゃって、その方たちに対する保健指導を委託しております。
- 16番（山下 修君） 保健指導を。
- 国保年金係長（海野 君） はい。
- 分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。
- 16番（山下 修君） そうすると、こちらの、それじゃ、特定健康診査受診率向上事務委託料は、どこへ発注しているか。
- 分科会長（西下敦基君） 答弁を……。
- 国保年金係長（海野 君） その下のところ。
- 16番（山下 修君） その下。
- 市民課長（吉川淳子君） 検証というところは、どういうことかということですけど。
- 16番（山下 修君） そうですね、効果検証ということだね。
- 市民課長（吉川淳子君） はい。
- 分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。海野係長。
- 国保年金係長（海野 君） 国保年金係長です。令和6年度、この特定健康診査受診率向上事業委託は、株式会社データホライズンさんという会社をお願いしております。
- 16番（山下 修君） 違う、勧奨通知。
- 国保年金係長（海野 君） 勧奨通知、はい。受診されていない方に、してくださいという通知を2回ほど出させてもらいました。
- 分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。
- 16番（山下 修君） そうすると、その効果検証というのは、まだ委託した結果が出てきていないということなんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。海野係長。

○国保年金係長（海野 君） 国保年金係長です。今年度の分はまだもらってありません。

2回目が1月に発送していきまして、その結果の部分でもらう、整ったら頂く予定です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○16番（山下 修君） 分かりました。結構です。はい。

○分科会長（西下敦基君） 関連してありますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、織部委員から、13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。先ほどの保険給付金の31億ですけれども、令和6年度で年代別、例えば40歳以下、それから、40代、50代、60代、70代とか、そういう統計は取っていますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。海野係長。

○国保年金係長（海野 君） 国保年金係長です。年代別では、今のところ手元にはデータはありません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけれどもね、電算化されていると、こんなのはちょっと入力すればぱっと出てくるもんじゃないですか。年齢の、年代別で、大ざっぱにね、40代以下、65代以下というような、それ以上というのは3つぐらいにせめて分けて統計を取るといようなことをやる価値は私は十分にあると思うんですよ。

○分科会長（西下敦基君） その質疑でよろしいですか。では、答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。多分レセプトデータから引っ張ってくれば、人数とか金額とかということが分からないわけではないのですが、それなりの委託をしないと、機械をたたいてすぐぱっと出てくるようなものではないです。

○13番（織部光男君） そうですか。

○市民課長（吉川淳子君） 国民保険の被保険者というのが一定の方でずっと固まっていれば、またそういう統計も意味があることだと思うんですが、常に被保険者数、被保険者というのが動いているもの、動かない方も中にはいらっしゃるんですが。

保険の加入というのは、退職すれば国保に移る、また就職をすれば社保、被用者保険のほうに移るとい仕組みでもありますので、単一の方がずっととなっているわけではないので、今のところ、国保の中ではそのデータも抽出して分析をするということはやっておりません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。私が言っているのは、保険給付金ですから、治療を受けて払った方ですよね。ですから、それは明確に出ているはずですよね。国保の人口が移動するとかという問題じゃなくて、令和6年度に幾ら払ったか、誰に幾ら払ったかというのが分かっているわけですから、それを集計するだけじゃないですか。私はそう思うんですけどね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。その単純な計算であれば、保険の給付費で分かると思うんですが、個々の状態というのは、レセプトデータで点検をする、病院から上がってきたレセプトを分析しないと、どこの誰さんが幾らかかったかというのは分かるものではないです。

単純な機械操作で分かるものでは残念ながらないので、分析をして健康のところに生かすということであれば、一旦それはデータをちゃんと作った上でするものとなりますので、少し加入者が移動しようが関係ないということではないと思います。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○13番（織部光男君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） できれば事前の質疑をちゃんと出していただいたら、数字を出すとか、やっぱり、先に事前の準備も向こうは必要になりますので、そこら辺はちょっと配慮をお願いいたします。

ということで、質疑があれば。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。予算書の11ページ、タブレットの13ページのほうで、先ほどの関連ですが、一般管理費のうちの説明の12番、プログラム開発料について1,496万は国から補助金なり交付金があって、810万8,000円のその下の電算業務委託料が今回新規ということで、その分が繰入金で増えたのかなという、さっきの説明だったように思うんですけども。

これは、一つはそういう国からの補助がないのか、今後はまた引き続き電算業務というの
は必要となるのか、もし分かればお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。海野係長。

○国保年金係長（海野 君） おっしゃるとおり、12番、電算業務委託料で今回増えています。これは毎年あるものなんですけれども、今年度は令和8年3月にシステムの標準化があることによって増額されております。その内容につきましては、先ほど説明させていただきました。標準化がうまく機能するかのテスト費用となっております。

国保特会の中で、国保の資格情報と付加情報の2か所で電算業務委託がありますので、それで増額も高額になっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。それは今年度だけということですか。

○国保年金係長（海野 君） そうです。

○5番（奥野寿夫君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

○5番（奥野寿夫君） はい、結構です。全体を通してで。

○分科会長（西下敦基君） 全体を通して、5番。

○5番（奥野寿夫君） いいですか。

○分科会長（西下敦基君） はい。

○5番（奥野寿夫君） 保険証の交付というのは、この会計の関連ですかね。今回は昨年、保険証がマイナ保険証になって、国保の保険証がなくなって、今後は資格確認書の発行に変わるわけですね。その事務が変わることで、どういったことになるのかということと。

今ちょっと詳しくは分からないんですが、そのことによって市町村の負担が増えるんじゃないかという懸念もね、例えば資格確認書と、それからマイナ保険証とのことをチェックする、そういうマイナ保険証のチェックが必要だとかということで、かえって負担が増えるんじゃないかというようなことを聞いたことがあるんですけど、その辺いかがか、お願いします。

○分科会長（西下敦基君） これって国保会計に関係……。

○市民課長（吉川淳子君） 国保関連で。

○分科会長（西下敦基君） いいんですかね。

○市民課長（吉川淳子君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。

○5番（奥野寿夫君） ごめんなさい、急に言って。

○分科会長（西下敦基君） 海野係長。

○国保年金係長（海野 君） 国保年金係長です。確かに事務的に増える部分があります。

今年度中にもシステム改修をして、マイナ保険証に登録ある・なしが、データで入ってくるようにはなっております。そちらは国庫補助100%で今年度システム改修を終えております。

そして、交付について、連携のある、マイナ保険証を使えるようになっている人には資格情報のお知らせ、使えない方には資格確認書、2種類のを本人に確認を取った上で、どちらかを出さなければならない。そういうところにも手間が増えている部分ではあります。

○分科会長（西下敦基君） はい、答弁を終わります。

○市民課長（吉川淳子君） あ、すみません。

○分科会長（西下敦基君） 関連、補足で吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） はい、市民課長です。その代わりですね、保険証はそうやって2種類あることによって、その都度確認をしてどちらを出すか、新しく加入された方に対して、どちらを出すかということに手間がかかるということがあります。一方で、そのレセプトの返礼というのが全体的に減っている。それはマイナ保険証で紐付けられたことによって、今まではもう会社の保険ないんだけど、国保じゃなくて、会社の保険を使って受診をしましたという方のお支払いについて、こちらに問合せがある。レセプトの点検の中で、これは菊川市が保険者ですかということで問合せがあった。その問合せが大分減っているというようなことも一方でありますので、そちらが正確に事務量がどのくらい増加したかというのは、ちょっと数字で表すのが難しい面もございます。以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○5番（奥野寿夫君） はい、5番奥野です。先ほどマイナカードの話もあったんですけど、マイナ保険証で不便になった部分もあるということで、保険証の廃止については大分拙速ではないかという意見も大分ありましたし、この方法によって市町村の負担が増える、保険証の切替が、被用者保険から国保への切替が、今までのほうがスムーズにできたんじゃないかっていうね、確かそういったことを思ったり、あるいは市町村によってはもう手間だから、全部資格証明書を一齐に送ってしまうとかですね。保険証なんか種類があるって、ちょっと今詳細をちゃんと話してもらったんですけど、とにかく負担が増えるということも思ったもんですから、質問させてもらいました。あ、意見です、ごめんなさい。

○分科会長（西下敦基君） はい、また意見は後で言っていただいて。

○16番（山下 修君） 1点、いいですか。

○分科会長（西下敦基君） はい、16番。

○16番（山下 修君） 参考までに数字を教えてくださいんですけども、先ほど被保険者の数は、教えていただきましたね。この加入世帯数。世帯数がどのように変わっているかというのを。先ほど一般会計のほうの時は、令和3年から6年までだったので。

○市民課長（吉川淳子君） 世帯数ですが、令和…。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 申し訳ありません。はい、市民課長です。令和3年度5,932。令和4年度5,756。令和5年度5,496。もう一度、3年度が5,932。4年度が5,756。5年度が5,496。最後、1月末の状況ですが、5,279です。

○分科会長（西下敦基君） はい、答弁は終わりましたか。はい、16番。

○16番（山下 修君） 人数は、先ほど言った令和3年から令和6年で1,500人くらい減っているけれども、世帯数としては、これで言いますと700人くらいしか減っていないという、こういうことのようなわけですね。ということでよろしかったですよ。はい、分かりました。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。結構時間おしていますけど、よろしいですか、質疑。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） では、これで質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで執行部は退席となります。一度ご退席ください。

この後、後期高齢化で、でそのあとに自由討議と採決もいたしますので、議案ですので。では、いきます。

それでは、ただいまから、議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めることとする、との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。ご意見のある方は、挙手にてお願いいたします。はい、13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

こういう健康保険は、県のほうになって、国のほうの、国保が出ているのは、マイナンバーの関係で出ているのでしょうか。私の、さっき言った年齢別のですね、要するに患者さんの数ですよ。これから社会によって増えていくであろうということに対して、それをやはり正確につかむという姿勢が、行政には私は必要だと思うというわけです。将来を展望するときにはですね、過去の実績と、そして将来の人口移動とですね、高齢化社会というものを考えなければならない時代にですね、そういうことの分析をしなくていいのかと、単純に私

は考えます。ですから、そういうことをですね、やっていけばですね、この国保についても、どれだけこれから一般会計からの持ち出しをしていかなきゃいけないか、そういうことをですね、考えなきゃいけないんじゃないかとは思いますが、どうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） はい、他にご意見、関連でも、ある方はお願いいたします。関連でちょっと、8000人いて、若い方はこれ少ないのかな、自営業者の方とか、あと75歳以上はもう後期高齢の園児ということで、多分年齢の偏りは大分あるかなと私も思っていますので、ただ時代が、昔は自営業が多いときはね、やっぱりここの会計もしっかりしてたと思うんですけど、今ほとんど自営業の方がいなくて、まあなんとか、そうですね、ちょっと収入が低くなってきている人たちが、とかですね、あと零細とかもなかなか、厚生年金とか払えないからという感じで、いたりとかするので、ちょっとそこら辺はちょっと、もうちょっと、もしデータをいただければね、と思ったので。14番。

○14番（小林博文君） 国保なんで、75歳を超えると後期高齢者に移行しますよね。そうすると、74歳までの人を把握するというのをやるならば、年齢別の人口比率を見て、大体その割合を確認しとけば、あえて具体的な数字を出さなくても、人口比率である程度予測がつくのかなとは思っているんですよ。じゃないかなと思うんですけど、違うのかな。

○分科会長（西下敦基君） はい、13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。今の、まあ75歳以上が後期高齢者なもんですからね、まあ私もそれに入るわけですよ。そうすると、掛け金は40万です、年間。で、医療費は最低はゼロです。一切使っていない、薬代もかかっていないっていうようなね。そういう方もいるもんですからね、そういう方を増やさなきゃいけないというのが、本田さんのスポーツ振興だと私は思うわけですよ。ですから、そういったためにね、やはり実際、去年からでしたっけか、子どもさんの医療費が無料になって、非常にいいことだと思うんですよ。ですから、それで終わってしまっただけじゃない、健康を維持する、医療にかからないような食生活と運動をしていかなきゃいけないということの、やはりこれから、明日やるところですね、ここも政策課とか健康福祉課のところのことになりますけども、やはりそのことを抜きにね、国民健康保険というものを考えられないと私は思っています。

○分科会長（西下敦基君） はい、他にご意見のある方は。

1点、自分からちょっと。保険者努力支援分で、菊川がちょっとまだ下の方だったんで、これがもし上がれば、もうちょっとね、収入が入って、一般会計から繰り出しが減るのかなと思って、それも分からなかったんですけど、ただ、共通で、ちょっとここらへんまたちゃ

んともらってみなきゃいけないかなと。収納率というと、なかなか厳しい世帯もいるので、そこをなんとかして取っていくっていうのを指標になっているというのも、ちょっとこれしつかりね、何でもかんでも取っているようなところが上に行くっていうのもちょっと違うかなと。なるべく健康な人が多いところがいいとか、なんか、まあそうですね、健診の関係とかもあると思うので、ここももうちょっと努力できる余地が、菊川市あったので、こういったところを進めていただければなと私は思いました。

はい、他にご意見をお願いします。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番奥野です。一般質問でもやりましたが、予算書の8ページで、タブレット10ページですかね、先ほど年齢層は、若い人は少ないということでしたけども、これを見ますと、未就学児均等割の保険税繰入金ですか、187万3,000円、これだけが子どもを持つ世帯にかかっているわけで、これは被用者、会社員とかは所得に応じているんですけど、国保の場合は子どもができるとだんだん高くなると、今先ほどの話だと、4分の3国と県の補助があるとすれば、そんなに、そういうことだとすると60万円ぐらいで、市のほうは、子どもの分の国保税は、均等でなくすことができるということになるので、そこら辺は考えられないのかなとちょっと思いました。このことをこだわるかどうか、まだちょっと考えそうです。

○14番（小林博文君） その件、ちょっと。

○分科会長（西下敦基君） はい、14番。

○14番（小林博文君） 社会保険は子どもの分を取らないというよりも、子ども分の総数を加味して、社会保険全体で金額を見て、被保険者に割るんじゃないかなと、扶養者含めてと思うんですよ。そうすると、結局取らないんじゃなくて、均等割りみたいな感じでかかって負担してるっていうイメージだと思うんですよ。取ってないんじゃなくて、払ってるんだから、どっかから費用を求まなきゃいけないんだけど、それは結局、かかっている総数から、社会保険料を割り出してる時に負担してるんで、それをあえて国保では、それを子どもはいくらって算出してるんで、ある意味は、平等性が強いっていうか、大ざっぱに年間このぐらいかかるから、保険者はいくら、扶養者はいくらって出してくると、1人いるから、2人いるからいくらって出してるので、社会保険が子どもの分をどっから取っているかって、結局被保険者が取っているはずだから、まあ雇用会社が半分取ってますけど、そういうところからすると、取ってないわけじゃないから、取り方の違いだけかなと僕は思ったんですけど、そうじゃないんですか。

○分科会長（西下敦基君） はい、他に意見は。はい、5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番奥野です。全体で負担していると、雇用者も半分出しているということで、その人がみんな出してるわけじゃないんですよ。子どもがたくさんいようが、子どもがいなくても同じです。ただ国保の場合は、子どもが1人増えると上がりますよ、また1人増やそう、自営業者、フリーランスの場合はそういうことで、負担の仕方が違うわけですから、全体としても高いんですけどね、国保は。高い上にさらに子どもができるとさらに高くなると。なので、私はそういう点では、かえって子どもには軽減するというので、医療費はそういうことをやっているわけですから、やってほしいなというふうに思っています。

○分科会長（西下敦基君） はい、14番。

○14番（小林博文君） すみ分けしてわかっているから減らせる材料になるけど、社会保険はそれがなくっても成立しているというか、国保ってさっきの繰り返しなんですけど、本当に最終までいかない、最後は生活保護があるんだけど、本当に低所得層のための、世界にない類を見ない保険制度なんで、苦しいところが当然あるんで、取れるならちゃんと取って、制度を確立して残しておかないといけないんで、そういう意味では問題ないような気が、そうじゃあない、まあいいんで。

○分科会長（西下敦基君） というご意見です。ほかにご意見あれば、はい、16番。

○16番（山下 修君） 予算書を読むとき、過去5年の上限率みたいなことを考えながら考慮して作ってますよ、ということ言われて、単に人数だけじゃないよってことだと思うんですけども、もちろん働き方が変わってきたり、雇用の条件とかがいろいろ変わってくる中、それ全体を捉えた中での金額の大きな推移というのを見ながら予算が組まれているというふうに思っていますが、これはこれで今の状況を反映している数字だなと、こういった方向しか逆にうまく予算を組むための再考とするネタがないということじゃないのかなと思いますから、これはこれでいいんじゃないのかなと私は思います。

○分科会長（西下敦基君） はい、他にご意見は。大体意見が出尽くしたということでよろしいですかね。はい、5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番奥野です。これは国の制度なので、あえてここで言うべきことではないかもしれないですけども、やはり保険証は継続して復活すべきだと思いますが、今回ね、自覚証明書の発行になったことはちょっと残念だと思います。ここでは市町村のレベルではね、訴えられないかもしれないですけど、一応意見として。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですかね。はい。では、自由討論を終了いたします。

それでは採決をします。議案第22号、令和7年度菊川市国民健康保健特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[発言・笑いあり]

○分科会長（西下敦基君） ちょっと一回静かにしてください。挙手全員。

よって、議案第22号は、原案のとおり、可決するべきものと決しました。以上で議案第22号の審査を終わります。

なお、委員会報告の作成につきましては、正副委員長に一任願います。休憩なしでそのままです。あの、後期高齢者は一問だけなので。

閉会 午後 2時22分

開会 午後 2時23分

○分科会長（西下敦基君） 会議を続けます。

教育福祉委員会に付託されました議案第23号令和7年度菊川市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

初めに、吉川市民課長より出席者の紹介をお願いします。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。私、吉川と国保年金係長の海野でございます。よろしく願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を始めます。

1問出ていますので、私から質問させていただきます。

1款1項1目で、現年度保険料ということで、説明資料だとタブレットの3ページから。特別徴収分と普通徴収分の被保険者数と今後の被保険者数の推移について伺います。

答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。後期高齢者医療の保険料は年金を受給している場合は、法令により年金から差し引きとなる特別徴収での納付が原則となっています。

ただし、年度途中で75歳を迎えた場合や、ほかの自治体から転入した場合には、しばらくの間普通徴収となりますし、特別徴収の対象となる年金額が年額18万円未満の場合や、介護保険料と後期高齢者医療の保険料合計額が、介護保険料が引かれている基礎年金等の額の半分以上を超える場合などには普通徴収となります。

また、希望により口座振替に変更した場合も普通徴収となります。

ご質問の特別徴収分と普通徴収分の被保険者数と今後の被保険者数の推移についてですが、年金機構の審査により年度途中で特別徴収に切り替わる場合もあり、被保険者数では表しにくいいため、過去の収入率でこの割合を見ますと、令和3年度、特別徴収が72パーセント、普通徴収が28パーセント、令和4年度には特別徴収が69パーセント、普通徴収が31パーセント、令和5年度は特別徴収71パーセント、普通徴収29パーセントと、大ざっぱに言いますと、特別徴収が7割、普通徴収が3割というような状況となっております。

なお、普通徴収を特別に希望する方というのは、年間数名程度となっております。よって、今後も被保険者数はしばらく増加、人口の割合とか年齢の状況とか見ますと、しばらくの間は増加すると思われませんが、特別徴収と普通徴収の割合は7対3のまま推移すると考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） はい、分かりました。

すみません、75歳以上の方が全部ここに入るといことでよろしいんですか。2,000人ぐらいですけど、今、パーセントでそれぞれの年代を答えてくれたんですけど、これが何人ずつになっていたのかがもし分かれば。

○市民課長（吉川淳子君） パーセンテージしかちょっと手持ちにないんですが、被保険者数の推移状況ということでお答えをさせていただきます。

令和3年度です。令和3年度が6,532人、令和4年度が6,785人、令和5年度が7,149人、また3年度から、3年度が6532、令和4年が6785、令和5年が7149ということで推移していますし、割合は先ほど申し上げたとおりとなります。

○分科会長（西下敦基君） すみませんが、それこそ2025年問題、令和7年から、団塊の世代がここに入ってきて伸び率がガクッと上がってくるような感じで見ている。今これ見ていると400人ずつぐらい増えているのかなというイメージがあったんですけど、そこはもっとすごく増えていくようなことになるのか。答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。団塊の世代が75歳を迎えたことで、ここ数年が増え続けています。今年度の当初が7,149人であった被保険者は、今年1月末の時点で7,376人、7376となっております。これから数年間は年間600人程度、まだ次の年代というのは六百何人、700人までいかないぐらいの人口が今ありまして、令和5年度の死亡者数以降で見ますと、令和5年度の死亡者数が545ということですので、まだ少し微増をするのではないかと考えてい

ます。

75歳以上が入りますけれども、死亡者もその中でパーセンテージでどうしても亡くなる方がいらっしやいますので、確定数ではお答えができませんが、そういったことで、しばらくの間、数年間はまだ微増するんじゃないかと考えております。

○分科会長（西下敦基君） 今、六百何人ぐらいいらっしゃる。

○市民課長（吉川淳子君） 最新の状況で、75歳の方が739人ですが、来年度には75になる方が674人、その次が672人、その次が680人ということで、数年はそのぐらになっていますし、亡くなる方というのは確定ではないので分かりませんが、それを考えると微増するのかなと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をいただきましたが、そんなに規模の大きい予算ではないので、市の負担も結局4分の1ぐらが高齢者の保険基盤安定繰入金みたいな感じで一般財源から行くので、増えてくるばかりじゃなくて亡くなる方もいてということで、若干ちょっとずつ伸びていくようなぐらいな感覚でよろしいのか、答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。予算規模としては、数年は医療費の伸びというものもありますので、どのくらいの割合ということは申し上げられませんが、伸びていくと考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） はい、分かりました。自分からは以上です。

関連質疑のある方はお願いします。それか、この会計全体でも結構ですけど。14番。

○14番（小林博文君） 14番です。ちょっと分かればいいんで、教えていただきたいんですが、さっきあった令和8年度から施行される子ども・子育て支援金を、徴収額をある程度決めて、この徴収額を送る先っていうのはどこになるかっていうのは分かりますか。国保の場合。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。国保、後期それぞれに徴収が始まると思うんですが、国保というのは市で税額を決定するということですが、今現在、ちょっと違うお話になりますけれども、財政運営は県のほうで国保をやっている関係で、これから国保税率の統一というような話の中で、この税金については統一する方法で考えたいというようなことは聞いております。

一方、後期のほうについては、もう国保会計のほうが後期高齢のほうになりますので、こ

ちらではなくて、後期高齢のほうで決めてきたものを、その予算の中で動かすというようなことになるかと思います。

その中で、どこに収めていくかということですが、まだそれについても詳細は示されておりませんので、ただ、何か納入するとなると、一旦県に納入した上で、県が、あるいは国がそのままというのは、どうでしょうね。ちょっとそこまでまだ情報が来ておりませんので、すみません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。ほかに質疑はありますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけども、後期高齢者医療保険料について聞きたいんですけども、徴収するほうとすれば、収入に対する累進課税を適用していますか。所得によって保険料が違いますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 先ほど申し上げたとおり、後期高齢者医療については市で税率を決めているわけではないので、県で統一になっているんですが、その保険料のお話でよろしいですか。

そうすると、県で決められた保険料になります。少しお話が出てきたかな。所得割額で、所得が幾らであればという金額、パーセンテージを掛けて計算のほうはされています。

○13番（織部光男君） それが累進課税ですよ。

○市民課長（吉川淳子君） そうです。ただ、市で決めるものではないので、制度的には県下統一になっていますのでね。はい。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。そうすると、その平均は出していますか。後期高齢者の。要するに、今言った累進課税で、所得によって保険金が違うわけです。大体の平均というのは出されていますか。

○分科会長（西下敦基君） 平均ってあれじゃないですか。総保険料を加入者数で割れば出てくる。書かなくても出ますよ、こっちでね。

○13番（織部光男君） データでは出てない。

○市民課長（吉川淳子君） データでは出てないです。

○分科会長（西下敦基君） すみません。徴収費が5億7,000円とかあって、それにさっきの人数7,249で割っていただければ出るのかなと思うんですけど。ただ、平均値だけなので、どの層が菊川市は多いとかというのを、他市と比べてっていうのは、先にちょっと質疑を出し

ていただいて準備をさせてもらわないと、なかなか今というと難しいので。いいですかね。

ほかに質疑のある方は。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。後期高齢者保険料について、歳入と歳出は大体同じ数字で来ていますけども、先ほど国保の場合だと歳出が大分上がっているとかそういうふうなことで、そういったことは大体この会計については定額で、繰入金とかってというのはそんなに増やさなくても、国、県のほうで、会計そのものは後期高齢者連合というんですか、県のレベルでやっているの。ごめんなさい、質問が。これで大丈夫かなと。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 後期高齢者の関係は、市で幾らということを決めるんじゃなくて、後期高齢者医療のほうから、広域連合のほうから年度幾らを納めてくださいというのを決めるということと、あと、後期高齢のほうで給付額がこのぐらいというのを計算した上で、各市町幾らということに分けているというものになりますので、市の特別会計にお金を繰り入れて、それを県の広域連合のほうに送っているというのが形になりますので、そのところが、こちらの予算が何かにつくというようなものではない形になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。先ほど、国保だと、年代が違いますけども、加入者が減って、それで医療費も増えているよということで、こちらのほうは加入者も増えているし、医療費は増えていくように思うんですけど、その分、市の繰入金が170万円ぐらいの増額でそんなに多くないように思うんですけども、そういった分というのは大丈夫なのか。ちょっとその辺が。医療費の収支はもう広域連合の方でやっているというところではないんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 一応その負担割合というのは決められていて、市が4分の1、県のほうが4分の3ということで決められている割合の中でやっている話となりますので、その増加率というのは示されていないもんだから、細かいことはちょっと分からないんですが、特別会計で確かに加入者数は増えているし、個別の1人当たりの医療費も増えているとは思いますが、それがこの差額に反映されているとは思いますが、その差で収まっているのか。やはりその4分1負担ということで、そこまで増えていないという状況のようです。すみません。

○分科会長（西下敦基君） はい。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。多分、県のほうからこれだけ払ってくださいというのが来ていて、県のほうの見積りでは、そんなに増やしてください、この程度の増額で大丈夫だということになっていると。それ以上のことは県に確認せんと分からないですね。分かりました。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

○5番（奥野寿夫君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） 時間的がかかってきておりますので、次に行きます。

じゃ、質疑はこれでなしとします。質疑は終わります。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合に、相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員の方は挙手の上、発言をお願いいたします。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。日本のこの保険制度にもいいところはあると思うんですけども、逆に悪い面もあって、今、日本ではがん患者が急増しています。アメリカでは随分減ってきています。やはりアメリカの保険制度がない。あくまでも個人負担だということになれば、自分の健康を気をつけるということが、私は市民レベルでアメリカにはできていると。

ところが、日本はどうかというと、保険があるから病気になれば病院に行って薬をもらえばいいと安易な考えで、私は生活しているように見えるんです。ですから、やはりこの意識改革をしなければ、がん患者も減らないですし、やはり運動と食事です。やっぱりこの改善を明日の健康づくり課がどれだけ考えているか分かりませんが、私とすれば、まだまだ甘いなという感覚を持っています。

ですから、この保険制度を維持するために、やはり次世代、将来の10年後20年後をこの制度を守るためには、私たち後期高齢者、やはり医療費を使わないで、健康で長生きして、ピンピンころりでいくということを考えていきたいと私は思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見がある方は。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田です。織部委員がおっしゃるように本当に意識が、高齢になれば当然介護されるというような患者もいるんですけど、そのところもうちょっとやは

り健康づくりとか、そういったところが意識を改革することを、やっぱり市民に対して、声を大にしてやっていただけたらと思います。すいません。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。そういったご意見も分かりますけども、私は高齢者も安心して医者にかかれる、そういったことも必要だと思いますので、予防は大切ですけども、安心して医者にかかれる、お金を気にしないでかかれる、そういったことも重要だと思いますので、何かあまり受診抑制につながることは、例えば高齢者の窓口負担を上げていくとか、そういったことについては私は賛成しかねます。今回はそういうことはない、この予算の中にはないですけど、そういう意見です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は。ちょっと自分から。さっきの国保のほうだと、保険者努力で、何か努力するとちょっとインセンティブがあるようなのがあって、今回はそれがなくて、これも一括でもう県に言われた事業をそのまま出してるだけなんで、菊川市の医療でどれだけお金が使われてるのかちょっと見えないので、そこら辺がやっぱりいっぱい保険料を払ってるところは、やっぱりちょっと多少市町に減らすような努力を促すような感じで、ペナルティーになるじゃないですけど、そういったところはちょっと高く市町の負担を求めるとか、逆に、医療費が少ないところはやっぱり軽減していくとか、多少ちょっとでも差をつけたほうがいいのかないかなというふうには私は思いました。自分の意見ですけど。ほかにご意見あれば。はい、5番。

○5番（奥野寿夫君） ちょっと質問なんですけど、後期高齢者医療ってこうして話してみると、全部県でやってるような、連合でやっているところなんですけど、これは議会からは何か代表が出ているのか、逆に聞きたいんですけど。市町村長、部長だけですか。

○分科会長（西下敦基君） 市長というよりも、もう部のほうでされている。担当課が出て、形がもうきっちり決まってるものになってくるので、なかなかそこに市長が意見言うということもないのかなと思いますが、この制度全体でおかしいという意見もあるわけでもないのかなと思ったんで、多分なかなか意見が出づらいものじゃないのかなと思います、市長が集まる会の中でも。そう私は思いました。ほかに、今の。

○16番（山下 修君） ちょっと分らんけども、よく広域連合だと思うけど、各議会で西部地区とか中部地区で立候補された方を選挙するっていうのはあったんじゃないのかな。広域連合のほうじゃなかったのかなと思うんですけど。

○分科会長（西下敦基君） 何かたまによく分からない選挙がある。

○17番（山下 修君） 立候補される方が、4名くらい、と、思いますけど、多分。

○分科会長（西下敦基君） もう一つは、あまり発展するようなこともなくて、これ全部やめろって言う方になるとなかなかないのかなど。助け合いの制度にはなっていて、あと、高い水準の方は多少高くおさまるといふことで、そうですね。特に問題のないような会議かなと思いますけど。ほかにご意見ありますか。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。逆に言うと、何ほここで議論してもあんまり議論の余地がないようなことで、逆にちょっと問題があるのかなっていうこと。あるいは国で全部決まってしまうのかなという意見をとしては感じました。

○分科会長（西下敦基君） 市の裁量で努力すれば減るようなところがあればと思いますので。そういうご意見もあるというので。ほかにご意見は。いいですかね、大体今ご意見が出たということ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） それでは、自由討議を終了いたします。

それでは、採決をします。議案第23号令和7年度菊川市後期高齢者医療特別会計予算について、議案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○分科会長（西下敦基君） 挙手全員でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 挙手全員。よって、議案第23号を議案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、議案第23号の審査を終わります。

なお、委員会報告の作成につきましては、正副委員長に一任を願います。

ここで10分ほど休憩、3時からスタートということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

閉会 午後 2時50分

開会 午後 2時58分

○分科会長（西下敦基君） それでは、休憩を閉じて会議の再開し、教育委員会に付託されま

した議案第26号 令和7年度菊川市病院事業会計予算を議題とします。

初めに、原中病院事務部長挨拶及び出席者の紹介をお願いいたします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 病院事務部長です。本日は、令和7年度の菊川病院事業会計の予算案についてご審議のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速ですけど、人数も多いもんですから、紹介のほうをさせていただきます。

じゃあ、向かって右手からです。若宮副院長兼看護部長です。

○市立病院副院長兼看護部長（若宮 君） よろしくお願ひします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 井上診療技術部長です。

○市立病院診療技術部長（井上忠之君） 井上です。よろしくお願ひいたします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 田中総務課長です。

○市立病院総務課長（田中妙子君） 田中です。よろしくお願ひいたします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 鈴木医事課長です。

○市立病院医事課長（鈴木久也君） よろしくお願ひします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 黒田経営企画課長です。

○市立病院経営企画課長（黒田知孝君） 黒田です。よろしくお願ひいたします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 堀川地域医療支援課長です。

○市立病院地域医療支援課長（堀川 君） 堀川です。よろしくお願ひします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 落合健康管理課長です。

○市立病院健康管理課長兼健康管理係長（落合 君） 落合です。よろしくお願ひします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 菅沼総務課主幹兼管理係長です。

○市立病院総務課主幹兼管理係長（菅沼 君） 菅沼です。よろしくお願ひします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 落合総務課総務係長です。

○市立病院総務課総務係長（落合 君） 落合です。よろしくお願ひいたします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 田島医事課主幹兼医事情報管理係長です。

○市立病院医事課主幹兼医事情報管理係長（田島 君） 田島です。よろしくお願ひします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 堀経営企画課経営企画係長です。

○市立病院経営企画課経営企画係長（堀 君） 堀です。よろしくお願ひします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 渡邊経営企画課主幹兼経理係長です。

○市立病院経営企画課主幹兼経理係長（渡邊 君） 渡邊です。よろしくお願ひいたします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 藤田地域医療支援課主幹兼地域連携・福祉相談係長です。

○市立病院地域医療支援課主幹兼地域連携・福祉相談係長（藤田 君） 藤田です。よろしくお願いたします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） すいません、以上14人でよろしくお願いたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います、初めに、事前通知を提出された委員の質疑から行います。

質疑を出された委員は挙手の上、事前通知に従って質疑を行ってくださいということで、1番目、私からで、年間患者数ということで、年間患者数について入院・外来、各診療科の見込みの人数を伺う。増減が大きい科については、要件も伺います。答弁を求めます。鈴木医事課長。

○市立病院医事課長（鈴木久也君） 医事課長の鈴木と申します。西下議員よりご質問がありました年間患者数について、入院・外来の見込みと増減が大きい科についての要因を伺うにお答えいたします。

まず、資料により提供してあります令和7年度入院・外来患者数一覧表のとおり、入院患者数につきましては、主な科で、内科が2万440人、外科が4,015人、整形外科が2万440人、産婦人科が1,095人、リハビリテーション科が1万3,505人、精神科が1万585人、合計で7万80人を予定しております。

入院患者数の増減につきましては、整形外科におきましては、令和6年4月より医師が1名増加し9名となり、診療体制が充実し、患者数も増加傾向にあるため、令和6年度当初予算から1,825人の増加を見込んでおります。また、外科につきましては、診療機能の集約化などにより入院患者数のほうが減少傾向にあるため、730人減を見込んでおります。

次に、外来患者数につきましては、主な科で、内科のほうが3万250人、小児科が4,598人、外科が6,534人、整形外科が2万6,136人、泌尿器科が726人、産婦人科が6,050人、精神科が1万4,036人、家庭医療センターが2万5,700人、合計で12万2,863人を予定しております。

外来患者数の減少につきましては、令和6年度と比較し診療日数が1日短いことの影響や、内科につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が生じる前まで医療需要のほうも回復し、患者数が増加することを見込んでいましたが、令和6年度は当初予算より1日平均で10名ほど患者数が少なく、需要が回復していない状況であり、令和7年度は1日平均で5人、年間で1,340人減少を見込んでおります。このため、令和7年度は内科の紹介制の撤廃などの対策を進め、患者数の増加に取り組んでまいります。

また、脳外科につきましては、4月より休診を予定しているため243人減少を、泌尿科につ

きましては、常勤医師の退職により、週2日、非常勤医師による診療体制となるため489人の減少を見込んでおります。

最後に、家庭医療センターにつきましては、医師の育児休業の取得により診療体制が手薄となるため、1,636人の減少を見込んでおります。

以上、年間患者数の説明となります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をいただきましたが、自分からの再質問で、それこそ条例で通した200床以下になって、紹介料が要らなくなってしまう、その影響が見越してこの人数になっているかということを確認させてください。答弁を求めます。鈴木医事課長。

○市立病院医事課長（鈴木久也君） 医事課長の鈴木です。現状のところ紹介制につきましては、内科のほうが一応紹介制を取っております、内科につきましては、先ほどちょっと説明したんですけれども、現状、令和6年度は1日平均で10人ぐらい当初予算より少ないところを、紹介制を撤廃により5人ほど増加するのではないかとということで、今、予算の方を組んでおります。

以上であります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をいただきました。すいません、外科と整形外科の違いがちょっと全然分かっていないんですけど、もしそこら辺で何か、外科のほう結構703人に減っているというのが、近年の傾向で手術の傾向が変わっているのか、あと、整形外科も営業が、1名医師が増えて、患者が多く見込んでいるので、周知も何かされているのか、そういった外的要因についても伺います。答弁を求めます。鈴木医事課長。

○市立病院医事課長（鈴木久也君） まず、外科につきましては、入院のところちょっと触れたんですけれども、やはり外科手術となると、やっぱり大病院を皆さん希望するということになりまして、徐々に患者数も減っているということになっています。あと、整形外科につきましては、先生のほうがいろいろ膝とか肩とかの、そちらのほうに診療に力を入れておりますので、医療圏が広がっているということで、後でちょっと説明はしますけれども、志太榛原地域からの患者数が来ているということで、患者数のほう増えているという状況となっております。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。自分からは以上です。関連質疑のある方、挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2番目の質問、自分からさせてもらいます。予算書は

タブレットで4ページで、紙で2ページのところで、臨床検査業務委託ということで、債務の負担行為でちょっと金額が多かったので、内容についてお伺いします。答弁を求めます。
田中総務課長。

○市立病院総務課長（田中妙子君） 病院総務課長です。西下議員のご質問にお答えします。

臨床検査業務委託の内容につきましては、検査業務には検体検査業務と生理検査業務、それから病理検査業務、輸血の検査業務、細菌検査業務等がございます。当院では、検査業務の中の検体検査について委託するブランチ型という委託方式を取っておりまして、当院の検査室内に委託会社が検査に必要な機器、人材を配置し、検査業務を行っております。本院及び家庭医療センターの検体検査、患者様から採取した血液とか尿とか便などの検体を検査することなんですけれども、こちらの主な業務で24時間365日対応できる人員配置体制として委託をしております。

委託の内容としては以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ちょっとよくわからなかったのでお伺いしました。これについて関連質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3つ目の質問、須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。1款1項1目入院収益（収入）について伺います。予算書5ページ、説明資料が1ページ、タブレットで3ページになります。増収見込みとなっている要因についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。鈴木医事課長。

○市立病院医事課長（鈴木久也君） 須藤議員より質問がありました入院収益の増収見込みとなっている要因についてお答えします。

まず、整形外科につきましては、令和5年10月に静岡中西部スポーツ・膝肩関節治療センターを立ち上げ、スポーツ疾患や膝肩関節の診療に力を入れてきたこともあり、志太榛原地域からの入院患者数も増加している状況にあり、手術件数におきましても、1月現在で、令和5年度同期から122.4%、180件ほど増加しております。このため、令和7年度は、令和6年度の当初予算から患者数1,825人、診療単価3,810円の増を見込み、2億円ほど増収を見込んでおります。また、入院収益全体では、各診療科で患者数や診療単価の増減がありますので、1億859万4,000円の増収となっております。

以上となります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。すいません、ちょっと確認なんですけど、非常に整形外科にかかった市民の方からも、いい先生でよかったというお声を私も伺っております、そういうふうに整形外科の人気の高まりとともに、条例の改正、それが一番大きな要因ということでもよろしいでしょうか。ちょっと確認でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。

〔「ごめんなさい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 田中総務課長。

○市立病院総務課長（田中妙子君） 病院総務課長です。それこそ、病棟のトイレの改修の関係でもよろしいでしょうか、今おっしゃったのは、その要因というのは。

○分科会長（西下敦基君） じゃなくて、収入が上がった原因が、この整形外科のことでよろしいかということで。答弁を求めます。鈴木医事課長。

○市立病院医事課長（鈴木久也君） 医事課長の鈴木です。一応主な要因につきましては、整形外科の患者数も増えているということと、手術件数も増加しておりますので、診療単価も上がっているということで、その辺が一番の要因となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連でちょっと自分のほうで、この整形外科の手術というと、若い方も増えているのか、年寄りの方が多いいのか、そこら辺のちょっと、今、もし変化があったりとか、今、どんな方が多いよというのを、もしデータ、データというか、感覚でもよろしいんですけど。答弁を求めます。鈴木医事課長。

○市立病院医事課長（鈴木久也君） 医事長の鈴木です。ちょっと若いというのが、どれぐらいが若いかなと何か分からないのですが、以前と比べると、結構若い方が骨きり手術とかということで、要は、いいということで、若い年代からやられる傾向に、阿部先生が来てからとなっております。

○分科会長（西下敦基君） 井上診療技術部長。

○市立病院診療技術部長（井上忠之君） 井上です。感覚というよりは、スポーツの関係で障害を起こした患者さんが当院で手術するということが多くなっています。あと、通常的生活の中でどうしても膝、肩というのが慢性的に障害を抱えて、生活しにくい方を抜本的に手

術することによって、普通の生活に戻れる、また、普通のスポーツもできるような形になるということが手術によってできるようになりましたので、そういう患者さんが広域のところから当院のほうに手術で来ていただくということが多くなっております。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ちょっとスポーツという名前が最近ついてきたので、そうすると、若い方が増えたのかなという、ちょっとそんなイメージがあったので確認させていただきました。

ほかに関連質疑ありますか。1番。

○1番（本田高一君） 1番の本田です。整形外科が増えてきたということは、やっぱり手術関係とか、先生がいいと、腕がいいということでお聞きしたんですけど、その後のリハビリ関係も、リハビリテーション関係もそういったふうに要因になるのかなと、その辺をお伺いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。井上診療技師部長。

○市立病院診療技術部長（井上忠之君） 井上です。リハビリのほうもやっぱり手術に伴って、先生の指示の下、リハビリの過程というか、そういうプログラムも精査させていただいて、早く復帰ができるようなプログラムになっておりますし、そういうリハビリに携わるリハビリの提供料も年々増えている状況にはなっています。ただ、今のところ、リハビリの提供料に人員が追いついていないというところもありますので、そちらの定数については、今後、見直さなければいけないなというふうに現状思っております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ……。はい。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。初めてでよく分からないんですが、昨年と比べてどうか、今、入院のほうですね。入院を受け付けていない部門について、今後の見通しとかって、確保していこうとか、そういうことはあるんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を……。答弁できますかね。原中事務部長。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 事務部長の原中です。入院のところでは数値がゼロになっているところを、今後どんなふうな見込みがあるかというご質問でしょうか。なかなか、今、病院の常勤医の確保のところ非常に影響する部分でして、常勤医が最低でも2名

以上ないと、なかなか入院の受入れというのが難しいような状況でございます。したがって、ゼロになっている部分については、常勤医がまずは1名以下であるという診療科、さらに、今後その診療科が増やしていけるかどうかというところの見込みについては、浜松医科大学のほうから医師の派遣をお願いしているものですから、その調整の中で、医師が県内に増えていく中で、もしうちのほうに派遣していただけるというような体制になっていけば、入院の診療の再開ということも改めて検討していけるかなと思っておりますが、今現状、うちでここを何とかしようというふうな計画は、具体的にはございません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、4番目のところを須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。1款1項2目外来収益（収入）について伺います。

説明資料と予算書は、どちらも同じページになります。増収見込みとなっている要因について、もし入院と一緒にしたら割愛いただいて構わないんですが、お伺いできればと思っております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。鈴木医事課長。

○市立病院医事課長（鈴木久也君） 医事課長の鈴木です。須藤議員より質問がありました外来収益の増収見込みとなっている要因についてお答えします。

外来収益につきましては、一般病床を200床未満へ変更することに伴い、外来管理加算や外来診療料に含まれていた尿や便・血液一般検査などについて算定のほうが可能となるため、増収を見込んでおります。また、外科医につきましては、化学療法におきまして、高額な抗がん剤の使用が増えているため、4,591万円の増を見込んでおります。外来収益全体では、診療日数が1日短いことや診療体制の変更等により患者数は減少しますが、200床未満への変更に伴う算定方法の変更などによる診療単価の増により、2,047万5,000円の増収を見込んでおります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりましたが、再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） すいません、9番 須藤です。大変細かい点にはなるんですけども、

この入院・外来患者一覧表を拝見したときに、産婦人科と小児科で、産婦人科は少し減少見込みで、小児科は増加見込みで算定されているかと思うんですけれども、出産育児に関してのニーズをどのように把握されて、収益をどのように考えていらっしゃるのかなということが少し気になりまして、そこをお伺いできればと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。鈴木医事課長。

○市立病院医事課長（鈴木久也君） まず、小児科につきまして、患者数を増にしている部分につきましては、特殊外来というか、の専門で先生のほうが心の……。

〔発言する者あり〕

○市立病院医事課長（鈴木久也君） 心身医療外来ということで見られていまして、そちらの患者さんのほうはかなり増えている状況もありまして、若干ではあります、1名患者さんのほうを増とさせていただいております。あと、産婦人科につきましては、やはり出生数の減少があるということで、年々患者数の減少傾向となっておりますので、こちらのほうは入院のほうも言えることなんですけれども、若干ちょっと減少を見込んでいる状況となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。よろしいですかね。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） そしたら、すいません、5番目の質問、私から。2款7項3目のその他医療外収益で、その他医療外収益のその他1,817万5,000円の内容について何うと書いてあるんですけど、ちょっと待ってください。自分で分かってない。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） これ、予算書のほうで、説明資料のほう。

〔「説明資料の一番最下段のところ」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） すいません。答弁を求めます。すいません。黒田経営企画課長。

○市立病院経営企画課長（黒田知孝君） 病院経営課長でございます。西下議員のご質問にお答えさせていただきます。

その他医療外収益のその他1,817万5,000円の内容についてであります、その他医療外収益のその他については、こちらは直接医療に関係しない収入で、複数の予算科目により構成

されている科目となります。内訳としましては、少額なものや主な予算科目に含まれない科目のものが多く、雑収入的な位置づけとなっております。具体的には、検死の立会いによる医師への謝金ですとか、在宅に係る介護事業の市からの委託料、タイなどからの研修医の受入れに関する謝金など、細々としたものがこちらのほうに含まれておりますので、すみません、なかなかそれを一つのほうに、全部を載せてしまうと膨大な量になってしまいますので、すみません、その他というくくりの中に入れてさせていただいておりますので、ちょっと金額で見ますと1,800万という大きいくくりになっておりますが、内訳としては、細かいものの集合体というふうにご認識いただければと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。私からは再質問はございません。関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、6番目の質問を須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。1款1項1目給与費について伺います。予算書が5ページ、タブレットで7ページ、説明資料が3ページで、タブレットで5ページになります。医師、会計年度フルタイム医師、共に1名ずつ増員となっておりますが、どの科の医師でしょうか。また、助産師・看護師は去年より4名減で計上されているようにお見受けしますが、看護師の採用状況、また、運営に支障がないかお伺いできればと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中総務課長。

○市立病院総務課長（田中妙子君） 病院総務課長です。須藤議員のご質問にお答えします。

まず、正職員の医師につきましては、整形外科の医師1名の増となります。1名の増は令和6年度の本年度からなんですけど、令和6年度当初予算計上時にはまだ決定をしておきませんので、今年度、令和7年度で1増という形になっております。会計年度のフルタイム医師については、回復期病棟に従事しております整形外科の医師が1名増となります。こちらは、令和6年度の当初予算計上時には会計年度パートタイムでの勤務を希望していたんですが、実際はフルタイム勤務となりまして、令和7年度においてもフルタイムでの勤務となっております。

それから、看護師の採用状況なんですけれども、令和7年4月採用として看護師7名の採用を内定しております。うち新卒者は5名で、アクシスからが1名、静岡医療科学専門大学から2名、常葉大学から1名、県外からの大学から1名となっております。

病院運営への支障・影響についてですけれども、当院では、平成30年度以降、看護師の不足によって急性期病棟の稼働病床数を23床制限しております。また、3月1日現在で産休・育休者が13名となっており、看護師不足はさらに深刻な状況にはなりません。看護師を確保するため、これまでの募集方法に加えて、紹介会社や派遣会社を利用した対応を行っております。また、看護師の疲弊や離職を防ぐために、看護補助者さんや医療技術員へのタスクシフトを進めております。それこそ、12月の議会でお認めいただきました外国人の看護補助者さん、こちらの採用もこういった看護師への不足の対応ということになっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「私からは大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） すいません、自分からちょっと。お医者さんというと、会計年度のフルタイムの医師というのは、それはちょっと夜勤とかできなくて、日勤だけしか出ないよという、そういった感じでこういったものになって……。答弁を求めます。田中総務課長。

○市立病院総務課長（田中妙子君） 病院総務課長です。この会計年度フルタイム医師は、回復期リハビリテーション勤務の日勤のみのフルタイムの医師になっております。ですので、宿直というんですかね、救急の対応をする医師ではございません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。関連質疑とかございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、7番目の質問を須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。1款2項2目診療材料費について伺います。予算書が23ページで、タブレットで25ページ、説明資料のほうは4ページで、タブレットで6ページになります。大幅増となっていらっしゃいますけれども、この要因についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中総務課長。

○市立病院総務課長（田中妙子君） 病院総務課長です。

診療材料費ですけれども、令和6年度の当初予算は4億2,192万4,000円で、令和7年度当初予算は6億1,310万4,000円、確かに大幅増となっておりますが、令和6年度12月の補正予算にて1億9,000万円の増の補正をしております。ですので、補正後の予算と比較した場合は同規模の予算となっております。以前の予算の増加要因としては、先ほどから申し上げて

いる整形外科領域の手術が増加していることが挙げられます。整形外科の手術では、骨折部をつないだり、関節を置き換えるなどの手術の際に、プレートとかステムと呼ばれるような金属製の医療材料を体内に埋め込みまして、ネジとかセメントで固定します。そういった医療材料は非常に高額なこともありまして、一式で数十万もする場合もあって、結果として診療材料費の増となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、すいません、8番目の質問、私から。1款2項2目で保育所運営費ということで、内容としては、保育所運営費について、現在の利用人数について伺う。前の委員会でちょっと話題になったので、ちょっとお伺いします。答弁を求めます。田中総務課長。

○市立病院総務課長（田中妙子君） 病院総務課長です。西下議員のご質問にお答えします。

令和7年3月の利用人数は、2歳児1名、3歳児1名の計2名。お二人とも、2名とも医師のお子さんとなっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） すいません。令和6年とか、ちょっと前と違って、人数的にもうちょっといたような気はしたんですけど、もしその数字が分かれば答弁をお願いします。分かりますかね。答弁を求めます。落合総務係長でいいですかね。

○市立病院総務課総務係長（落合 君） 総務係長の落合です。令和6年の4月現在では五、六人のお子さんがいらっしゃったんですけども、その後、市の保育園に皆さん入所ができて、現在、医師のお子様2名のお預かりとなっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。これって3歳以下でしたっけ、預かるのは。答弁を求めます。田中総務課長。

○市立病院総務課長（田中妙子君） 病院総務課長です。3歳の子どもさんまでになります。

4歳のお誕生日を迎える前日までということになります、詳しく申し上げますと。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。私からは以上です。

関連質疑のある方は、挙手の上お願いします。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。毎年毎年予算のたびに言及されているかと思うんですけども、看護師不足の解消のためといいますか、医師不足、看護師不足、人手不足の解消のために導入されたものだとは思いますが、ちょっと人数だけ確認いたしますと、2名のために2,300万というのは少し大きいかなというふうにやはり感じてしまうところがございます。実際に人手不足解消に対して効果があるとお考えかというところを、改めて伺いできればと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中総務課長。

○市立病院総務課長（田中妙子君） 病院総務課長です。須藤議員のご質問にお答えします。

人材不足のために効果的かというところになりますと、まず、看護師のところではいきますと、確かに今、いろんな応募の仕方をして、集まらないのが現状であることは確かです。ただ、うちに院内の保育園がありますよと、子どもさん預けられますよという一つのそういう手段、何ていうんですかね、PRポイントのあることは、アピールポイントがあることは大きいことだと思っています。やっぱりあるとないでは違うと思いますので、働いている職員が安心してすぐそこで子どもを見てもらえる、お熱とかが出たときに、すぐに引き取りにいけるといえるか、あとは、少しちょっとの間見ていてくださいというような、融通が利くというんですかね。そういうこともありますので、ですので、アピールポイントとしては、やっぱりそこは外せないかなと思っていますし、あと、医師につきましては、費用対効果というのはどうしてもあるとは思いますが、何ていうんですか、費用対効果を病院の保育室の運営のみでの観点から見ると、委託費を賄えるような収入はないんですが、大学からの医師の派遣のときに優位になることや、採用の一助にもなっていることはあるので、これはやっぱり病院収益はもちろん、そこにお医者さんが来なければ私たちの意味もないものですから、病院収益はもちろん、地域医療への貢献につながっていると考えております。すいません、お答えになっているかどうか、そういう考え方でおります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。補足ということで、若宮副院長兼看護部長。

○市立病院副院長兼看護部長（若宮 君） 若宮です。ちょっと補足といいますか、看護部

をやっていますので、ちょっといろいろ感じるところもあるんですけど、保育園に預けようと思っても、今なかなか年度途中で預けることができないというのがあります。なので、育児休暇明けに復帰したいんだけど、子どもを預けることも難しいとって、育児休暇延ばす方も今いらっしゃいます。そんな中で、病院に保育園があることで、市の保育園に申込みはしますが、入れるようになるまでうちの菊川病院の保育園を使いながら頑張りますという方もいらっしゃいますので、決して無駄にはなっていないのかなと思っています。やっぱり第2子、第3子となりますと、保育園を違うところに預けるといのはかなり難しいし、そこら辺はちょっと理解もしますので、病院の保育園を使うのではなくて、市の保育園をあくまで待つというの、そこは致し方ないかなと思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、9番目の質問は私からで、給料明細費ということで、予算中がタブレットで12ページで、それこそ地域手当が新たに導入されたが、財源手当はどのようになっているのか。交付税措置で市のほうに入ってから、市からこっち側の病院側に入ってくるのかなと思っていますけども、それがちゃんと手当されているかの確認となりますが、答弁を求めます。田中総務課長。

○市立病院総務課長（田中妙子君） 病院総務課長です。西下議員のご質問にお答えします。

この地域手当につきましては、補填される財源、収入はございません。病院事業収益を財源として支出することになります。今、西下議員がおっしゃった市のほうの特別交付税のところですけども、病院への繰出金の算出基準のほうにはまだなっていないものですから、ですので、令和7年度につきましては、まだ病院の財源の中で、収益の中で補填するような形になります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。再質問なんですけど、その後も分からないような感じで、もしかして手当される方向なのか、されない方向なのか、そういった方向ももし分かればと思っています。田中総務課長。

○市立病院総務課長（田中妙子君） 病院総務課長です。今の時点では、まだ国のほうからそ

の繰出し基準が令和8年度以降はもちろん示されておりませんので、分かりません。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。令和7年示されていないと期待が薄いのかなとはちょっと感じたんですけど、そうですね。ここら辺ちょっとあげたので、手当をするべきかなとちょっと私は思いました。これについて自分はいいんですけど、関連質疑とかございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、病院事業の全体で質疑があれば、挙手にてお願いします。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。令和6年度一般会計からの持ち出しが10億を超えていたと思うんですが、今回の予算書でそういう項目はないんですけども、どこを見ればわかりますか。教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田経営企画課長。

○市立病院経営企画課長（黒田知孝君） ありがとうございます。ご質問のほうお答えさせていただきます。

予算書ですと、すいません、ちょっとPDFのページ数が分からないので、申し訳ありません。予算書の実施計画書のほうを見ていただきますと分かるんですが、まず、医療収益のところの3番、他会計負担金というところがございます。これが1億8,624万8,000円。ここと医療外収益、その下ですね。そちらの2目の他会計負担金の2億5,169万8,000円。そして、3目の他会計補助金の3億4,779万6,000円。

[「ページが分からないんじゃないかな」と呼ぶ者あり]

○市立病院経営企画課長（黒田知孝君） ごめんなさい。

[「5ページ」と呼ぶ者あり]

○市立病院経営企画課長（黒田知孝君） 5ページです。

○13番（織部光男君） 5ページ。

[「7ページですか。タブレット7ページです。それか、予算書の……」と呼ぶ者あり]

○13番（織部光男君） 医療外収益の……。

[「一番初めのページです」と呼ぶ者あり]

[「いい。市長の……」と呼ぶ者あり]

○分科会長（西下敦基君） 発言する人は……。ちょっと待って。今の質問……。

〔「ちょっと待ってよ。ちょっと待ってよ」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（小林博文君） 市長の施政方針の下にある完全版という、スライドの中に、病院と
ころに、病院費一般会計繰出金10億4,840万2,000円というのがあります。

○13番（織部光男君） だから、どこの、今の医療外収益の2番、3番。

〔「2番と3番ですね」と呼ぶ者あり〕

○13番（織部光男君） 2番と3番。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〔「足すと……」と呼ぶ者あり〕

○市立病院経営企画課長（黒田知孝君） それと、もう一個ありまして、その次のページの
6ページが、予算書でいうと6ページに当たる、PDFだと8ページぐらいになるのかもしれ
ませんが、その資本的収入の2項の出資金、こちらの他会計出資金の2億6,966万
円、そちらを足したものが、今、先ほど小林議員がおっしゃりました市からの繰入金の合計
額という形になっております。

〔「すみません。今の幾らかです」と呼ぶ者あり〕

〔「もう一回言ってあげてください」と呼ぶ者あり〕

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

〔「俺が言いますか」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 待ってください。今、織部さんの質疑で、今の金額で分かって、
再質問、織部さん。13番。

〔「ちょっと金額が分からなかった」と呼ぶ者あり〕

○13番（織部光男君） 13番 織部です。じゃあ、ちょっとほかの質問でいいですか。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、今の質問で関連のある方は、まず。

○13番（織部光男君） そっか。じゃあ……。

○分科会長（西下敦基君） 金額は……。

○13番（織部光男君） 私はいいです。

〔「10億」と呼ぶ者あり〕

〔「それを聞いただけです」と呼ぶ者あり〕

〔「10億4,840万2,000円。1048402000」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） この点なければ、織部委員からほかのところで、どうぞ、13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。じゃあ、次の質問になりますけども、6番の須藤議員がナースの件を質問しましたよね。今年から私、3期目で、看護学校の組合議員になったもんですから、この前、第1回目があって、出てきたんですね。1名しか来ないという話も聞きました。片や、磐田は33名だそうですね。だから、私、その席上で、費用対効果とすれば非常に高いと。3,000万ぐらい分担金がありますんでね。そういうクレームをつけたんですよ。磐田の場合ですと、300万ぐらいになるわけで、1人当たりですとね。こういうことを、まあ職業選択の自由で憲法で保障されていますから、やむを得ないと思うんですけども、だったら、分担金を公平にこなさいという話を私は出してきたんですよ。そういったことに対して、病院側として1名でもやむを得ないと、十分足りていると言わないんですけども、ほかの努力があって5名ですか。トータルで5名集めてくれているわけですけどね。やはりこれからまだまだナースの方が少なくて、経営厳しいとは思って、ちょっとその辺のところについて予算をかければ増えるのかどうか、どうでしょうか、その辺のところ。どのようにお考えですか、病院として、ナースの不足問題。だから、保育所は私は必要だと思います。それはもう最低限の条件です。それは、ある程度赤字になってもやむを得ません。でも、それ以外にも看護師を集めるための方策というのは、病院としては考えているのでしょうか。その予算がここの中に生きているのでしょうか。ちょっとそれをお尋ねしたいです。

○分科会長（西下敦基君） 13番の質問で、ただ、組合議会のことはもう、ある程度もう……。

○13番（織部光男君） だから、それは抜きでいいよ。

○分科会長（西下敦基君） 抜きで、それで答弁ができれば。看護師不足に対する対応ということでもいいですよ。もし答弁ができれば。田中総務課長。

○市立病院総務課長（田中妙子君） 病院総務課長です。看護師をいかに増やすかというところですけど、先ほどの須藤議員のご質問にもお答えしたとおり、本当に看護師さんの確保については、ほかの医療職も確保は大変なんですけど、看護師さんはまたさらに大変な状況にあります。ですので、新卒の子たち、新卒の学生さんの確保については、まずは、当院のほうでも看護師の修学貸付というものをやっておりますので、それを各学校さんのほうに周知するというのももちろんですし、看護部のほうで実習のほうを、アクシスとかの実習のほうも受け入れていますので、その実習をよりどうやっていくと効果的なのかというのは、看護部のほうでもいつも考えてやっております。それから、病院見学会というものもやっております、学生さんにたくさん来ていただいて当院の魅力を発信する、こういったこ

ともやっております。

それから、既卒の方については、やはり普通に今までみたいにハローワークとか、そういったものでは全然もう、そもそもその既卒というか、働いている人たちがそういうところを使って就活はしていないというのが現状です。CMなんかでも見ていてやっていますが、リクルートとか、レバレッジズとか、たくさんCM出ていると思うんですけども、いろんな紹介会社さん、派遣会社さんがそういう寄卒の方に、何ていうんですかね、もうハローワークじゃなくて、そういうところに行く、そういうようなもう図式がある意味できてしまっているものですから、そこの方たちとの情報も共有させてもらって、何とか獲得できるように進めているような状況になります。すいません、なかなか本当に不十分なものですから、やっぱり看護師さんだけでは足りない部分を、先ほども申し上げたように、看護助手さんにタスクシフトするところはしておりますし、ほかの技術職員のほうでもやれることがあるものですから、国を挙げてそういったタスクシフトというのは、医師の働き方改革を進めているところでもありますので、そういったところを利用して進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。そこで、私は、3ページの外国人看護補助者、これに69万予算取っていますよね。それも8年度にかけてですか。具体的にこれはどのようなことをするのか。私は、外国人はもうどんどん入れるべきだという考えでいるものですから、補助員でも増えれば、それでいいと思うんですよ。ですから、その辺のところ、どういう、具体的には業務委託ということですけど、どういうことをしようとしているのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合総務課総務係長。

○市立病院総務課総務係長（落合 君） 総務係長の落合です。令和8年度に当初予算として計上させていただいているこちらの額は、生活支援のための予算となっております。毎月、支援会社の方が外国人の方の生活に困っていることがないかですとか、就業上の悩みがないかということ、あとは生活のサポートをしていただくために計上させていただいた予算となっております。

以上となります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけど、何ですか介護補助者を就職させるためのものではないんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中総務課長。

○市立病院総務課長（田中妙子君） 病院総務課長です。今回の当初予算の金額につきましては、日本に看護助手さんを2名、来年度の10月頃を見込んで来ていただこうと思っています。来年度の10月。なので、今年の10月ぐらいに外国から看護補助者を2名連れてこようと思っています。

日本に来てからの生活支援、そういったための予算で、これは外国人が日本で暮らすための病院で助手さんとして働くための支援をするためのランニングコストになってまいります。なので、毎年度日本に来た補助者さん2名に対してのうちの病院が支援する、支払う額になりますので、毎年度、毎年度、こういった形で予算がかかりますよというものになります。

日本に一方で連れてくるときの費用につきましては、それこそ12月の議会でも議員の皆さまにお認めいただきまして、予算的にはすいません、ちょっとぴったりとした額今言えないんですけど、270万程度をかけて日本のほうに連れてきて就労のほうしてもらおう予定であります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。その270万かけて毎年はできないんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中総務課長。

○市立病院総務課長（田中妙子君） 病院総務課長です。まずは2名、こういった外国からの看護補助者さんを受け入れることは初めてになりますので、まずは2名受入れをしたいと思います。

その中で、やはりすごく活用できるよねという話になれば、今のうちの病院の助手さんの人数の欠員が生じた場合には、そこをまた利用して外国からの補助者さんを採用するということは考えておりますが、まずもって2名始めたいと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。ぜひ、いい結果になればいいということを願っておりますけどもね。

この予算書の中でもう一つ私気になったのは、同じページ3ですけれども、3億の医療機器ですよ。ページ6ページにMRIですか、それともう1つのものが載っておりますけども、ちょっとこれを説明してくれますか。

要するに先ほどACSYSでも言いましたけども、看護師に就職するときを選ぶ基準というのは最新の医療をしているところを選ぶというんですよ、きれいなところを選ぶというんですね。

ですから、菊川市の菊川病院は、そうではないというようなことにもなるんですけども、やはり勤務を新しく莫大なお金がかかりますので、それはできないまでも標準的なものができなければいけないと思いますので、この3億円の内容をちょっと説明いただけますか。

○分科会長（西下敦基君） どのページになりましょうか。

○13番（織部光男君） 6ページですよ、予算書の。上は4ページと書いてあるところですね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。菅沼係長。

○総務課主幹兼管理係長（菅沼 君） 管理係長の菅沼です。建設改良費の医療機械器具整備事業としまして3億800万円の金額を計上させていただいております。

重要な機械としましては、その次のページの第11条に掲載させていただいておりますMRIと家庭医療センター電子カルテシステム機器更新がございます。

それ以外の機器の更新のものを言いますと、公営企業の会計システムや外科用のX線撮影システム、それと手術台が1台、大きなもので言いますともう一つ大動脈バルーンポンプというものが機械としては計上しております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。私、医療の診療に対して女性の乳がんが最近増えているというのはご存じだと思うんですけどもね、その検査の仕方が昔のようなやり方ですと痛みも伴うということで、そうではない今は医療器具もあるはずですよ。そういったものを投資として入れるというのは、女性患者、乳がんの予防という意味でね、そういったものを私は入れるべきだというふうに思うんですよ。それについてはどのようにお考えですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。井上部長。

○市立病院診療技術部長（井上忠之君） 診療技術部の井上です。委員の申されたとおり、昨今、乳がんというのは若い女性、働き盛りの女性が罹患をして早期発見、早期治療を目指せば、社会復帰というのは十分保たれる病気であるということは、お尋ねをされております。そのためにやっぱり検査に対して、患者さんが苦痛なく、抵抗感なく受けられるという体制を整えるというのはもちろん必要ではあります。

ただし、それが効果がないものであるとすれば、それはやるべきではないというふうなど

ころで、今のところマンモグラフィーとって議員がおっしゃるとおり乳房を挟んでやるのが一番効果的で裏づけ、医療業界でいうエビデンスというものが取れています。

検診で今エコー検査、痛みのない乳房の検査をやられています、あれは実は厚労省のほうからするとエビデンスがない検査というふうにはなっていますので、今後いろんなデータが出そろっていけば、それも将来的にはエビデンスのある検査にはなっていくと思うんですけども、そちらの超音波装置、痛みのない検査と、あとどうしても痛みの伴うマンモグラフィーというのを併用しながら、早期乳がん発見に努めていくべきだというふうに思っていますので、当医院は裏づけに沿って検査を今行っているとおりで、機器のほうについても、その検査を行えるような機器を導入しているというのが今の現状でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。

個人的な意見はあんまり言うのはやめていただいて、今予算の精査をしていますので、もし提案があったら自由討議で一般質問とかさせていただければいいと思いますので、よろしくをお願いします。

予算の中で質疑のある方、お願いいたします。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。施政方針のほうにもあるように、菊川市では全国トップレベルの不妊治療を進めていくとあり、助成が始まっていくかと思いますが。それを受けて菊川病院さんのほうで新たに予算を含んだ点、医療器具等を入れたりだとか、外来で相談に来る方が増えるかと思うんですけども、そういうのを受けて予算を含んだ点はあったら教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。原中病院事務部長。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 病院事務部長です。不妊治療につきましては、現状うちの病院でできる不妊治療というのは、やはりそう高度な不妊治療というのに対応できているわけではないということを聞いております。

外来でやる内容であるということと、近隣のもっと高度な医療機関でできるような内容が全てうちの病院でできるものではないものですから、菊川市で助成をされる部分については、近隣というか高度な医療機関に行った場合でも助成していただけるような制度になっているものですから、必ずしもうちの病院で、菊川病院でやらなければならないというものではないというふうに解釈をしております、現状では今以上の不妊治療を当院でも進めていきたいというふうな考えは今のところございません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

なければ、その他であれば。14番。

○14番（小林博文君） 14番です。さっきの戻って申し訳ないです。看護師さんのほうで、今年が60歳から延長されている、その方の勤務自体で夜勤はもうやらないとか何かそういう制度が、そういう形で定年延長されている方の勤務体系みたいなのがどうなっているか教えていただきたいんですけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。若宮看護部長。

○市立病院副院長兼看護部長（若宮 君） 若宮です。定年延長されてから夜勤が一番大きな問題になります。今まで現場にいた方は夜勤も込みで生活するというのが私たちが考える以上にできている方が多くて、夜勤をやりたいという方は、そのまま夜勤を続けてもらっています。

ただ、夜勤はちょっと困難だという方はそういった部署への配置を考えると、あとは管理者をずっとやっていたものに関しては、夜勤がないところでの管理をやっていたので、その方は個人とよく面談をしまして、夜勤をやるのかどうか、やらずに管理のところまで生かしたものを、また臨床のほうに役立てていただく。例えば自分の後任の人たちを育てるだとか、若い人たちに今まで自分がやってきたことをまた伝授するというところでの活躍もかなり期待ができますので、そういったところを部署を考えて配置しております。

○14番（小林博文君） それでもやっぱり不足しているということです……

○分科会長（西下敦基君） 再質疑どうぞ。

○14番（小林博文君） それでもやっぱり不足を、入ってくる方がなかなか少ないというところですね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。若宮部長。

○市立病院副院長兼看護部長（若宮 君） そういった方に残っていただくとしても、やはり少ないのが現状です。いかに入ってくるのも大事なんですけど、今いる人たちにいかに残っていただくかというところも併せてやっていかないと、看護師不足のところは補えませんので、その人がなるべく菊川病院が好きなので残りたいというときに関しては、そういった環境を整えるというのが大事なかなと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（小林博文君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） 関連。関連じゃなくてその他でもいいですけど。はい。

○5番（奥野寿夫君） 関連して、5番 奥野です。今言われた看護師さんというのは、定年延長による方と、それからあるいは退職後の雇用再任用という方、両方そんなような形でしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。若宮部長。

○市立病院副院長兼看護部長（若宮 君） 今ちょうど狭間になるという、重なり合うところですので、そこは同じような状況にはなっています。ただ、定年延長の方と再任用の方、会計年度職員ですよ、そういった選択が今いろいろできる状況になりますので、そこもかなり丁寧に細かく残る職員も理解ができるように説明していかないと、この方はこういう勤務形態なので、こう働くというところも併せて理論が一番複雑にはなりますが、一応併せて総務課と一緒に考えて対応しているところになります。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと関連して、看護師さんて何歳まで働けるとかあるんですか。

答弁を求めます。若宮部長。

○市立病院副院長兼看護部長（若宮 君） それは何歳までというのはあれですか。

○分科会長（西下敦基君） 何か60で一応役職定年みたいな感じで、こちらの職場はあるんですけど、その後でシニアの方でも働く方も増えたりとか技術で、なるべくある程度元気の方は残っていただくべきかなと思うんですけど、何歳までというのがよく分からないので、しません。若宮部長。

○市立病院副院長兼看護部長（若宮 君） 資格がありますので、できないということはないです。ただ、やっぱり機能がいろいろ、目が悪くなったりとか手先がちょっとという場合もありますので、そういったところはそのときに合ったものをやっていきますが、一番長くいてくれて70過ぎまでいてくださっている方もいらっしゃいます。そういった方は、その人のスキルに合ったものとか、そういったところを行ったりとか、あとは相談業務というものもかなり大事な業務になりますので、経験を生かして相談対応というところもやっていただいております。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

ほかに質疑のある方は。16番。

○16番(山下 修君) 予算ではどう出てくるかあれなんですけどもね、昨年の今頃だったか、病院の院内食を作るので大変ご苦労されていた経緯があったと思うんですけども、それ以後どのようになっているのかということと。

食材費が相当また上がったというような形の中で、そこら辺の対応みたいなことがありましたら教えてと。

○分科会長(西下敦基君) 答弁を求めます。田中総務課長。

○市立病院総務課長(田中妙子君) 病院総務課長です。本当にその節は皆さまにご心配おかけしまして、本当にありがとうございます、申し訳ありません。

それこそ、前の委託会社さんから今の委託会社さんに移りまして、もうすぐ1年たとうとじていますけれども、この1年度については、朝食業務の病院の直営ということでやってきておりました。そこにはやっぱり当院の診療技術部、特に管理栄養士さん、栄養管理課の職員がかなり負担を背負っていただいてやってきております。本当にそこは感謝しかありません。

そこに調理に必要な調理師さんや調理師補助さんにつきましては、職雇用ということで病院として募集をかけまして、何とか給食を出せる体制でやってこれております。そこにも病院に応募して下さった皆さまには本当に感謝しかありません。

じゃ、4月からなんですけれども、今、受託して下さっている給食会社さんのほうが、4月からの朝食も対応できるというお話をいただいております。さらには秋ぐらいをめどに全面委託ということに移行できるというお話もいただいておりますので、そこに向けての今準備を進めているところになります。

それから、食材費の高騰ですけれども、本当にもう高騰による高騰、特にまたお米が上がってきているというところがあります。入院患者さんも本当にありがたいことにすごく増えている中で、当然食数も増えるものですから、かかる費用もすごく増えているんですけども。そんな中でも、当院の管理栄養士さんたちが、お金がかからない方法ですね、食材もどうすれば安くなるのかというのは考えてメニューを考えたりしているようなところになります。

ただ、そうは言っても食材費を抑えるということは難しいので、どうしても今までよりも上がっている費用としては高くなってしまっているような状況になっています。

すいません、以上です。

○分科会長(西下敦基君) 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

- 16番（山下 修君） 結構です、私はいいです。ありがとうございます。大変ですね。
- 分科会長（西下敦基君） そろそろ時間もたっているのですが、どうしてもという方だけ手を挙げていただいて。じゃ、どうしても。5番。
- 5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。ここで聞いていいかどうかで聞きたいんですけど、家庭医養成協議会というのは、こちら病院の関係かほかになるのか、ちょっと教えてください。
- 分科会長（西下敦基君） 家庭医養センターだって。
- じゃ、答弁を求めます。黒田課長。
- 市立病院経営企画課長（黒田知孝君） 経営企画課長でございます。一応病院の中にあるものではないです。一応5病院の中で、中東遠二次医療圏の中の5病院の中で組織されている組織というふうに認識していただければと思っています。
- 以上です。
- 分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。
- 予算の中では入っていないということで。
- 市立病院経営企画課長（黒田知孝君） そうですね、直接別の予算から。負担金としては……
- 分科会長（西下敦基君） 黒田課長。
- 市立病院経営企画課長（黒田知孝君） 負担金としては、そちらのほう支出のほうさせていただいております。先ほど言ったように5病院の中の組織となりますので、菊川病院としてはそこに負担金として出させてもらって、その中で運営をしていただけるというようなこととなります。
- 分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。
- 5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。この会計の中に含まれているということですか。
- 市立病院経営企画課長（黒田知孝君） 予算説明書のほうに、8ページになるんですけども、こちらのほうの予算科目で医業外費用のほうの、その他医業外費用というところがございます。こちらのところと今ですと令和7年度当初予算では3,007万1,000円ということで、こちらに計上させていただいております。
- 分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。
- 5番（奥野寿夫君） ごめんなさい、8ページの医業外費用の家庭医療（セッケイ）ここです、はい、分かりました。

○市立病院経営企画課長（黒田知孝君） その他医業外費用のところになります。

○5番（奥野寿夫君） 時間がないので、詳細はいいです。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ほかにありますか。なければ——どうしても。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。あかつちクリニックについては訪問診療をやっていると思うんですね。私の知る限りは北島さんが少し近隣をやっているということですが、菊川市でほかの病院で訪問診療をやっているところはあるのでしょうか、それ以外に。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川地域医療支援課長。

○地域医療支援課長（堀川 君） 地域医療支援課長の堀川です。幾つかの開業医さんで自分のかかりつけの患者さん、長らくかかっている患者さんを訪問診療しているという先生方がいらっしゃいます。

もう一つ、名前をこれ言っちゃっていいのか分からないですけど、訪問診療専門でやっていらっしゃる方もいらっしゃいます、先生等。認知症の関係とかそういったところが得意の先生ですが、地域医療をやっている方がいらっしゃいます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○13番（織部光男君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の「市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある議員は挙手のうえ、発言をお願いいたしますということで。はい。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。ちょっと私、さっき全体の中で質問させてもらったんですけど、菊川市が不妊治療全国トップレベルを目指すのに当たって、市内にある市立病院が、その治療が追いついていないというのはちょっと悲しいかなというところがあり、予算を立てても頑張っただけなのではないかと感じています。

何かさっきの話聞いていくと、助成は菊川市から出すけれども、その助成を使って近隣病

院でという話だったので、何か他力本願じゃないですけど、産んでくれてこの菊川市の人口は増えればいいよというふうになんか聞こえちゃったので、市の方針と病院の意向もそろえてほしかったなというところはありますが、新しい最新器具を入れるとなると膨大な金額予算が発生してくるので、なかなか難しいかなというところはもちろん重々承知ではあるんですけども。

私の意見としては、不妊もされる方はやはり静岡市であったり、浜松市、遠いところに行くというのもやはり負担にはなっているので、そういったところも寄り添っていただけらなと思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連して。

〔「不妊の話」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 不妊の話。14番どうぞ。

○14番（小林博文君） ちょっと何かのときに言ったと思うんですけど、確かにやってくれるところが少ないというのは聞いていて、大きい病院じゃないとなかなか受け入れできないというのもあるので、そこを中東遠を飛ばして菊川病院に来るかというところも疑問がありますし、そこを医師がいるかどうかというよりも、補助するというところが多分市のほうが出してきたと思うんですが。

前ちょっと言ったとおり、それがちょっと言い方がこの前も適正じゃなかったかもしれないけど、費用対効果じゃないんですけど、見合う分に対しての負担になるかどうかというところで、確かに不妊治療のところは国も制度を拡張したりして認めているんで、言い方悪いんですけど、それを見越してある程度国から補助出るから、うちも頑張ってやりゃトップレベルになるんじゃないかと出したと思うんですけど、それについては国がどんどん広げていくところを見ていけば、あえてそこを子育てに優しいところで売るのがどうか、僕はすごく疑問を感じたんですけども。

出してもらうのは前も言ったとおり、いいと思うんですけど、それを売りにするというよりも、それをそれで出すんだけど、そんなに大きい町ならたくさん来るから効果はあるでしょうけど、そんなにお金を持たないもので。ちっちゃい町だから何人かだから対応できるという、逆にその強みで言っていると思うんですけど、それは特殊な形で承受するのはいいんですけど、それ以外にもっと別のことで売りを出してこっちもやりますなら分かるんですけど、それだけで売り、子育てに優しい町というのはちょっと違うかなと僕も思いましたけど。

あるとおり、医師がなかなかいない、やっける対応ができるところが大きい病院じゃなくて無理というので、費用を負担するというのは分かるんですけど、それが子育てに優しい町かというところは、ちょっともうちょっとほかのところもやりながらそっちもやるんなら分かるような気がしました。

○分科会長（西下敦基君） 関連してご意見があれば。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。解決方法としては、松永さんにね、講演をやってもらうというのが一番ね、お金もかかる。（笑声）

〔「訪問して呼びましようか」と呼ぶ者あり〕

○13番（織部光男君） 4人産んでいる実績がありますのでね。

〔「それで不妊治るんなら」と呼ぶ者あり〕（笑声）

○13番（織部光男君） いや、問題はやはり晩婚化ですよ。やはり若い女性であればそれは産みやすいと言いますか、ね。ですから、若いうちに結婚をするというのがね、やっぱり私は一番いい解決方法だと、セクハラだと。（笑声）

〔「ちょっとあんまり言っちゃっていいんじゃないと思うんです、それは」と呼ぶ者あり〕

〔「議事録ちゃんと残りますので、気をつけていただいて」と呼ぶ者あり〕（笑声）

〔「前半も含めて、ちょっとね」と呼ぶ者あり〕

○13番（織部光男君） 本当に難しい問題だと思いますよ。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見は。ちょっとなるべく病院のほうに戻して。子育て政策だと言うと、またちょっとこども政策課とか、そっちの話になっちゃったりとかするの。5番。

○5番（奥野寿夫君） ちょっと感想というか意見なんですけど。ちょっとやっぱり、もともとのこの企業会計分かりにくいところに一般会計のような説明書みたいなものを、先ほどの国保会計なんかでもあると分かりやすいかなということを、ちょっと意見といいますか、言う場もないんで述べました。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと自分からは、多分、診療報酬の改定があつてどこの病院も赤字になっているような感じで、どうしてもこういった民間じゃない市の病院というのは不採算部門をやっぱしどうしても賄っていかなきゃいけないので、やっぱりそこら辺、市民で税金を使つてもある程度、ただそのお金の限度もやっぱし繰り入れが多いとやっぱしそれ

も大変だということで、なかなかバランスの難しい事業だなと思っております。

そこら辺も考えて、今回は整形外科のほうでちょっと売り出して一応、収入も手術の件数が増えて一応収入が2億とか余っているというのはなかなか大きい数字かなと思いますので、ただ、菊川全体で周知が下手かなと思いますので、あんまし2枚看板で内科のほうでしたけど、2か所ぐらいで近隣市でここはトップだよみたいな、そういったので分散化の病院してしますので、どうしても市民にとって必要な診療科目を残していく、そういったことで全部がなかなか賄っていけないかなと思いますので、そこら辺もちゃんと考えてまた経営を見ていければなと私は思っておりました。

以上です。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけどね。先ほど訪問診療の話、私質問しましたけれども、やはり介護のことを考えますとね、病気、何の病気でも入院する、そして退院をするときにどうしますかということ聞かれるわけね、高齢者の場合は。自宅介護をしますか、それとも施設へ入りますかという、この質問は必ず出ます、高齢者の場合ね。ですから、個人的にはみんな自宅で亡くなりたいと思っているわけですよ。ですから、介護する方がいれば、自宅へ戻りますと言うでしょう。それで実際に介護をしていると。

でも、病気の診療1人平均8つの病気を持っていると言われるんですね、平均的には。ですから、必ず訪問診療が必要になると。だから、そういうものをどう確立していくかと私はそれで聞いたんですけども、ほとんど数えるぐらいしか今のところ訪問診療しているところがない。

訪問介護をしているところは、介護じゃなくてナースが来るんですよ。それはたんを取ったりとか、ある程度の医療を受けられますけども、やはりそういう制度を確立していくということが、やっぱり病院経営は今介護を含めて考えていかなきゃいけないと、私はそんなふうには受け止めています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。先ほどの委員長の発言のほうに戻してしまうんですけども、2点ございまして、まず整形外科で増収を図られるということで、いい先生が来れば医療収益も上がるということが非常にすごいなとは感じたんですけども、同時に看護師は常に不足していて急性期病棟の制限がかかっているというところで、いい先生が来て医療収益を上げつつも看護師不足をどうにか解決しなければいけない状況というところで、

何がネックなのかというのを一度洗い直していただいてもいいのかなというのは感じました。

給料が安すぎて看護師が来れないのか、それとも勤務体系の問題なのか、少し菊川病院としても何が問題なのかというところをもう一度考え直していただいて、いい先生が来てくれて増収が見込める中で、看護師不足をどう補っていくかというところも、ネックの発見からしていただけたら得がたいかなというところは感じました。

あともう一点、さくらんぼですね、保育園の事業のところ。お医者様にとっても看護師にとっても子どもに何かあったときに急に預けられる施設は必要だということで、必要性は非常に強く答弁をいただいたので、それは理解はするんですけども。

ただ、繰出金が10億以上、補正がかかって大体11億ぐらい繰り出しがいつもある中で、2,000万出ているというのは結構小さくはない額だなというのを感じてまして、市の繰出金も非常に膨大な額になっている中で、これを運営し続けるメリットは、やはりちょっと考え直す必要があるのかなというのを感じました。

医師と看護師の働き方というところで、非常に大きなPRポイントだということは理解はしたんですけども、ただ実際の会計上の費用対効果というのを見てみますと、2人のお子さんを預かるのに2,367万というのは、ちょっと大きすぎるかなというのを感じますので、引き続きこれは課題として認識していく必要があるのかなというのを感じました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連して、もしあれば。14番。

○14番（小林博文君） 14番です。それは前年度もかなり教育福祉委員会で問題というか問題視されまして、何度か出ましたけども、先ほど答弁のとおりで、じゃ、今医師2名が、預けている医師がいるというところが、それがあつたがために来てくれたのであれば、その2名がいなかったら2,000万円以上の多分減があつたかと思うんですよ。とか、実際は来てくれないんだけど、看護師とかでも病院の中にさくらんぼがある、預かる施設があるよというところで、ちょっとインセンティブとか有利な部分がほかよりあるというか、今インセンティブというよりも最低条件になってきているんで、ないと逆に対象から外れちゃうというのもあるみたいなんです。

そういう意味を聞くと、それならそれでね、残すのはいいんですよ、前回のところの話の中では残すのはいいんだけど、もっとPRして、そこを全面的に出して看護師さんとかいうところを雇ってくださいというところは言っております。

それが単純に子どもさんで金額割っちゃうと費用対効果となっちゃうんだけど、それが医

師のほうで来ているというのでプラス面が数字では現れないもんですから、なかなか理解しがたかったんですけど、前回の中ではいろいろその中でいう中ではやむを得ないかなと。

それがおいおい、保育園のほうもちょっと今、子どもさん減ってきているんで、余裕があれば自分の住んでいる近くのところで、さっきあった3歳超えちゃうと4歳になると、結局病院の保育園では預かれなくなっちゃうならば、もともといるお兄さんがいる5歳のところの保育園預けるほうが常に行きやすいとかいうのもあると思うんで、その辺も含めて将来的に需要がどうあるかもあって向こうも考えると思うんですけど、今としてはまだ、それが有利な方向に働くならば入れたいというのは、去年までの教育福祉委員会の中ではしようがないねという了承の中には至っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連してあれば。1番、どうぞ。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけども、今病院内の預かり所なんですけど2名ということだったんですけど、2名ですよ、病院の先生。それって、その病院の職員でないと預けられないというところで、ほかの病院と関係ない方は駄目なんです。すいません、質問になってしまったんですけど。

○分科会長（西下敦基君） ご意見があれば。16番。

○16番（山下 修君） 補正でも何か言ったような覚えありますけれども、一点はもう公営の病院なもんですから繰出金が10億ですかぐらいあるというのはしようがないのかな。御前崎でも多分、榛原病院でもそうなってるし、ほとんどそういうふうになっている——、あ、中東遠ですね、その辺りどうしようもないが。

それで、今日の話聞いてるとやっぱり医師の売上げというか何人使用できるかみたいのところ、空席になっていたところがあったんですけども、医師が2名以上いないと駄目だということなもんですから、そこはもう、はっきり言うと総合病院的な対応はもう菊川病院に望むというのはちょっと無理なのかなと。

というのは、やっぱり中東遠の医療圏の中で、磐田にしろ中東遠にしろ、菊川、それで御前崎で機能を分化していただいて、広域で連携して利用者と対応しているところいう形を取らなければいけない、そういうことは何年前に厚生省が何かそんな話を持ち出していたんですよ。そこら辺がその時期が今は来たのかなというような気がします。

ですから、当然その中で医師の働き方改革とかそういったこともしきりにうたわれてきた中で、そういう対応で分化をするというんですかね、役割の分化をしていく。広い地域で逆

に言えば御前崎市と菊川市と掛川市と袋井市と磐田市ぐらいが合併して一つになればいいんじゃないですか（笑声） こういうような発想でないといけないのかなと思います。その先陣として広域連携みたいなことを考えたらと、そんなふうに感じました。

○分科会長（西下敦基君） じゃ、ほかにご意見で、できれば。

○14番（小林博文君） 今の件なんですけど、今もう実際すみ分けしているんですね、中東遠と磐田の病院が。旧政府の第一次の受付で、その下に森と菊川と御前崎があつて、その辺はすみ分けしているんで、その形で慢性期の整形外科を菊川は売りにして伸ばしていくという方向に向かっていると思うんで、その辺で確かに見て、耳鼻科、皮膚科で入院まで取るかという、そこは外来さんだけ取ってあればいいのかなという気はします。

あと菊川は割と、菊川病院抜けても開業するのに市内に開業してくれる方があって、その辺も含めて市内全体でどんな課が不足しているかというところを補っていくというところを、ちょっと代表質問のときに打合わせする際にはそういうお話をお願いをしたんですけど、そういうのも山下さんおっしゃるとおりで、じゃあ菊川だけで完結しないなら、掛川と連携してうちは整形するからみんな連れてきてよと。その代わり、うちはここは弱いから掛川へ患者さん紹介して、こういう医者があるよと紹介してくれという、そういう広域の連携というのもさらに進めていってほしいと言ったんですけど、多分その辺も進めているのはあるみたいなんですけど、表に出てこない。

あとはね、録音しているとちょっと言いにくいんですけど、小笠医師会とのつながりもちよとなかなか、小笠医師会の意見もかなり尊重するんで、そういう意見もあるんで、その辺がどう周りの中東圏でやっていくかというところになかなか結びついていないのかなという気はします。

○16番（山下君） 初診を受け付けるようになった。

○14番（小林博文君） 初診、もうその先を。

○16番（山下君） それ関係あるよね。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。どの辺の意図がちょっと分からない点もあるんですけども、国としては病院の縮小統廃合という流れもありますけども、やはりこの地域に菊川病院があるということは非常に安心感がありますので、（アリガタリ）分担でも結構ですので、そういった維持していただけるような方向でしてほしいなということと。

10億円の繰入れというのは前からも聞きますけど、そんなに増えていないのか、大体この

ぐらいで推移しているのかというのを、前からどっか。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（小林博文君） 8年前に僕議員になったときに、8億ぐらいで9億と増えつつあって、そのときに、総務建設にいたときに、当時の財政課長にどこまでなら許せますかという質問をしたこともあります。そしたら、10億を超えない程度で何とかやっていただきたいというのは、もう6年前ぐらいの話です。

今さっきあった診療報酬とかの見直しでなかなか思うように上がっていかないんで、受け入れても赤字になっちゃうというのは地方病院の常で、そこを見ると要は10億を今超えているんですけど、相場から見ても今10億ならぎりぎり大丈夫なのかなという感じなんです。

〔「総体も増えています」と呼ぶ者あり〕

○14番（小林博文君） うん、そう。だから、どこまで市が持ちこたえ出してくれるかというところを置いているかというところで、もっと大きな範囲で言うと、この企業会計自体の枠をどこまで、水道、上下水道とか含めてどこまで割合、パーセンテージなのか金額なのか分かんないです。地方公共団体によっては何パーセントとか何億までしか出さないという枠を決めているところもあるんですけど、まだそこまでこの市は至ってないのか分かんないですが、そういうところまである程度来たらそういう、じゃあトータルで50億以上は他会計繰り出さないとかいうことも当初予算の段階、本会計を圧迫するようなことがあれば考えていかなきゃいけないかなと思うんですけど。

その中で病院というのはやっぱり一番大きな割合を占めてて、その中でどこまで許せるかというところだと思う。それが市のほうの判断もあるんでしょうけど、私ども勉強して、どこまでなら我慢できるかというところをこちらも理解するというのも必要なと思っています。

なので10億超えて、それが毎年10%ずつ増えていくということずっと課題なんですけど、その辺は再生プラン出しているんで、そこを今見極めて5年間でどうするかで、黒字にすると言っているんで、そこがちゃんといくのかというのを見極める必要があるかなと、病院は特に思っていて。10億超えてるけど、なかなか持ちこたえているなど、個人的にはもっているといます。

以上です。

〔「11億くらいまで行った」と呼ぶ者あり〕

○14番（小林博文君） 行っています。繰出金とね、何だっけ、言い方変えてお金を余分に

持ち出しするんで、1億ぐらい。だから、その辺でどこまで市が耐えられるかというところは見極めなきゃいけないけど。

奥野さんおっしゃるとおりで、市民病院があるというのはすごく強みなんです。なくなるで、ずっと、やっぱり皆さんのショック大きいと思うんで、そこはできる限り維持していただきたいと思うんですけど。

○分科会長（西下敦基君） 13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。公立病院と私立病院のね、私立、それはいずれまた考えなきゃいけないときが来ると思うんですよ。実際、ほかの他市ではそういうこともやっているわけですから、そのときの公務員の従業員の数が物すごいですから、その問題を抱えてくれるところがあるかと。

最近では、福地さんなんか新しい病院を造りました。星乃珈琲と経営者一緒なもんですから、今度菊川病院やってよと冗談で言っただけなんですけどね。そういうこともいずれは考えなきゃならんときが来ると思います。

○分科会長（西下敦基君） ということで。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。長くなっちゃったですけど、今回病床数の変更で若干病院の性格が変わったかなということも、そういった今後の病院の在り方に影響するかなということですけど、思いました。

意見です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですかね。

〔「終わりましたか」と呼ぶ者あり〕

〔「これで採決採るんでしたっけ」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） はい、採決は採ります。

以上で自由討議を終了させていただきます。

それでは、採決をします。議案第26号 令和7年度菊川市病院事業会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○分科会長（西下敦基君） 挙手全員。よって、議案第26号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第26号の審査を終わります。

なお、委員会報告の作成については正副委員長に一任願います。

以上で、本日予定しておりました予算審査を終了いたします。

明日は、こども未来部、健康福祉部の一般会計予算審査が予定されていますので、8時30分までにご参集ください。

本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでした。

では、互礼で。

○書記（ 君） 互礼をもって、ご起立願います。相互に礼。

閉会 午後 4時29分